

目 次

◎会議録第1号（9月4日）議案説明

開 会	5
日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告	5
開 議	7
日程第2 会議録署名議員の指名	7
日程第3 会期の決定	7
日程第4 報告第 5号 専決処分の報告について（西公民館耐震補強建築主体工事変更請負契約の締結について）	8
日程第5 報告第 6号 平成29年度決算に係る財政指標の報告について	9
日程第6 請願第 1号 日本政府が、「核兵器禁止条約」に署名・批准することを求める意見書の提出について	10
日程第7 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度松前町一般会計補正予算（第2号））	11
日程第8 議案第48号 松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例	12
日程第9 議案第49号 松前町特別職の職員で非常勤のものへの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例	13
日程第10 議案第50号 松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	15
日程第11 議案第51号 松前町都市公園条例の一部を改正する条例	16
日程第12 議案第52号 権利の放棄について	17
日程第13 議案第53号 平成29年度松前町歳入歳出決算認定について	18
日程第14 議案第54号 平成29年度松前町水道事業会計決算認	

		定について……………	26
日程第15	議案第55号	平成30年度松前町一般会計補正予算 (第3号)……………	31
日程第16	議案第56号	平成30年度松前町国民健康保険特別会 計補正予算(第2号)……………	31
日程第17	議案第57号	平成30年度松前町後期高齢者医療特別 会計補正予算(第2号)……………	31
日程第18	議案第58号	平成30年度松前町介護保険特別会計補 正予算(第2号)……………	31
日程第19	議案第59号	平成30年度松前町公共下水道事業特別 会計補正予算(第2号)……………	31
日程第20	研修報告……………		35
散 会……………			37

◎会議録第2号(9月10日)一般質問

開 議……………			42
日程第1	会議録署名議員の指名……………		42
日程第2	一般質問		
	7番 村井慶太郎議員……………		42
	3番 金澤 浩議員……………		51
	4番 影岡 俊範議員……………		61
	8番 藤岡 緑議員……………		71
	9番 加藤 博徳議員……………		83
散 会……………			88

◎会議録第3号(9月25日)委員長報告

開 議……………			93
日程第1	会議録署名議員の指名……………		93
日程第2	請願第1号 日本政府が、「核兵器禁止条約」に署名 ・批准することを求める意見書の提出に ついでの継続審査の申し出の件……………		93
日程第3	議案第48号 松前町議会議員及び松前町長の選挙にお ける選挙公報の発行に関する条例……………		93
日程第4	議案第49号 松前町特別職の職員で非常勤のもの報		

		酬及び費用弁償に関する条例及び松前町 執行機関の附属機関設置条例の一部を改 正する条例……………	94
日程第5	議案第50号	松前町家庭的保育事業等の設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例……………	96
日程第6	議案第51号	松前町都市公園条例の一部を改正する条 例……………	97
日程第7	議案第52号	権利の放棄について……………	97
日程第8	議案第53号	平成29年度松前町歳入歳出決算認定に ついて……………	99
日程第9	議案第54号	平成29年度松前町水道事業会計決算認 定について……………	99
日程第10	議案第55号	平成30年度松前町一般会計補正予算 (第3号)……………	104
日程第11	議案第56号	平成30年度松前町国民健康保険特別会 計補正予算(第2号)……………	104
日程第12	議案第57号	平成30年度松前町後期高齢者医療特別 会計補正予算(第2号)……………	104
日程第13	議案第58号	平成30年度松前町介護保険特別会計補 正予算(第2号)……………	104
日程第14	議案第59号	平成30年度松前町公共下水道事業特別 会計補正予算(第2号)……………	104
日程第15	議案第60号	H30幹道第1号-2町道西古泉筒井線 道路改築工事請負契約の締結について……………	109
日程第16	議員派遣の件……………		110
閉 議……………			111
町長挨拶……………			111
閉 会……………			112

9月4日（第1号）

平成30年松前町議会第3回定例会会議録

平成30年9月4日第3回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1 番 住 田 英 次	2 番 田 中 周 作	3 番 金 澤 浩
4 番 影 岡 俊 範	5 番 稲 田 輝 宏	6 番 城 村 トキ子
7 番 村 井 慶太郎	8 番 藤 岡 緑	9 番 加 藤 博 徳
10 番 八 束 正	11 番 岡 井 馨一郎	12 番 早 瀬 武 臣
13 番 三 好 勝 利	14 番 伊 賀 上 明 治	

不応招議員は、次のとおりである。

な し

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡 本 靖
副 町 長	升 田 年 紀
教 育 長	本 馬 毅
監 査 委 員	安 永 紀 雄
総 務 部 長	徳 居 芳 之
保健福祉部長	大 政 哲 志
産業建設部長	松 岡 謙 三
教育委員会 事務局 長	仲 島 昌 二
総 務 課 長	和 田 欣 也
財 政 課 長	合 田 光 隆
財政課技監	近 藤 俊 彦
税 務 課 長	早 瀬 晴 美

福祉課長	楠田匡志
町民課長	重松修平
保険課長	小池良治
健康課長	大川康久
まちづくり課長	黒田泰弘
産業課長	横山眞史
上下水道課長	仙波晴樹
会計課長	山田 運
学校教育課長	米澤浩樹

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	塩梅 淳
議会事務局書記	徳本 敏子

平成30年松前町議会第3回定例会

議 事 日 程 表 No. 1

	平成30年9月4日(火)	午前9時30分	開議
		開 会	
日程第1	町長挨拶並びに諸般の報告		
		開 議	
日程第2	会議録署名議員の指名		
日程第3	会期の決定		
日程第4	報告第 5号	専決処分の報告について(西公民館耐震補強建築主体工事 変更請負契約の締結について)	
	上程	報告	質疑
日程第5	報告第 6号	平成29年度決算に係る財政指標の報告について	
	上程	報告	質疑
日程第6	請願第 1号	日本政府が、「核兵器禁止条約」に署名・批准することを 求める意見書の提出について	
	上程		委員会付託(総務産業建設)
日程第7	議案第47号	専決処分の承認を求めることについて(平成30年度松前 町一般会計補正予算(第2号))	
	上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第8	議案第48号	松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙公報の発 行に関する条例	
	上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(総務産業建設)
日程第9	議案第49号	松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一 部を改正する条例	
	上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(文教厚生)
日程第10	議案第50号	松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例	
	上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(文教厚生)
日程第11	議案第51号	松前町都市公園条例の一部を改正する条例	
	上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(文教厚生)
日程第12	議案第52号	権利の放棄について	
	上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(総務産業建設)

日程第13	議案第53号	平成29年度松前町歳入歳出決算認定について
上程	提案理由説明	監査委員報告 質疑 委員会付託(予算決算)
日程第14	議案第54号	平成29年度松前町水道事業会計決算認定について
上程	提案理由説明	監査委員報告 質疑 委員会付託(予算決算)
日程第15	議案第55号	平成30年度松前町一般会計補正予算(第3号)
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(予算決算)
日程第16	議案第56号	平成30年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(予算決算)
日程第17	議案第57号	平成30年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(予算決算)
日程第18	議案第58号	平成30年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2号)
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(予算決算)
日程第19	議案第59号	平成30年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(予算決算)
日程第20	研修報告	

午前9時30分 開会

○議長（八束 正） ただいまから、平成30年松前町議会第3回定例会を開会いたします。

~~~~~

#### 日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告

○議長（八束 正） 日程第1、町長挨拶並びに諸般の報告を行います。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議長の御指名によりまして、御挨拶を申し上げます。

非常に強い台風21号が本日昼前には愛媛県に最も接近するとのことでありまして、7月に大きな被害を受けた県内各地の二次災害が心配されるところです。今のところ風雨ともに大したことはないようですので、このまま被害のないことを祈りたいと思います。

本日、平成30年松前町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御参集をいただき、ありがとうございました。本議会におきましては、平成30年度一般会計補正予算案をはじめ、当面する町政の諸案件について御審議いただくことになっておりますので、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今年は8月に9個の台風が発生しました。一月に9個も発生するのは24年ぶりとのことです。また、台風15号から19号までは統計史上初めて5日連続で発生しており、地球規模での環境の変化を大変心配しているところです。また、6月には大阪府北部地震、7月には西日本で豪雨災害と立て続けに災害が発生し、甚大な被害をもたらしました。この度の災害で犠牲になられた皆様の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

松前町では、7月豪雨による愛媛県内被災地への支援として庁舎等で義援金の募集を行うほか、宇和島市に町職員延べ141人を派遣し、人的支援を実施しています。また、9月以降は西予市と大洲市へ職員を一定期間派遣することとしておりまして、今後も引き続き支援を続けることとしています。被災地の一日も早い復興をお祈りいたします。

それでは、平成30年第3回定例会の開会に当たり、提案しております各議案の説明に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

初めに、防災対策について申し上げます。

今月2日に松前町総合防災訓練を実施しました。近年日本全国各地で大規模水害が多発していることから、今年度の総合防災訓練は例年とは内容を変更して風水害に特化し、重信川の氾濫により浸水害が発生している想定で行いました。内容としては、避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告の2段階に分けた各種指定避難所への避難訓練、避難先の使用可能な教室や防災倉庫、キーボックスの位置、及び使用方法の確認、マンホールトイレの設置訓練、消防団による避難誘導などを行いました。

また、11月7日には内閣府と松前町とが共同で地震・津波防災訓練を実施する予定です。これは、今年度全国で10か所の自治体が行う訓練の一つとして実施するものであり、南海トラフ巨大地震発生後、瀬戸内海沿岸に津波警報が発表されたという想定で行い、シェイクアウト訓練、津波避難訓練、情報伝達訓練、応急救護訓練、炊き出し訓練などを行う予定です。また、エミフルMASAKIと連携して、来店しているお客様の避難訓練や従業員による避難誘導訓練なども実施することとしています。大型商業施設と連携して実施する訓練は、全国で初めての取組になります。今後もこうした訓練を実施することにより、松前町全体の防災意識の高揚と災害時における行動力の向上に努めてまいりたいと思います。

次に、まつまえ町との交流事業について申し上げます。

7月26日から28日まで、町内の小学生9名が北海道まつまえ町を訪問しました。子どもたちは、まつまえ町で北海道ならではの趣向を凝らした様々な体験やイベントを経験することができ、一生の思い出になったことと思います。12月には、まつまえ町から子どもたちが来町しますので、より一層友好を深めたいと思います。こうした交流事業を通じてお互いの文化や伝統を知るとともに、この出会いを大切に、将来にわたって交流が続いていくことを期待しています。

次に、ホッケーによるまちづくりについて申し上げます。

6月28日、29日の2日間、大阪府茨木市及び奈良県天理市で開催された第37回全日本大学ホッケー王座決定戦の試合会場を私自身が訪問し、大会に出場している東海地方以西の大学に対してキャンプ誘致活動を行ってまいりました。11の大学の監督と面談し、松前町の魅力とホッケー場の施設概要について説明しました。その中で、男子ホッケー日本代表チーム「サムライジャパン」の監督にもお会いすることができ、2020年の東京オリンピックに向けた事前強化合宿地として松前町ホッケー場を選んでいただくようPRしたところ好感触が得られましたので、引き続き交渉してまいります。今後も、「ホッケーの聖地・松前町」を目指し、積極的に誘致活動を行い、ホッケーのまちづくりを推進します。

次に、まさき町夏祭りについて申し上げます。

8月4日に開催した夏祭りには大勢の町民の皆さんが参加し、猛暑に負けないにぎわいのある祭りとなりました。塩屋海岸で行われたはんぎり競漕では、高校対抗の部、はんぎり甲子園に初出場の松山聖陵高校をはじめ、松山近郊の高等学校のほか、初めて中予地域以外から宇和島水産高校の参加をいただき、12校22チームにより熱戦が繰り広げられました。第3回目となる今回は、松山中央高校が見事2連覇を達成しました。また、一般個人男子の部、一般個人女子の部でも新記録が続出しいずれも連覇となったほか、一般団体の部では東レチームが悲願の初優勝を果たすなど見所の多い大会となりました。この熱い戦いは先週末テレビ番組で放送され、松前のはんぎりの魅力を広く発信することができまし

た。今後更に町内外からより多くの方々に参加していただける大会となるよう育てていきたいと思ひます。

また、松前公園では、まさき音頭の後、松前町イメージソングまさき色の風を作詞、作曲していただいたレーモンド松屋さんの野外ライブを行いました。ライブの終盤には、レーモンド松屋さんの生歌に合わせて伊予民踊研究会松前支部の皆さんがまさき色の風の踊りを披露する等、会場が一体となってこれまで以上に盛り上がりました。

次に、豊かでにぎわいのあるまちづくりについて申し上げます。

今年度、松前町イメージアップ戦略の第一弾として4月21日に先ほど申し上げました松前町のイメージソングを発表、第二弾として4月29日にはレンタサイクルをスタートさせ、町の魅力を広く発信する取組を進めています。今月21日からは、イメージ戦略の第三弾として花いっぱい事業を実施します。古泉駅南側の約3,000平方メートルの農地を花畑として整備し、間もなく町花ヒマワリが満開となりますので、オープニングセレモニーを行うこととしています。この花畑にはヒマワリのほか季節に合わせた花を植えるなど、町外から松前町を訪れる方々を花いっぱいでお迎えするとともに、町民の皆様の憩いの場となるよう、にぎわいと活力のあるまちづくりに努めてまいります。以上が諸般の報告であります。

なお、本定例会には、報告案件2件、専決処分の承認1件、条例案件4件、決算認定2件、予算案件5件、その他議決を求めるもの1件、合わせて15件の議案を提出しております。各議案の詳細につきましては、提案理由の中で御説明申し上げたいと思ひます。何とぞ慎重に御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（八束 正） 町長挨拶並びに諸般の報告を終わります。

これから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（八束 正） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。4番、影岡俊範議員、5番、稲田輝宏議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

## 日程第3 会期の決定

○議長（八束 正） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る8月28日の議会運営委員会で協議の結果、本日から9月25日までの22日間と決定しました。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月25日までの22日間と決定しました。

~~~~~

日程第4 報告第5号 専決処分の報告について(西公民館耐震補強建築主体工事変更請負契約の締結について)(上程、報告、質疑)

○議長(八束 正) 日程第4、報告第5号専決処分の報告について(西公民館耐震補強建築主体工事変更請負契約の締結について)を議題とします。

提出者の報告を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 報告第5号専決処分について報告いたします。

西公民館耐震補強建築主体工事について契約金額を増額する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。

内容につきましては、近藤財政課技監に説明をさせます。

○議長(八束 正) 近藤財政課技監。

○財政課技監(近藤俊彦) それでは、報告第5号専決処分について報告いたします。

議案書では1ページですが、参考資料で補足して御説明いたします。

参考資料の1ページを御覧ください。

今回の変更は当初契約額から159万1,000円を増額し、変更後6,282万7,000円としたものです。変更の概要としましては、1階の正面玄関入り口にスロープを設置したものと2階へ通じる既存のスロープに手すりを設置したものです。

参考資料の2ページと3ページは、正面玄関及び2階へ通じる既存スロープの位置図になります。

参考資料の4ページを御覧ください。

図面上段の黒く網かけしている箇所が正面玄関に設置したスロープで、公民館利用者の利便性向上のため設置したものです。

参考資料の5ページを御覧ください。

右下の図面が既存スロープの断面図になります。黒く着色しているのが設置した手すりです。高齢者やベビーカー等の利用者が既存スロープを容易に使用できるよう設置したものです。

以上で説明を終わります。

○議長(八束 正) 提出者の報告を終わります。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

報告第5号を終わります。

~~~~~

日程第5 報告第6号 平成29年度決算に係る財政指標の報告について(上程、報告、質疑)

○議長(八束 正) 日程第5、報告第6号平成29年度決算に係る財政指標の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 報告第6号平成29年度決算に係る財政指標について報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員の意見を付けて報告するものです。

内容につきましては、健全化判断比率については合田財政課長に、資金不足比率については仙波上下水道課長にそれぞれ説明させます。

○議長(八束 正) 合田財政課長。

○財政課長(合田光隆) では、報告第6号について補足して説明いたします。

それでは、健全化判断比率について説明いたしますので、別冊の参考資料7ページをお開きください。

健全化判断比率は、財政の健全化や再生の必要性を判断するとともに、財政状況を統一的な指標で明らかにすることにより当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものです。財政健全化を判断するための指標として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標があります。なお、各指標の状況を表す表に記載しています早期健全化基準とは、財政が悪化している状況とみなされる基準であり、財政再生基準とは、財政が著しく悪化しており、自主的に財政の健全化を図ることが困難な状況とみなされる基準となります。

初めに、1の実質赤字比率ですが、一般会計の赤字の度合いを指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す比率になります。平成29年度一般会計における決算での実質収支が黒字であるためマイナスの比率となり、基準と比較すべき実質赤字には該当しておりません。

次に、8ページをお開きください。

上、2の連結実質赤字比率ですが、国民健康保険特別会計や公営企業会計を含む全ての会計を合算することにより地方公共団体の赤字の程度を指標化し、財政運営の度合いを示

す比率です。平成29年度の全会計における実質収支等の合計額が黒字であるためマイナスの比率となり、基準と比較すべき連結実質赤字には該当しません。

次に、3の実質公債費比率ですが、全会計及び一部事務組合等を対象とする指標で、一般会計が負担する地方債の元利償還金額の程度を示す比率となります。平成29年度の実質公債費比率は9.1%となっており、早期健全化基準の25%を下回っています。

次の9ページになります。

4の将来負担比率ですが、全会計及び一部事務組合等の地方債の償還に充てられる見込額や職員の退職手当支給予定額など一般会計が将来負担すべき実質的な負債の残高に基づき指標化したもので、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す比率のことになります。平成29年度の将来負担比率は78.5%で、早期健全化基準の350%を下回っています。

健全化判断比率についての補足説明は以上です。

なお、議案書の9ページから11ページにわたり監査委員の報告意見書となりますので、御確認のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（八束 正） 仙波上下水道課長。

○上下水道課長（仙波晴樹） 続きまして、公営企業の資金不足比率について御説明いたします。

議案書の7ページをお開きください。

資金不足比率とは、資金の不足状況を指標化し経営状態の悪化の度合いを示すものであります。水道事業会計の資金不足比率は、平成29年度水道事業会計の決算で流動資産が流動負債を上回っており資金不足額がないため、資金不足比率は発生しておりません。

続きまして、公共下水道事業特別会計の資金不足比率は、平成29年度公共下水道事業特別会計の決算で歳入額が歳出額を上回っており資金不足がないため、資金不足比率は発生しておりません。

なお、12ページ及び13ページに監査委員の審査意見書が付いておりますので、御参考していただけたらと思います。

以上で説明の方終わります。

○議長（八束 正） 提出者の報告を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

報告第6号を終わります。

~~~~~

日程第6 請願第1号 日本政府が、「核兵器禁止条約」に署名・批准することを求

める意見書の提出について（上程、委員会付託（総務産業建設））

○議長（八束 正） 日程第6、請願第1号日本政府が、「核兵器禁止条約」に署名・批准することを求める意見書の提出についてを議題とします。

請願につきましては、お手元にお配りしております請願書の写しのとおりです。

お諮りします。

請願第1号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本請願は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第7 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度松前町一般会計補正予算（第2号））（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（八束 正） 日程第7、議案第47号専決処分の承認を求めることについて（平成30年度松前町一般会計補正予算（第2号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第47号について提案理由を申し上げます。

平成30年6月18日に発生した大阪府北部地震により小学校のブロック塀が倒壊した事故を受け、町内の公共施設におけるブロック塀の安全点検を実施した結果、改修や撤去等の対応が必要である箇所が確認され工事を施工するための経費が早急に必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年度松前町一般会計補正予算第2号を専決第4号として別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

内容につきましては、合田財政課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（八束 正） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） それでは、議案第47号について補足して説明いたします。

議案書の19ページをお開きください。

今回の一般会計補正予算により歳入歳出それぞれ2,222万6,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれの総額は102億3,242万1,000円になります。

初めに、歳出の方から説明いたしますので31ページをお開きください。

上段、3款民生費2項5目の保育所費の補正額21万6,000円は、二名保育所、白鶴保育

所における工事請負費になります。

次の4款衛生費2項1目の清掃総務費の補正額522万9,000円は、不燃物置き場における測量設計委託料49万7,000円と工事請負費473万2,000円となります。

次に、7款土木費6項1目の住宅管理費の補正額304万6,000円は、小斉院住宅及び堅田住宅における工事請負費となります。

続いて、9款教育費2項3目の学校営繕費の補正額1,157万5,000円は、松前小学校、岡田小学校における工事請負費、同じく9款教育費3項3目の学校営繕費の補正額216万円は、岡田中学校における工事請負費になります。

次に、歳入になりますが、前のページの30ページを御覧ください。

今回の歳出経費は2,222万6,000円の財源になりますが、これは全て地方交付税を充てております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第47号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第48号 松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（八束 正） 日程第8、議案第48号松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第48号について提案理由を申し上げます。

松前町議会議員及び松前町長の選挙において選挙公報を発行するため、新たに制定する

ものです。

内容につきましては、徳居総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願
いいたします。

○議長（八束 正） 徳居総務部長。

○総務部長（徳居芳之） 議案第48号について補足して説明いたします。

議案書33ページと参考資料の13ページをお開きください。

まず、参考資料の13ページを御覧ください。

国政選挙及び知事選挙においては、公職選挙法第167条の規定により選挙公報の発行
が義務付けられていますが、市町村議会議員及び市町村長選挙における選挙公報につい
ては、公職選挙法第172条の2の規定により条例の定めるところにより選挙公報を発行す
ることができるかとされています。松前町においても候補者の政見や公約等を広く選挙人に伝
達するため、新たに本条例を制定するものです。

次に、議案書33ページを御覧ください。

第1条で趣旨を、第2条で選挙公報の発行について、第3条で掲載の申請手続につい
て、第4条で掲載要領について、第5条で配付方法について、第6条で発行を中止する場
合について、第7条では申請等の時間について、第8条では委任事項について定められて
おります。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第48号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任
委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第9 議案第49号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に  
関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部  
を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託  
（文教厚生））

○議長（八束 正） 日程第9、議案第49号松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及

び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第49号について提案理由を申し上げます。

町長の附属機関として松前町認知症初期集中支援チーム検討委員会を新たに設置するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大政保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） それでは、議案第49号について補足して説明をいたします。

参考資料の15ページをお開きください。

まず、改正の概要ですが、松前町認知症初期集中支援事業実施要綱第7条の規定により設置するものであります。

改正の内容につきましては、第2の方にありますとおり、松前町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行いまして、別表に61として松前町認知症初期集中支援チーム検討委員会を加えるようにしています。職名としては委員、報酬額としては日額7,400円としております。

それと、2として松前町執行機関の附属機関設置条例の一部改正を行いまして、別表（第2条関係）に新たに松前町認知症初期集中支援チーム検討委員会を加えることとしております。担任する事項としましては、認知症初期集中支援チームの活動に係る審議及び意見の答申に関する事項でございます。委員構成の定数としましては9名となっております。

資料の19ページをお開きください。

松前町認知症初期集中支援チーム検討委員会要綱の中の第2条としまして、委員の構成を挙げております。1号の保健医療関係者から第5号の前各号に係るもののほか、町長が必要と認める者としております。

なお、この条例につきましては、公布の日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第49号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第10 議案第50号 松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(文教厚生))

○議長(八束 正) 日程第10、議案第50号松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第50号について提案理由を申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大政保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長(八束 正) 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長(大政哲志) それでは、議案第50号について補足して説明いたします。

この条例は、児童福祉法の規定に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

今回の改正内容は、家庭的保育事業を行う場合の代替保育に係る連携施設の確保義務を緩和すること、家庭的保育事業の食事提供の特例に関する外部搬入施設を拡大すること、家庭的保育事業の自園調理に関する規程の適用猶予期間を延長することの3点です。

それでは、議案書の38ページをお開きください。

第6条第2項では、家庭的保育事業を行う場合の代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和について規定をしております。

39ページになりますが、同条第3項では、追加される連携施設を規定をしております。

16条第2項では、第4号を追加し、食事の外部搬入できる施設を規定をしております。

41ページになります。

附則第2条において自園調理に関する経過措置を5年と定めておりましたけども、第2項を追加し、経過期間を10年に延長するものです。その他改正に併せて所要の改正を行っております。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第50号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第11 議案第51号 松前町都市公園条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（八束 正） 日程第11、議案第51号松前町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第51号について提案理由を申し上げます。

松前町ホッケー公園の名称を変更するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、仲島教育委員会事務局長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八束 正） 仲島教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（仲島昌二） それでは、議案第51号について、補足して御説明させていただきます。

議案書43ページから44ページをお開きください。

今回の改正は、松前町都市公園条例に定める松前町ホッケー公園の名称を2017年えひめ国体におけるホッケー競技が当公園で行われたことを記念に将来に伝える名称とするため、松前町国体記念ホッケー公園に変更するものであります。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第51号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第12 議案第52号 権利の放棄について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（八束 正） 日程第12、議案第52号権利の放棄についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第52号について提案理由を申し上げます。

愛媛県漁業信用基金協会の財務内容を改善するため、同協会への出資金の出資口数を減じることに伴い発生する払戻請求権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、横山産業課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（八束 正） 横山産業課長。

○産業課長（横山眞史） 議案第52号について補足して説明いたします。

議案書45ページをお開きください。

中ほどにあります出資口数の減少に伴う払戻請求権の表を見ていただいたらと思います。出資先の住所及び氏名、松山市二番町4丁目6番地2、愛媛県漁業信用基金協会。減少させる出資口数、出資金27口135万円のうち9口45万円でございます。

次に、参考資料21ページをお開きください。

愛媛県漁業信用基金協会についてですが、漁業者等の資金の需要に対し円滑な融資のために債務を保証する目的で昭和28年6月に設立されました。会員としては、愛媛県、市、町、漁連、信漁連のほかがあります。出資金は38億6,000万円になっております。そのうち、松前町は135万円となっております。県協会としましては、将来的な安定した保証業務の継続、近い将来発生が予想される南海トラフ大地震による漁家経営の影響等を勘案した場合、全国協会への合併による組織の強化を図ることが必要になりました。全国協会の動きとしましては、平成29年4月に全国協会が設立されております。県協会としては平成31年4月の合併に向け事務を進めていますが、全国協会参画には合併前に欠損金の解消が必須とされています。

22ページをお願いします。

県協会では多額の繰越欠損金を抱えていますので、欠損金の解消について県協会の出資金の減資により欠損金を補填することが不可避となり、減資する補填に当たっては出資者による払戻請求権の放棄が必要になります。

出資金及び減資金額の表を御覧ください。

出資金合計38億6,000万円に対して、減資額8億3,723万3,000円になります。松前町では、出資金135万円に対しまして減資額45万円となります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第52号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

**日程第13 議案第53号 平成29年度松前町歳入歳出決算認定について（上程、提案理由説明、監査委員報告、質疑、委員会付託（予算決算））**

○議長（八束 正） 日程第13、議案第53号平成29年度松前町歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第53号について提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、松前町の一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計及び公共下水道事業特別会計の平成29年度歳入歳出決算について、監査委員の意見を付けて認定を求めるものです。

内容につきましては、会計管理者山田会計課長に説明をさせまして、監査委員から監査結果を報告していただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八束 正） 山田会計課長。

○会計課長（山田 運） 平成29年度松前町歳入歳出決算認定について補足説明をいたします。

各会計の歳入歳出決算書は、関係法令の定めるところにより調製いたしました。また、各会計の決算につきましては、7月9日から8月6日にわたり、安永監査委員、伊賀上監査委員に審査をしていただき、8月17日に監査意見書の報告を受けましたので、これを付して議会の認定をお願いするものです。

内容が多岐にわたりますので、歳入につきましては各会計ごとの歳入合計の調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額を、歳出につきましては各会計ごとの歳出合計の予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額をもって補足説明とさせていただきます。御了承のほどお願いいたします。

なお、各会計における事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書につきましては、決算の付属書類となりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

それでは、決算書の3ページ、4ページをお開きください。

平成29年度松前町一般会計歳入歳出決算書の歳入です。

ページ下段にあります歳入合計において、調定額108億985万1,838円、収入済額105億519万5,463円、不納欠損額1,009万7,238円、収入未済額は2億9,455万9,137円となっております。

次に、7ページ、8ページをお開きください。

一般会計の歳出になります。

同じくページ下段の歳出合計において、予算現額107億1,990万8,000円、支出済額101億7,588万9,181円、翌年度繰越額2億2,326万2,000円、不用額は3億2,075万6,819円となっております。欄外になりますが、歳入歳出差引残額は3億2,930万6,282円となり、同額を翌年度へ繰り越すものです。

121ページ、122ページをお開きください。

平成29年度松前町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の歳入になります。

ページ下段歳入合計において、調定額41億4,081万4,150円、収入済額40億7,755万628円、不納欠損額374万3,959円、収入未済額は5,951万9,563円となっております。

次に、123、124ページが歳出になります。

歳出合計につきましては、続く次の125、126ページの下段になります。

予算現額39億5,087万9,000円、支出済額36億9,549万3,470円、翌年度繰越額0円、不用額は2億5,538万5,530円となっております。欄外の歳入歳出差引残額は3億8,205万7,158円となり、同額を翌年度へ繰り越すものです。

続きまして、155ページ、156ページをお開きください。

平成29年度松前町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の歳入となります。

ページ下段、歳入合計において、調定額4億6,815万8,227円、収入済額4億6,793万

6,077円、不納欠損額0円、収入未済額は22万2,150円となっております。

次に、157、158ページが歳出です。

ページ下段、歳出合計において、予算現額4億4,678万6,000円、支出済額4億4,602万6,482円、翌年度繰越額0円、不用額75万9,518円となっております。欄外の歳入歳出差引残額は2,190万9,595円となり、同額を翌年度へ繰り越すものです。

続いて、171ページ、172ページをお開きください。

平成29年度松前町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算書の歳入です。

ページ下段、歳入合計において、調定額27億5,728万208円、収入済額27億5,183万4,894円、不納欠損額105万1,230円、収入未済額439万4,084円となっております。

続いて、173、174ページが歳出です。

ページ下段、歳出合計において、予算現額27億906万5,000円、支出済額26億6,804万936円、翌年度繰越額0円、不用額4,102万4,064円となっております。

175ページ、176ページをお開きください。

ページ下段になります。松前町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出差引残額は8,379万3,958円となり、同額を翌年度へ繰り越すものです。

203ページ、204ページをお開きください。

平成29年度松前町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算書の歳入です。

ページ下段、歳入合計において、調定額1,381万1,380円、収入済額も同額の1,381万1,380円、不納欠損額、収入未済額はともに0円となっております。

次の205ページ、206ページが歳出になります。

ページ下段、歳出合計において、予算現額1,372万4,000円、支出済額1,308万9,836円、翌年度繰越額0円、不用額63万4,164円となっております。欄外の歳入歳出差引残額は72万1,544円となり、同額を翌年度へ繰り越すものです。

215ページ、216ページをお開きください。

平成29年度松前町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書の歳入です。

ページ下段、歳入合計において、調定額6億6,345万9,234円、収入済額6億3,374万8,992円、不納欠損額50万5,610円、収入未済額2,920万4,632円となっております。

次の217、218ページが歳出になります。

ページ下段、歳出合計において、予算現額6億6,483万7,000円、支出済額6億1,994万8,401円、翌年度繰越額2,594万5,000円、不用額1,894万3,599円となっております。欄外の歳入歳出差引残額は1,380万591円となり、同額を翌年度へ繰り越すものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。



監査委員の報告を求めます。

安永紀雄監査委員、お願いします。

○監査委員（安永紀雄） それでは、お手元の議案書に平成29年度松前町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書がありますので、これによりまして御報告を申し上げます。

議案書の4ページをお開きください。

第1、審査の概要について。

1、審査の対象について。

審査の対象は(1)平成29年度松前町一般会計、(2)平成29年度松前町国民健康保険特別会計、(3)平成29年度松前町後期高齢者医療特別会計、(4)平成29年度松前町介護保険特別会計、(5)平成29年度松前町公共下水道事業特別会計です。

2、審査の期間、平成30年7月9日から8月6日までのうち、6日間において行いました。

次のページを御覧ください。

第3、審査の結果について。

1、各会計の総括について。

(1)審査に付された各会計の決算書等は、計数はいずれも正確であり、内容についても関係法規等に準拠し、適正かつ効率的に執行されていると認められました。

(2)財産の管理につきましては、計数はいずれも正確であり、適正かつ効率的に管理、運営なされていると認められました。引き続き厳正な管理をされたい。

(3)財政運営の状況について。

ア、平成29年度各会計の財政収支の状況は歳入184億5,007万5,000円、歳出176億1,848万8,000円で、翌年度に繰り越す財源を除いて7億9,431万7,000円の剰余金を生じ、前年度の剰余金6億9,793万6,000円と比べると9,638万1,000円の増となっており、引き続き健全な財政運営がなされていると認められました。

イ、5か年間の財政諸指数は次ページの表のとおりで、平成29年度の財政力指数は0.768で、前年度に比べ0.015ポイント上がり改善しています。近年は0.7台で推移しています。経常収支比率は89.5%で、前年度に比べ1.4ポイント悪化しています。依然高い水準で推移しており、今後改善のための努力が求められます。町の年間収入に対する地方債の償還額の割合を示す実質公債費比率は9.1%で、前年度に比べ0.2ポイント改善され、早期健全化基準の25.0%を下回っており、健全な状態です。また、将来の財政が圧迫される危険を表す将来負担比率は78.5%で、前年度に比べ2.6ポイント改善され、早期健全化基準の350.0%を下回っており、健全な状態です。

以上のとおり、財政諸指数はいずれも良好な状態にあると認められます。今後も経常的

経費等の削減を図るとともに、町税及びその他の収入の確保に努め、適切な行財政の運営を推進されるよう引き続き努力をされたい。

次のページを御覧ください。

## 2、一般会計の決算状況。

(1)歳入について。一般会計の歳入は、収入済額は105億519万5,463円で、収入率は予算現額に対して98.0%、調定額に対しては97.2%となっています。収入未済額は2億9,455万9,137円で、主なものは町税、国庫支出金、県支出金、町債で、前年度に比べ2,679万8,084円増加しています。町税、保育料、住宅使用料及びその他貸付償還金については依然多額の収入未済額が報告されており、滞納金の徴収に更に努力をされたい。不納欠損額は1,009万7,238円で前年度に比べ308万5,261円増加しています。滞納が長期にわたるものについては債務者の資産調査等を行い、不良債権化している債権について債権の内容を精査し、可能な対応策等により早期の整理を進められたい。なお、国県支出金及び町債の収入未済については対象事業の繰越しによるものでありやむを得ないものであるが、予算措置を厳格化し、一層の効率的な事業推進を図られたい。

ア、町税について。町税収入済額は44億9,874万4,647円で、一般会計収入済総額の42.7%を占めています。これを前年度と比較すると、33万8,869円増加しています。現年度分の徴収率は99.6%で前年度と比べ0.1ポイント下がったものの、現年度分と滞納繰越分を合わせた徴収率は前年度と比べ0.2ポイント上がっています。一方、収入未済額は3,347万8,820円で前年度に比べ359万9円、9.7%減少しているが、その内訳は現年度分が198万9,179円増加しているものの、滞納繰越分が557万9,188円減少したものです。これは、滞納繰越分について地道な徴収率向上の努力によるものです。引き続き改善を期待します。また、不納欠損額は315万7,472円で前年度と比べ376万3,005円減少しています。引き続き地方税滞納整理機構への徴収委託の活用及び滞納整理の更なる努力を求めます。町税の長期滞納者の中には納税意識の欠如している者や行政に対する不満から納税しない者も見られるところであり、こうした納税態度は町税に限らず、国民健康保険税、介護保険料、住宅使用料等の納入及び貸付金の償還にも影響を及ぼすおそれがあります。善良な納税者の税負担に対する公平感を確保する観点からも、広報紙等を通じて納税意識の高揚を図るほか、きめ細かな納税相談を進めるなど、納税の実を上げるよう一層努めるとともに、悪質な滞納者に対しては法的措置も視野に入れ、厳正に対処することを望むものです。

イ、使用料及び手数料について。使用料及び手数料は収入済額1億393万423円で、収入率は調定額に対しては82.7%、前年度は82.2%となっています。収入未済額は2,170万1,760万円となりました。住宅使用料の現年度分の収納率は97.2%で、前年度に比べて0.6ポイント下がっています。98%台を目標に、公平性の観点から早目の未納への対応を

町税同様に個々具体的に厳正に対処されたい。

(2)歳出について。ア、歳出予算の執行状況は予算現額107億1,990万8,000円に対し支出済額が101億7,588万9,181円で執行率は94.9%、前年度に比べ0.3ポイント下がっています。3億2,075万6,819円が不用額となっていますが、その主なものは総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、土木費及び教育費です。

次のページ、ウを御覧ください。

ウ、予算の執行については、適正かつ計画的、効率的な執行がなされています。なお、契約に当たっては、競争性のない随意契約は真にやむを得ないものに限って例外的に行うよう厳格に運用し、透明性、公平性の確保に努め、更なる経費削減に努力されたい。物件費、維持補修費、補助費等の増額については、真に必要な事業への支出であると推測はできるが注意を要する項目です。

エ、減額補正は、入札減少金などに要因するものです。ただ、財源の有効利用のためにも事前の綿密な調査、住民要望の的確な把握、関係者等との十分な協議により、より適正で厳格な予算編成を望むものです。

11ページをお開きください。

### 3、国民健康保険特別会計の決算状況。

(1)歳入について。歳入については、収入済額は40億7,755万628円で、収入率は調定額に対し98.5%となっています。収入未済額は5,951万9,563円で前年度に比べ1.3%増加し、不納欠損額は374万3,959円で前年度に比べ59.1%減少しています。被保険者から納付される国民健康保険税の収入率は90.6%で、前年度に比べ0.1ポイント上がり改善しています。ただし、収入未済額は前年度に比べ1.0%増加し、不納欠損額は前年度に比べ59.1%減少しているものの、なお多額となっています。引き続き国民健康保険制度の趣旨や仕組みについての周知啓発を行い、町民の意識の一層の高揚に努め、徴収率の向上に努力されたい。

(2)歳出について。歳出について、支出済額は36億9,549万3,470円で執行率は93.5%、前年度に比べて4,620万375円減少しています。その主なものは、保険給付費の療養諸費の減少によるもので、被保険者数の減少が影響しているものです。不用額が2億5,538万5,530円ですが、その主なものは保険給付費で事前に給付額等を正確に把握することができないために生じたものです。執行は適正と認められます。

### 4、後期高齢者医療特別会計の決算状況。

(1)歳入について。歳入については、収入済額は4億6,793万6,077円であり、収入率は調定額に対し99.9%となっています。

12ページをお開きください。

(2)歳出について。歳出については、支出済額は4億4,602万6,482円で執行率は

99.8%、昨年度に比べて2,165万1,202円増加しています。これの主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金、繰出金の増加によるもので、納付金については保険料改定による増が影響しているものです。執行は適正と認められます。

#### 5、介護保険特別会計（保険事業勘定）の決算状況。

(1)歳入について。歳入については、収入済額は27億5,183万4,894円であり、収入率は調定額に対し99.8%となっています。このうち、保険料については収入済額が5億5,637万2,711円で、収入率は99.0%となっています。また、収入未済額は439万4,084円で、前年度に比べ4万6,681円減少しています。今後とも収入未済額の減少を図るため、更なる介護保険制度の趣旨や仕組みの周知啓発を行うとともに、保険料の収納に一層の努力をされたい。

(2)歳出について。歳出については、支出済額は26億6,804万936円で執行率は98.5%、昨年度に比べて7,955万4,723円増加しています。これの主なものは、保険納付費、地域支援事業費の増加によるもので、保険給付費については介護サービスの増が影響しているものです。不用額は4,102万4,064円となっていますが、その主なものは保険給付費で事前に給付額等を正確に把握することができないために生じたものです。執行は適正と認められます。

次のページを御覧ください。

#### 6、介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の決算状況。

(1)歳入について。歳入については、収入済額は1,381万1,380円であり、収入率は調定額に対し100%となっています。

(2)歳出について。歳出については、支出済額は1,308万9,836円で執行率は95.4%、前年度に比べて767万2,130円減少しています。これは事業費等の減少によるものです。不用額は63万4,164円となっていますが、これは賃金及び予備費の執行残によるものです。執行は適正と認められます。

#### 7、公共下水道事業特別会計の決算状況。

(1)歳入について。歳入については、収入済額は6億3,374万8,992円で、収入率は調定額に対し95.5%となっています。収入未済額においては、分担金及び負担金（下水道受益者負担金）が84万100円、また使用料及び手数料（下水道使用料）で376万4,532円となっています。なお、国庫支出金は920万円、町債で1,540万円は、翌年度に繰越しを行ったものです。滞納者に対しては町税同様に個々具体的に厳正に対処し、収納に一層努められたい。

(2)歳出について。歳出については、支出済額は6億1,994万8,401円で執行率は93.2%、前年度に比べて3,075万6,202円増加しています。これは、公会計企業への移行に伴う委託手数料の増加によるものです。執行率が前年度を上回っているのは、前年度に比

べ繰越事業費が減少したことによるものです。事業の実施に当たっては、現在計画中の工事については早期の着工を図るとともに、下水道事業全体の効率性を鑑み、計画的な実施と執行管理の徹底に努めるよう一層の努力をされたい。執行は適正と認められます。

#### 第4、結び。

平成29年度歳入歳出決算については、健全な財政運営と適正な事務処理と認められました。財政力指数は0.768で前年度を上回っているものの、経常収支比率は89.5%と若干悪化して依然高い水準にあります。扶助費の増大といったやむを得ない事情があるものの、財政の弾力性に留意し、更に適正な財政運営に心掛けられたい。

平成22年度から始まった第4次松前町総合計画に定められた施策及び公約を実現するためには、安定した財源確保が不可欠です。そのような中で、内閣府からは我が国の経済情勢について、「景気は、緩やかに回復している。」「経済の先行きについては雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。また、平成30年7月豪雨の経済に与える影響に十分留意する必要がある。」との報告がなされています。

松前町において、歳入面では大幅な町税収入の伸びを期待することは難しい状況にあります。さらに、歳出面では、少子高齢化社会による社会保障関係経費や医療費、防災・減災対策事業費、公共施設の老朽化に伴う修繕・更新経費が今後も高い水準で見込まれます。加えて、昨年台風18号及び平成30年7月豪雨などの度重なる風水害を教訓に、町民の安全・安心を確保する取組の緊急整備が必要です。このようなことから、引き続き財政運営は厳しい状況が続くと推測されますが、今後も時代の要請に的確に対応し、持続可能な町政運営のためにも財政基盤の強化に努められたい。

これを踏まえ、歳入のうち町税については愛媛地方税滞納整理機構との連携等、滞納者対策の成果が現れており、高い徴収率を維持するための努力が認められます。今後も住民の行政に対する不公平感、不信感を生じさせないよう、前年度以上の徴収及び収入未済金の改善に更なる努力を求めるものです。一方、債務者の破産等により回収が極めて困難な不良債権については、債務者の資産調査を進め、適切で計画的な債権整理の推進が望まれます。

歳出については、予算配分の重点化により、効果的、効率的な事業の実施を図るとともに、内部統制におけるリスク管理の観点からの事務内容の見直しを図るなど、不断の行財政改革に努められたい。なお、不用額が一部見受けられるので、予算の積算内容を精査し、適切な予算額の計上に努められたい。

前例踏襲的な行政運営が許されなくなった現在において導入された事務事業評価は、限られた行政資源（ヒト・モノ・カネ等）を効果的、効率的に活用していくため、成果とい

う目標を設定し、目標達成のため事務改善を行うことで行政サービスの向上を図る目的で導入したものであり、今後も改善を加えながら実施していくとともに、このような取組状況については広く住民にも周知すべきと考えます。限られた財源を有効かつ計画的に執行するための地方公会計の導入については、全庁的に連携して取り組み、複式簿記による発生主義会計の必要となる経理マニュアルの整備を行い、公共施設等の将来更新必要額の推計や事業別の、施設別の区分、セグメント分析など、公共施設等のマネジメントへの活用、充実に努めていただきたい。

第4次松前町総合計画に定めた「水きらめき笑顔あふれるライフタウン・まさき」及び公約の実現に向け、地方公共団体として自主性及び自立性を十分に発揮し、町民と共に知恵と力を出し合い、魅力と活力あふれ、次代に誇りを持ってつなぐことができるまちづくりを強く期待するものです。

以上で終わります。

○議長（八束 正） 監査委員の報告を終わります。  
質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。  
お諮りします。

議案第53号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

ここで10分まで、11時10分まで休憩をいたします。

午前10時52分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（八束 正） 再開をいたします。

~~~~~

日程第14 議案第54号 平成29年度松前町水道事業会計決算認定について（上程、提案理由説明、監査委員報告、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（八束 正） 日程第14、議案第54号平成29年度松前町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第54号について提案理由を申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、松前町水道事業会計の平成29年度決算について、監査委員の意見を付けて認定を求めるものです。

内容につきましては、仙波上下水道課長に説明をさせまして、監査委員からの監査結果を報告していただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八束 正） 仙波上下水道課長。

○上下水道課長（仙波晴樹） それでは、平成29年度松前町水道事業会計決算について御説明いたします。

別冊の水道事業会計決算書の2ページをお開きください。

まず、水道事業決算報告書によりまして、予算に対する決算状況を御説明いたします。

収益的収入及び支出について。収入では決算額4億4,577万7,561円で、予算に比べ379万4,439円の減となっています。支出では決算額4億3,281万4,356円で、不用額1,117万9,644円となっています。

下のページ、3ページを御覧ください。

資本的収入及び支出について。収入では決算額1億3,066万1,750円で、予算に比べ1億2,968万2,250円の減となっています。支出では決算額3億523万6,574円で、不用額1億935万9,426円となっています。以上、資本的収入合計から資本的支出合計を差し引きますと、資本的収入額が資本的支出額に対し1億7,457万4,824円不足となりますが、3ページ下段に記載しておりますとおり、この不足額については過年度分損益勘定留保資金1億6,202万1,104円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,255万3,720円で補填します。

続きまして、4ページ、5ページをお開きください。

平成29年度松前町水道事業損益計算書について御説明いたします。

当年度は、5ページの下から3行目にありますように、7万287円の純利益となりました。よって、前年度繰越利益剰余金1億3,769万2,101円に当年度の利益を加えることにより、当年度未処分利益剰余金が1億3,776万2,388円となりました。

続きまして、6ページ、7ページをお開きください。

平成29年度松前町水道事業剰余金計算書ですが、9ページの貸借対照表における7の剰余金の変動状況を表していますので、御参照願います。

7ページの平成29年度松前町水道事業剰余金処分計算書ですが、剰余金等の処分計算について表しているものであり、今回における処分はございません。

続きまして、8ページ、9ページをお開きください。

平成29年度貸借対照表ですが、まず8ページの資産の部のうち1の固定資産では、年度末の固定資産合計は一番右の列最初に記載してありますとおり47億1,784万7,865円となりました。また、2の流動資産では、年度末の流動資産合計は11億1,198万5,180円となりまし

た。この結果、資産合計は58億2,983万3,045円となっています。

続いて、9ページの上段、負債の部のうち3の固定負債では、年度末の固定負債合計は28億4,292万9,855円となりました。また、4の流動負債では、年度末の流動負債合計は2億2,646万1,068円となりました。次の5の繰延収益では、年度末の繰延収益合計は15億7,203万7,410円となりました。この結果、負債合計は46億4,142万8,333円となっています。

次に、その下の資本の部のうち6の資本金では、年度末の資本金合計は8億6,251万5,386円となりました。また、7の剰余金では、年度末の剰余金合計は3億2,588万9,326円となりました。これらの結果、資本合計は11億8,840万4,712円となり、9ページ最下段の負債資本の合計額は資産合計と同額の58億2,983万3,045円となるものです。

なお、10ページからは会計方針に係る注意事項や事業報告書、収益費用明細書等の付属書類でございますので、御参照くださいますようお願いいたします。

以上で水道事業会計決算の説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。監査委員の報告を求めます。

安永紀雄監査委員、お願いします。

○監査委員（安永紀雄） それでは、お手元の議案書に平成29年度松前町水道事業会計決算審査意見書がありますので、これによりまして御報告を申し上げます。

議案書の34ページをお開きください。

第1、審査の概要。

平成29年度水道事業会計決算につきましては、去る7月30日に審査を行いました。

第3、審査の結果。

1、決算書について。

審査に付された決算書の計数は正確で適正に表示されており、収入及び支出の事務処理も法令等を遵守し、適正に行われていると認められました。

2、予算の執行状況。

(1)収益的収入及び支出について。収入は予算額4億4,957万2,000円に対し決算額4億4,577万7,561円で、収入歩合99.2%です。支出は、予算額は4億4,399万4,000円に対して決算額は4億3,281万4,356円、不用額1,117万9,644円で、支出歩合は97.5%です。水道事業収益のうち、営業収益は水道使用料の減収等により前年度より減少しています。水道事業費用においては、浄水場や配水管の減価償却費及び企業債利息が多くを占めています。また、不用額の主なものは、修繕費、動力費、委託料などです。収入、支出とも適正な執行がなされていると認められました。なお、今後の事業計画及び予算の策定に当たっては、事前に綿密な調査及び関係者との打合せを行い、計画的、効率的な事業の推進及び予算の執行を行うよう一層努力をされたい。

(2) 資本的収入及び支出について。収入は予算額 2 億 6,034 万 4,000 円に対し決算額 1 億 3,066 万 1,750 円で、収入歩合 50.2% となっています。支出は予算額 4 億 1,459 万 6,000 円に対し決算額 3 億 523 万 6,574 円、不用額 1 億 935 万 9,426 円、支出歩合 73.6% となっています。資本的収入のうち、企業債が前年度に比べ 2,500 万円増加しています。資本的支出においては、配水施設整備費である老朽管布設替測量設計委託料及び配水管布設工事費が多くを占めています。また、不用額の主なものは、設計委託業務、配水管布設替工事等の入札減少金などです。配水施設整備では、配水管整備を図るために町道西古泉筒井線配水管布設工事ほかの新設工事や南黒田地区老朽管布設替工事ほかの改良工事を実施しています。水資源の確保がこの事業の円滑、適正な運営の基本であるため、今後とも計画的整備の推進に一層の努力をされたい。

37 ページをお開きください。

3、経営成績について。

経営成績は、事業収益 4 億 1,579 万 3,182 円、事業費用 4 億 1,572 万 2,895 円で、差し引き 7 万 287 円の純利益となっています。今後、浄水施設管理委託費、減価償却費、支払利息などの固定的経費の増加が予想されるので一層の経営努力が望まれます。

(1) 収益について。収益は 4 億 1,579 万 3,182 円で前年度比 1.2% の減となっており、そのうち給水収益は 3 億 6,955 万 5,024 円で前年度と比較すると 368 万 3,567 円、1.0% の減収となっています。また、収益に直接影響のある年間総配水量は 347 万 3,255 立方メートルで、前年度と比較すると 6 万 2,930 立方メートル増加し、有収率は 91.29% で前年度を下回っています。総配水量から総有収水量を差し引くと、年間 30 万 2,685 立方メートル、前年度は 19 万 8,739 立方メートルの無効水量を生じています。水の濁りや配水管工事に伴う洗管などの要因もあるが、給水管の破損、漏水等が考えられ、減収の要因ともなることから、漏水防止など適正な管理に努力をされたい。

次のページをお開きください。

(2) 費用について。費用は 4 億 1,572 万 2,895 円で、前年度比 0.5% の増となっています。その内訳は、営業費用で減価償却費 2 億 262 万 4,890 円及び人件費 3,829 万 2,221 円、営業外費用で支払利息 5,519 万 80 円が主な支出です。前年度と比較すると減価償却費及び原水及び浄水費は増加しているものの、配水及び給水費は減少しています。今後一層の経費節減の努力を望むものです。なお、特別損失 340 万 5,009 円は、平成 24 年度調定分水道料金の滞納額を不納欠損処分したものです。

4、財政状況について。

平成 29 年度末における資産総額は 58 億 2,983 万 3,045 円で、前年度に比べ 1.0% 増加しています。

(1) 資産について。固定資産は 47 億 1,784 万 7,865 円で前年度に比べ 3,622 万 3,338 円、

0.8%増加しています。これは、主に構築物のうち配水設備の増によるものです。流動資産のうち金銭債権である未収金は3,929万8,075円であり、そのうち水道料金の調定額から収納済額を差し引いた未収納額は2,903万424円で、過年度分及び現年度分とも増加しています。引き続き、公平性の確保の上からも給水停止の適切かつ効果的な活用を図りながら、未収金の収納に格別の努力をされたい。また、不良債権化した未収納の水道料金については、適切な債権整理が望まれます。

次のページを御覧ください。

(2)負債について。固定負債は28億4,292万9,855円で前年度に比べて864万6,361円、0.3%減少しています。これは、今後複数年にわたり返済する企業債の減少によるものです。流動負債は2億2,646万1,068円で前年度に比べて2,832万7,673円、14.3%増加しています。これは、1年以内に返済する企業債の増加によるものです。繰延収益は15億7,203万7,410円で前年度に比べて4,017万9,077円、2.6%増加しています。これは、長期前受金の増加によるものです。

(3)資本について。利益剰余金は3億2,588万9,326円で、前年度に比べて7万287円増加しています。平成29年度未処分利益剰余金は、前年度繰越利益剰余金1億3,769万2,101円に平成29年度の収益と費用の差、純利益7万287円を加えた1億3,776万2,388円となりました。

次のページをお開きください。

第4、結び。

収益では、節水意識の向上と夏場の気候により有収水量が前年度より減少したことで、水道事業収益のうち給水収益が減少しています。費用では、水道事業費用のうち営業費用の原水及び浄水費と減価償却費が増加しました。今年度の純利益は7万287円で、前年度に比べ大幅に減少しています。この主な要因は、水道料金収入の減少と総費用の増加によるものです。今後浄水施設管理委託費などの固定経費や企業債返還に伴う利息、減価償却費などの増加が見込まれることを留意すべきです。西古泉水源地改良事業を実施することから、今後更に厳しい経営状態になっていくものと予想されます。未収金の徴収などによる資金の確保とあらゆる面での経費の節減に努められたい。管路整備では、効率的な配水管整備を図るために、まちづくり課が実施する道路整備事業と連携し、上水道管の布設新設工事、配水管布設替え工事及び老朽管布設替え工事などを実施されています。今後とも他の工事も含め、計画的に推進されたい。平成29年度の有収率は、水の濁りや配水管工事に伴う洗管、漏水などの影響により前年度を下回っています。今後有収率の推移に注視しながら、計画的な漏水対策の実施と適正な管理に努められたい。今後とも、安全・安心、そして安定的な給水の確保を図るとともに、経営を安定化させ、企業会計としての目的が達成されるよう一層の努力をされたい。

以上で終わります。

○議長（八束 正） 監査委員の報告を終わります。
質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。
お諮りします。

議案第54号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第15 議案第55号 平成30年度松前町一般会計補正予算（第3号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第16 議案第56号 平成30年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第17 議案第57号 平成30年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第18 議案第58号 平成30年度松前町介護保険特別会計補正予算（第2号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第19 議案第59号 平成30年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（八束 正） 日程第15、議案第55号平成30年度松前町一般会計補正予算第3号、日程第16、議案第56号平成30年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第2号、日程第17、議案第57号平成30年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号、日程第18、議案第58号平成30年度松前町介護保険特別会計補正予算第2号及び日程第19、議案第59号平成30年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第2号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第55号から議案第59号までについて、一括して提案理由を申し上げます。

いずれの予算も地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

予算の議案書1ページをお開きください。

平成30年度松前町一般会計補正予算第3号は、既定の予算から歳入歳出それぞれ1億8,188万8,000円を減額し、総額を100億5,053万3,000円とするものです。以下、補正予算の主要事項について参考資料により御説明いたします。

参考資料の111ページをお開きください。

まず、安全・安心・快適な松前町を目指して、防災の充実のため、町内の公共施設におけるブロック塀について危険と判断した23か所は既に専門家による第1期安全点検を行い、改修等が必要な箇所については先ほど御説明したとおり補正予算を専決処分して速やかに対応しているところです。今回、それ以外の31か所についても専門家による第2期安全点検を行い、更に安全性の確保に努めてまいります。

また、省エネルギー施策の推進のため、公共施設のエネルギー使用量を調査し省エネ診断を実施するなど、温暖化対策推進体制を整備し、新たな地球温暖化対策実行計画を策定します。

次に、健やかでやさしい松前町を目指して、子育て支援の充実のため経年劣化している小富士保育所の遊戯室の床を改修し、安全で安心な保育環境を整備します。認定こども園の整備については事業者に対し補助金の交付を予定していましたが、年度内の完成が困難な状況になったため補助金額を減額します。また、松前老人憩の家の移転に伴い、旧松前老人憩の家を解体します。

次に、人と文化が輝く松前町を目指して、学校教育の充実のため経年劣化している小学校のプールサイドや観覧席の改修を行うほか、故障している幼稚園のエアコンの取替えを行い、安全で安心な教育環境の整備を行います。

112ページをお開きください。

次に、豊かでにぎわいのある松前町を目指して、農産物の生産性の向上及び高品質化を促進するため、はだか麦の愛媛県の奨励品種であるハルヒメボシとイチゴの育成新品種である紅い雫の生産拡大を図るための経費の一部を助成するほか、薬用作物である甘草の生産拡大、安定供給のための機械導入費用等についてもその経費の一部を助成します。

また、担い手及び幅広い人材の育成、確保のため、認定農業者が集落における営農計画書に基づき農地集積や農作業の受託による規模拡大等を行うために生産、加工、出荷に係る機械を導入する場合、その経費の一部を助成します。

さらに、農業生産基盤の整備拡充のため、町単独で未整備の農道や水路、揚水施設等の改修を行うほか、河川樋門の改修を行う県営事業に対してその経費の一部を負担します。

このほか、町のPR活動を強化するため、原動機付自転車のオリジナルナンバープレー

トの製作を行います。

次に、飛躍を支える松前町の基盤づくりを目指して、女性が活躍できる社会づくりの取組として、マイナンバーカード等に旧姓を併記することができるよう住基システムを改修し、マイナンバーカード等の記載事項の充実を図ります。

また、道路、交通網の充実のためコミュニティバスの運行経路の追加変更に伴い、運行経費やバス停の設置等に係る費用を追加計上するほか、町道の補修工事を行い、安全で快適に通行できる道づくりを推進します。このほか、県が実施する道路改良等の事業及び港湾の改良事業について、その経費の一部を負担し道路の早期整備を促進するとともに、港湾の保全や保安、機能の確保を図ります。

なお、財源としましては、国・県支出金や地方債等の特定財源が2億4,546万1,000円の減、一般財源が6,357万3,000円の増となっています。

予算の議案書27ページをお開きください。

議案第56号平成30年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第2号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ4,647万円を追加し、総額を32億5,166万6,000円とするものです。

予算の議案書39ページをお開きください。

議案第57号平成30年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ146万5,000円を追加し、総額を4億4,847万6,000円とするものです。

予算の議案書51ページをお開きください。

議案第58号平成30年度松前町介護保険特別会計補正予算第2号は、既定の保険事業勘定に歳入歳出それぞれ8,605万3,000円を追加し、総額を26億9,728万8,000円とし、既定の介護サービス事業勘定に歳入歳出それぞれ72万1,000円を追加し、総額を951万2,000円とするものです。

予算の議案書75ページをお開きください。

議案第59号平成30年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第2号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ116万5,000円を追加し、総額を7億7,339万円とするものです。

以上が各会計の補正予算の概要であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

議案第55号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第55号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員

会へ付託しました。

議案第56号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第56号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第57号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第57号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第58号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第58号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第59号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第59号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第20 研修報告

○議長（八束 正） 日程第20、研修報告を行います。

文教厚生常任委員長、城村トキ子議員。

○文教厚生常任委員長（城村トキ子議員） 文教厚生常任委員会の研修報告を行います。

去る8月23日、24日の日程で千葉県船橋市と東京都杉並区において、保育士確保対策について視察研修を行いましたので御報告いたします。

船橋市は、千葉県の北西部に位置し、都心や成田空港から近いばかりではなく、京葉港や豊かな交通網を併せ持つなど非常に恵まれた立地条件を備えたまちです。人口はおよそ63万人、面積は85.62平方キロメートル、全国有数の都市に発展しています。

保育士確保の取組は9項目あります。

1項目めとして、保育士の処遇改善が挙げられます。その中でも3項目あり、1つ目は「ふなばし手当」で、市独自の補助として私立園を対象とし年間58万円を給与に上乘せする補助を行っています。2つ目は、公立保育園の保育士確保に向けた臨時保育士の賃上げです。3つ目は、公立保育園常勤保育士の採用増です。

2項目めは、保育士宿舍借上事業です。補助率2分の1の国庫補助事業を活用し、採用後5年までの保育士の家賃を月額8万2,000円を上限として補助するものです。

3項目めは、保育士養成修学資金貸付事業です。これは、市の単独事業として実施されています。指定保育士養成施設の学生に対し月額3万円を貸し付けます。市内の保育園等に保育士として採用され、正規の修学期間以上勤務した場合、返済を免除されるというものです。

4項目めは、保育士確保キャラバンの実施です。ゆるキャラ「ふなっしー」のデザインのパンフレットを作成し、保育士養成校等へ職員が訪問し、直接PRを行っています。

5項目めは、私立保育園合同お仕事相談会の実施です。年2回、ハローワーク船橋と共催し、就職希望者と保育園との接点をつなぐ機会を確保するものです。

6項目めは、保育士就職支援研修会です。年2回、お仕事相談会の実施に合わせて開催し、ハローワーク職員による就職支援講座など、保育士としての就職に結びつける研修を実施しています。

7項目めは、保育職場復帰支援実習です。年1回実施し、潜在保育士等、円滑に保育現場に復帰できるよう保育園にて実習する機会を設けています。実習受け入れ園と実習希望者を、市がコーディネートするとともに、傷害保険、損害賠償保険に市の負担で加入しています。

8項目めは、保育士就業継続支援研修です。年4回、公立・私立の現役保育士を対象に実施し、保育士としての就業継続に資するよう各種研修会を実施しています。

9項目めは、保育士の子ども優先入所です。市内の保育所に勤務する保育士の子ども

は、保育所等の利用調整に加点を行い、ほぼ入所できるようになっています。

現在保育士確保キャラバン、私立保育園合同お仕事相談会、保育職場復帰支援実習の3つは私立保育園の先生等で構成される船橋市保育協議会が主催し、市が補助するという形で実施されているとのこと。船橋市は、平成27年4月、待機児童数が全国ワースト2位となり、早期解消のため「保育の受入れ枠の緊急拡大」、「保育士の緊急確保・市内保育所等への就職促進」を2本柱とする待機児童解消緊急アクションプランを策定しました。アクションプランを基に取組を行った結果、保育士数が着実に増加し、待機児童数も減少しました。

次に、杉並区についてですが、一般に城西地区と呼ばれる東京23区の西にあり、東は中野区、渋谷区、西は三鷹市、武蔵野市、南は世田谷区、北は練馬区と隣り合っています。人口はおよそ56万人、面積34.06平方キロメートル、自然に恵まれた都市です。

杉並区は、平成25年度に待機児童対策緊急推進プランを策定し、スピーディーな対策を進めてきました。平成28年度には、平成29年4月に見込まれる待機児童を解消するため、区が保有する土地、建物を活用して保育設備を整備することとし、広く区民に理解と協力を求めるため、「すぎなみ保育緊急事態宣言」を行いました。

緊急対策として、短期間で認可保育所を基本とした施設整備を進めるため、区が保有する土地、建物を提供することにより、保育事業者による整備促進をしました。また、1歳から3歳児の定員を確保するため、新設当初は入所が見込みにくい4歳、5歳児用のスペースや区立施設の一部を活用しました。保育士確保のため、新規採用された保育士に区内共通商品券5万円分を支給したり、国、東京都の補助事業を活用して月額8万2,000円を上限とした宿舍借上げ支援事業を実施したりしています。また、保育士資格の習得を支援する事業者に対し、東京都の補助を活用して保育士資格取得支援事業を実施しています。さらに新規開設保育所事業者紹介リーフレットを作成したり、区内事業所の求人情報サイトで保育士に関する求人情報を検索しやすくするなど、求人内容の周知を行っています。職場体験等の潜在保育士を対象とした採用支援や復職者の保育施設優先入所の仕組みを設けるなど、保育士の離職防止に向けた施策にも積極的に取り組んでいます。これらの取組によって、本年4月1日時点で待機児童ゼロを実現しました。保育士確保にも実績を上げています。区長のトップダウンで待機児童解消、保育士確保に全力で尽くしていく決意が分かりました。職員の全力で取り組む姿勢に感動いたしました。

最後に、視察研修を受け入れ対応していただいた関係各位に感謝申し上げ、今回の研修報告といたします。平成30年9月4日、文教厚生常任委員長、城村トキ子。

○議長（八束 正） 文教厚生常任委員長の研修報告を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会します。

午前11時52分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松前町議会議長 八 束 正

松前町議会議員 影 岡 俊 範

松前町議会議員 稲 田 輝 宏

9月10日（第2号）

平成30年松前町議会第3回定例会会議録

平成30年9月10日第3回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1 番 住 田 英 次	2 番 田 中 周 作	3 番 金 澤 浩
4 番 影 岡 俊 範	5 番 稲 田 輝 宏	6 番 城 村 トキ子
7 番 村 井 慶太郎	8 番 藤 岡 緑	9 番 加 藤 博 徳
10 番 八 束 正	11 番 岡 井 馨一郎	12 番 早 瀬 武 臣
13 番 三 好 勝 利	14 番 伊 賀 上 明 治	

不応招議員は、次のとおりである。

な し

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡 本 靖
副 町 長	升 田 年 紀
教 育 長	本 馬 毅
総 務 部 長	徳 居 芳 之
保健福祉部長	大 政 哲 志
産業建設部長	松 岡 謙 三
教育委員会 事務局長	仲 島 昌 二
総 務 課 長	和 田 欣 也
財 政 課 長	合 田 光 隆
財政課技監	近 藤 俊 彦
税 務 課 長	早 瀬 晴 美
福 祉 課 長	楠 田 匡 志

町民課長	重松修平
保険課長	小池良治
健康課長	大川康久
まちづくり課長	黒田泰弘
産業課長	横山眞史
上下水道課長	仙波晴樹
会計課長	山田 運
学校教育課長	米澤浩樹

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	塩梅 淳
議会事務局書記	徳本 敏子

平成30年松前町議会第3回定例会

議事日程表 No.2

	平成30年9月10日(月)	午前9時30分	開議
日程第1	会議録署名議員の指名		
日程第2	一般質問(提出順位)		

午前9時30分 開議

○議長（八束 正） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（八束 正） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名します。

6番城村トキ子議員、7番村井慶太郎議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（八束 正） 日程第2、一般質問を行います。

質問者の順位は、通告書の提出順位により行います。

一般質問は、通告書で示された件名ごとに、質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

7番村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 7番村井慶太郎、一般質問の前に、北海道の地震で被災された皆様にお見舞いを申し上げ、冒頭の挨拶とします。

それではまず、一般質問に入りたいと思います。

まず初めに、熱中症対策について。

昨今、全国的にも災害的猛暑が続いており、熱中症が増加しています。本町でも子どもたちの熱中症が懸念されます。子どもの命を預かる立場の学校においては、健康面からも普通教室にエアコンを設置するべきと考えますが、町の考えを伺います。最初はこれをお願いします。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 村井議員に答弁をいたします。

小・中学校のエアコンの設置についてというお話でございますが、今年の暑さは命にかかわる暑さとか災害級の暑さとか言われ、学校の普通教室や特別教室にエアコンを設置してほしいという要望が、PTAをはじめ各種団体や町政懇談会に出席をされた皆様からも数多く寄せられています。町といたしましては、児童・生徒の生命、健康を守るために、できる限り早急にエアコンを設置する必要があると考えています。

報道によりますと、政府では来年夏に間に合うよう責任を持って学校へのクーラー設置を支援するというご事情がございますことから、その動向を注視しながら今後整備手法を検討し、来年夏までの設置を目指したいと考えています。

以上でございます。

○議長（八束 正） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 大変すばらしい答弁をありがとうございました。

時期的には、来年夏に間に合うということなんですけど、これは小・中3校、全部が間に合うということで、そういうふうに考えていいんですか。

○議長（八束 正） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） 一応、全部を間に合わせるように、それを目指して整備、検討を進めたいと思っております。

○議長（八束 正） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 是非、町長も家族の声、聞いておりますが、私もPTAなどからたくさん声いただいて、家の前にメダカがおるんやけど、メダカに餌やるときも、もうみんながとまって、村井さん、エアコンつけてあげてとか、ばあちゃんとか父兄の方が言われるんで、来年夏に必ず間に合うようにしていただきたいと思います。これは、エアコンの件はこういうことで。

次の、2番目に、設計委託料、これについてお聞きしたいんですけど、解体工事の設計委託料です。

これは、予算決算委員会などで解体工事設計委託料がかなり目につきます。確かに、物づくりに設計代が必要いうんは当然なんですけど、解体していった物がなくなる、これについて、設計委託料、かなり大分出とんですけど、私が今回何が言いたいかと申しますと、いうたら税金の無駄遣いという観点から、庁舎内でも税金がかなり、コピー用紙の裏使ったり、職員は現場行くんに自転車で رفتたり、ガソリンを使わずに、そんなことを節約しよるにもかかわらず、反面何か要らんような委託料かなと思うんですけど、解体するものに設計委託は、僕は余り、必要ないんかな、業者見積りというものがあるもんで業者見積りしていただくとか、庁舎内にもそういう技術者が何人かおられると思うんで、そこから委託料の軽減をしていただいたらどうかなと思うんですけど、そういうなどこの見解をお伺いしたいんですけど。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

黒田まちづくり課長。

○まちづくり課長（黒田泰弘） それでは、解体工事の設計委託についてお答えいたします。

解体工事に当たりましては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づきまして、コンクリート、鉄筋コンクリート、アスファルト、木材といった特定建設資材の分別解体及び再資源化の促進が求められております。また、建築物によりましては、アスベストが使用されているものもあり、労働安全衛生法や大気汚染防止法などでアスベスト含

有の有無の確認等も必要となり、アスベストが含有されている建築物については解体方法についても厳しい対応が求められており、より専門性の高い設計が要求されております。そのほか、フロンやPCBなどの有害物質があるものについても同様となっています。

そのようなことを踏まえまして、解体工事に係る適正な工事金額を算定するためには、図面や現地調査により適切な解体方法、仮設計画の検討、給排水、電気配線の状況や残存物の状況確認を行い、数量を算出する必要があることから、経験が豊富で専門性の高い設計事務所への設計委託は必要と考えております。

以上です。

○議長（八束 正） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 専門性が高いということですが、確かにそうでしょうけど、僕、一番最初に目についたんですが、岡田の若葉保育所かな、あれも解体するとき多分設計200万円ぐらいいったと思うんですけど、町民の方はこういう、物を壊すときに設計委託料なんかは要らんとするんですけど、ただ単に壊すだけやと。中身はこんな感じで、設計委託料が、宗意原保育所に関しては500万円ぐらいやったかな、そこの役場の庁舎の保健センターも200万円ぐらいいつとんですよ。設計代にかなり要しとんんですけど、確かに専門性も高いと思うんです。でも、業者見積りも同じで、行政と民間を比べたらいかんのかも分かりません、でもどんな大きい解体でも業者見積りで、大体民間やったら業者見積りで幾らでできるみたいな感じでやっとなで、業者見積りも、業者の人も専門性が高くて、アスベスト、フロン何か言よったけど、そんなも調査してくれる思うんです。そういうふうな、業者の見積りでやると設計料も抑えられて、かなり税金の無駄遣いみたいな感じがしないかなと思うんですけど。どうしてもせないかんというものならせないかんのやけど、壊してしまうものに設計料、何百万円も払うの、惜しいかなと、こんな観点から、私質問させてもらいますけど、そこらは業者でできんものなんか、できんものなら設計会社に設計していただくしかないかなとは思いますが、どんなんですか。

○議長（八束 正） 黒田まちづくり課長。

○まちづくり課長（黒田泰弘） 議員のおっしゃるとおり、そのようなことも考えてはいかないかんですけれど、どうしても数量がなければ適正な価格をはじいて入札等に付すことが難しくなりますので、やはり専門業者への委託は必要と考えております。

○議長（八束 正） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 確かに必要なんです。でも、税金面から、もう何遍も言うたけどもったいない言うても、それはそれでいいです。

じゃ、庁舎内にも技術者が多分おられると思うんですけど、今度、義農公園の裏かね、老人憩の家か、あれを壊すんなんかは職員の技術者が積算もしていただいて、金額もはじいとるような状態なんやけど、その延長線ではできんのですか。

○議長（八束 正） 黒田まちづくり課長。

○まちづくり課長（黒田泰弘） 解体工事につきましては、見積りを徴収してもどの業者の単価が適切であるか判断が難しく、適正な工事価格が算出できなくなると考えられることから、経験が豊富な設計事務所への委託が必要と考えております。

○議長（八束 正） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） それ、さっき聞いたけど。ですから、今回、義農公園の裏の老人憩の家、あれを壊すときに、職員の中に技術者がおるんでその人が積算されたんですよ。そこで、そういうふうな職員さんがおられるんやけんその延長で、特別なものは別にしたって、保育園の解体ぐらいは職員でそういうふうな、老人憩の家の延長でできんものですかって聞きよんですが。

○議長（八束 正） 黒田まちづくり課長。

○まちづくり課長（黒田泰弘） 今回の、今の御指摘のあった老人憩の家につきましては、事前に数量等は専門業者への委託をした、数量がまちづくり課の方に上がってきまして、その中で金額を、入札単価をはじいていくというような感じで設計書を仕上げております。ですから、どういうふうな資材があるとかという数量については、やはり専門性の高い業者の方に委託をして、見積りをさせていただいて数量拾っていただいた上で設計書をつくり上げていくという形をとりたいと考えております。

○議長（八束 正） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） ごめん、かみ合わんかも思うんやけど、今、そしたら例えて言えば、老人憩の家、今専門業者が数量を拾ってそれを積算したんやと、うちの職員がということですよ。ですから、その延長上で職員ができるものに関しては設計料払わんでも専門業者に依頼して積算を起こしたり、それは町の技術者ができるんやったらしていただいた方が設計委託料が減額されていいんじゃないですかということ、僕言よんですが、分かっただけです。

○議長（八束 正） 黒田まちづくり課長。

○まちづくり課長（黒田泰弘） その点につきましては、町職員でできる範囲につきましては、今までもある程度の範囲は職員の方でやっておりますが、今後ともそのように対応したいと考えております。

○議長（八束 正） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 是非そのようにお願いします。町民は、確かに血税、血税言うんですけど、本当、僕も何人も税務課に連れていって、滞納の人、もう何か月で払えよみたいな、何回も交渉させていただいてやらせてもろうて、みんな一生懸命納税はしていただきよんやけど、どんなに使いよるか、何に使いよるかというんが、納税者、気になつとるもんで、こういうふうなところは町民には知らせられんです。分からずじまいに終わっ

てしまう中身なんで、何に使うかどういふふうに使うかというんが多分大事なんかと思うんで、また職員でできることは職員でやっていただきたいと思います。

次に、3点目、災害対策について。

近年、全国で異常気象や豪雨が発生し、人命にかかわる災害が起きております。本町においては、浸水被害も多発しております。気象庁の情報は事前に分かるので、土のうの配布や設置の遅れが多いようですが、気象庁の情報から事前対策をしてはどうかという質問であります。例えば、土のうも、以前町長が言われたように先にキープしとくんやと、何ぼかつくってどっかにキープしとくということなんですけど、土のうのキープもいいんですけど、配布、浸水のおそれのある地域は松前町では大体想定ができますよね、大体職員さんら、特に頭にあると思うんやけど、大体どこらが浸水するんやということが分かるんで、大雨の前とか、台風が来るよというたら事前に分かるんで、そこらに先に何個か配布しといたらわざわざ持っていかんでもええ。大体、今まで浸水しだしたというたら浸水の被害があるような人から電話がかかって、土のう持ってきて言ったら忙しいんですよみたいなんで土のう持ってくるのが遅れる。大体、浸水地域は決まっとんで、前日に土のうなんかを近くに配布しとったら近所の人で力を合わすとか、近所の消防団が来ていただいて、土のうがそこにあるものですぐに配布ができるというようなことで、浸水のおそれのある地域に事前に配布しとってはどうかという質問です。

2番目として、これは消防団の方かな、本町ではボートの設置、1台か2台はあると聞きましたけど、前回の床上浸水した被害のときに、職員さんや消防団が高齢者を避難させようというときに水が腰ぐらいまであったんです。そのときに、3人で担いで行きよったらこけたとか、みんなが水の中にこけて、そういうようなこともあるんで、まだまだ想定外の被害もあるもんで、ボートの設置、これを浸水被害の多い消防団に設置をしてはどうかという質問ですが、どうでしょうか。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

和田総務課長。

○総務課長（和田欣也） それではまず、土のうの前日配布についてお答えいたします。

松前町では、浸水被害の軽減を図るため、従来住民からの土のう要請により消防署や消防団とともに土のうの配布を事前に行っています。昨年の台風18号を教訓として、風水害時に円滑に土のうを配布できるように、今年度、松前消防署内へ土のう置場を設置し、常時約2,500袋の土のうを備蓄するとともに、災害時に急きょ土のう作製が必要となった場合は業者委託により作製することとしています。

土のうについては、可能な方はできるだけ御自分で取りに来ていただくようお願いしているところでありまして、今年の7月豪雨や台風20号の際にも、前もって松前消防署へ土のうを取りに来られた方もいらっしゃいます。また、本町には、地域住民が自分たちの地

域は自分たちで守るという自覚と連携感に基づき、自主的に結成された自主防災会が町内全地区で組織されており、様々な防災活動を行っています。その中で、町で把握している範囲において、2地区では常時土のう袋と砂をストックして災害時に対応できるようにしています。今後、他の地区についても、自主防災講習会などで土のうステーションの設置と土のう対応についてもお願いしていきたいと考えています。また、その場合は町としましても助成を検討したいと考えています。

以上のことから、議員のお話のような町による前日配布は考えていません。

続きまして、浸水被害の多い地域の消防団の分団へのボートの設置についてお答えします。

本町では、平成3年の台風19号を契機として、平成5年に船外機付きの小型ボート1艘を消防団に配備しており、平成24年に更新しています。この小型ボートは、附属の備品や船外機もあるため、消防詰所に保管するスペースがないことから松前消防署で管理しています。なお、災害時に小型ボートが必要な消防団の分団はいつでも使用していただけます。また、民間業者と災害時における物資供給等に関する協定により、必要な場合は要請時点で必要な数量のゴムボートを確保することができるようになっています。このため、更なる小型ボートやゴムボートの配備は考えていません。

なお、松前消防署に小型ボートを配備していること、また協定によりゴムボートを確保できることを今年の8月8日に開催しました消防団正副分団長会で団長から再度各消防団に説明しました。消防団においても、特に追加配備は必要ないとのことでした。

以上です。

○議長（八束 正） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 土のうの前日配布は考えてないということなんですけど、浸水被害の住民から土のうの要請があったら松前町としては消防署に置いてある土のうを業者に頼んで持って行ってもらうということですか、もう一度ここを確認したいんですけど。

○議長（八束 正） 和田総務課長。

○総務課長（和田欣也） 土のう、要請ありましたら、まずは職員で配布するようになります。業者につきましては、備蓄土のうがなくなった場合に急ぎよ必要な場合に作っていただくというような形にはなります。

○議長（八束 正） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 去年の台風18号ですか、かなり床上浸水もあって、今まで想定することができんような浸水にあったんですけど、それを踏まえて私、この質問させていただきよんですけど、そのときに、夕方ですか、夕方の4時半か5時頃電話があつて、村井さん、もう浸水しよるけん土のう持ってくるように言うてやと、何遍言うても持って

きてくれんのやというようなことで、僕、電話させてもらいました。ほんなら持っていきます言うて、持ってきたんが夜中の11時半頃。床上、もう冷蔵庫も何もふかふか浮いて、車も漬かって、そんなとこに、夜中の11時というたら引き潮になって浸水も治まったような、終わってから持ってきたんやと、どんなになつとんというような話。ですから、私この質問させてもらいよんで、もう浸水するところほぼほぼ想定できるでしょ。ですから、そこに、ほんなら消防署に取りに来いと、そこら近所は高齢者ばかりです。床上で畳がぬれて、畳もよう上げんような高齢者がおる、そんな高齢者に取りに来いはちょっと酷かなと。

じゃあ、近くに松前の町有地があるんです。かなり空いてます。町有地に何ほか、何百個か置いていただいとったら、近所で力を合わせてみんなの手で運べるんです。消防署行くというのは、車も要る。そこらは結構、低所得者の人が多いんで、車もないような人が多いんやけど、消防署取りに行くんに普通車でも取りに行けますよね、どうしたら高齢者が消防署まで取りに行けますかちゅう話なんやけど、ですから弱者救済で、高齢者が多い地域なんかは事前に台風が来ますよとか、昨日おとといみたいな大雨降りますよというたら、一応事前にそこらに配布しとったらみんなが協力体制で、確かに全部が全部、100%行政に頼るんじゃないんです。自分のことは自分で、それで配布してもろとったら近所の人で力を合わせてできるんで、想定できるようなところには、大雨が来るとか台風が来るといったときに前日に前もって配布しとって、もし浸水したらこれをお願いしますよぐらいで持っていっとく方が優しいんかなと。確かに、消防署内に2,500あったって取りに行くことができんかったら無用の長物です。そこらを僕、質問しよんですが、そこらはどんなんですか。

○議長（八束 正） 和田総務課長。

○総務課長（和田欣也） 取りに来てくださいっというのは、取りに来れますかという質問をしまして、大体の方、高齢の方は結構いらっしゃいますんで、それについては普通に持って行って持って帰るような形にはなつとんですけども、来られる方も何件かいらっしゃいまして、去年の18号のレベルでしたら結構被害が多かったんで、自然災害はなかなかそのときによってパターンが違ったりはします。台風20号で、大体500袋ぐらいは出とんですけれども、21号の場合は7袋しか出なかつたり、そういった災害の想定がなかなか難しいところはありますが、一応大体浸水される地区は、議員さんがおっしゃられるとおり大体分かるんですけど、そのあたりにつきましては、もし土のうがある程度確保できるような場所がありましたら各地区の自主防災会とかと相談しまして、前もって置かせていただいたらというふうに考えております。

以上です。

○議長（八束 正） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 自主防災会と話して、自主防災会が、じゃあそこに、言うたらキープしといてくださいよみたいな話があったらしていただけるということでもいいんですか。

○議長（八束 正） 和田総務課長。

○総務課長（和田欣也） そのとおりです。

○議長（八束 正） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 確かに、災害、いろんなパターンがあつてなかなか分らないのですが、あつてから取りに来いじゃというのは不親切。ある前に置いときますよぐらいの方が親切かなと。どのみち、持っていくんなら前日に持っていこうがその日に持っていこうが一緒。18号の場合は大変やったもので、人出が足らんとか要請が多いんでってなかなか本当に持ってきてくれんような状況なんで、そういう不安を払拭するためにも前もって置いてあげとくと安心感が全然住民にとって違うんかなというようなところで。これは、自主防災会とも話して町の方に要請するように、またみんなでも話し合います。

それと、2番目のボート、ごめんなさい、聞き漏らしたんですけど、私、船外機付きのボートは求めてないんで、避難指示が出たとき、年寄りとか足の悪い人なんかを避難させますよね、そういうときに船外機とかじゃなくって、高額なそんなボートは求めてないんで、先ほど課長も言われよったけど、ゴムボートを設置していただくと避難場所までボートで連れていけるとか、車があるところまでボートで運搬できるということです。ゴムボートなら単価も安いし、利用度も高いんかなというところでゴムボートを、僕は思うんは西地域、西の地域の消防団に設置していただいたらと思ったんですけど、ゴムボートを、ごめんなさい、聞き漏らしたんで、どういうふうにする言われたんですか。

○議長（八束 正） 和田総務課長。

○総務課長（和田欣也） ゴムボートにつきましては、民間業者と貸し借りというか協定を結びまして、そのとき、必要な有事のときは貸してくださいというような形になっておりまして、具体的に言いますと釣り具のフレンドの松前店、あそのボートを借りると、ライフジャケットとか借りるような形になっておりますので、ふだんから消防団に置いとくという方法もあるんですけども、いざとなったら借りれるということなので、それで対応したいとは考えております。

○議長（八束 正） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） よく分かりました。大変それもええんかなと、一安心します。ありがとうございました。

それと、最後に、町営住宅について。

町営住宅は、基本的に低所得者が入居する住宅となっておりますよね。退去者が出た後の撤去工事で、内装やそんなんもやってくれるんですけど、浴槽や給湯器なども撤去して

います。新しい人が入居するときに、浴槽や給湯器なんか撤去してもらおうと、低所得者が入居するという条件で入るとのにもまた新しいに浴槽や給湯器、シャワーなんか付けよったら10万円以上かかるんです。そういうときに、撤去するときには浴槽や給湯器だけ置いていただければ費用も余り負担にならずええんかなと思うところで、余分な費用が入居者の負担となっているので、使用できるものは撤去せず入居者の負担を軽減するような、こんな考えはありませんかちゅう質問なんですけど、いかがですか。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

黒田まちづくり課長。

○まちづくり課長（黒田泰弘） それでは、町営住宅の入居者が設置しました設備についてお答えいたします。

町営住宅の入居者が設置しました浴槽や給湯器などの設備につきましては、退去する際に設備の撤去を行い、新たに入居される方が必要な設備を自己負担で設置をしているところでございます。しかしながら、議員からの御提案のとおり、新たに入居される方の費用負担の軽減などを考慮し、退去者が財産放棄した使用できると思われる設備についてはそのまま残しておくことができるよう検討したいと考えております。

以上です。

○議長（八束 正） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 大変前向きな答弁、ありがとうございます。

僕、知ったようなところで、町営住宅入るのに所得の限度があって、それを上回ったらいけません、それより下じゃないといけませんと、言う失礼なんですけど、所得が低い人が入れますという住宅となつとんで、そんな人に全部が全部のけて、僕も何回か浴槽やシャワーを付けに行かせていただいたんですけど、かなり負担が大きい。そういうふうな所得の人なもんで、確かに家賃は安いんですけど、そういうふうな、全部全部、またカーテンからそんなもそろえないかん、それかなりの負担になつとる。特に、一番の負担がお風呂部分。10万円超えるんです。

それと、こんなことを言うていいんかどうかわらん、ガス屋さんによって、いうたらAとうガス屋使うたら、ガス屋さんは、サービスで付けますよ、シャワーも付けますよ、浴槽だけ買って下さいみたいなガス屋さんもおりやあ、Bという会社は、いやいやもう全部うちにもらいますよというガス屋さんもおるんです。ガスが集合になつとんで、何かガス屋は変えれんというなことなんで、ほんならAというガス屋さんに当たった入居者はかなり負担がない、全部付けてくれるもんで。ひどいところは、台所のガスコンロまでくれるんです。でも、Bというガス屋さんの集合に当たると、いやいやうちはまだ全部いただきますよということで設置代から何から全部取られて、Aという業者のところに入居する人は余りない。でも、Bというガス屋さんの管理する、集合の管理のBという会社の住宅に

当たったらかなり要る。これは質問とは違うんですけど、そこらも考えていただいて、入居者が負担がないように今後も何か考えていただくと、所得が低い人に対して優しい行政なんかだと思います。これ、質問が違うんで答弁も要りませんが、前向きな答弁いただいたんで是非検討していただいて、それと次回いつ公募があるか知りませんが、次回までにどうにか答えを出していただいて、そういう対処をしていただきたいと思います。

最後に、エアコンの件です。かなり助かります、本当。町長からすばらしい答弁いただいたんで、うちの子も小学校に行きよんで、是非是非来年の夏までにはよろしく願います。

これで僕の質問を終わらせていただきます。

○議長（八束 正） 村井慶太郎議員の一般質問を終わります。

3番金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 3番金澤浩です。議長からお許しが出ましたので、一般質問をこれからいたしたいと思います。

まず、質問に先立ちまして、さきの豪雨災害並びに北海道の大地震で被災された方々に対しお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く以前の生活を取り戻すことができますようお祈り申し上げます。

それでは、質問、1番目から入りたいと思います。

まず1つ目は、町民を守る予算配分についてというテーマでお尋ねしたいと思います。

町民の方々の利便性を考えた町の事業の一つに、6月議会に出されたコンビニ交付するというものがございます。電算システムなので、このようなシステムというのはシステム改修なども頻繁に出てくるのが想定されます。利便性を考えた、このような事業をやろうとする町長の考えは非常によく分かりますし、特に私はそれに反対するわけではございません。しかし、それよりも増して予算配分の中で優先すべきものというのは、町民目線から考えると、小・中学校のエアコンの設置の方だと思いますけれども、ここで町長の考えをお伺いしたいと思います。ここで、冒頭にありましたコンビニ交付システムと比較するのはおかしいかもしれませんが、町民を守る予算配分にウエートを置くべきだと私は考えての質問です。

ここで、町民を守るという言葉の中には2つの意味があります。町の次世代を担う松前町の子どもたちの健康と学力増進を守る、教育の町ですので、そういう側面。あと、小・中学校というのは災害時の避難場所でもあります。今回の豪雨災害などで、非常に全国的に教訓となったことでもありますし、松山市などでも同様の考えで早急に設置しなければならないと、子どもたちのためと、あと災害時の避難場所であるという2点の考えから急ぎよ考え方が変わったようでございます。しかも、加えまして、町長は町民の代表の方々とのおふれあいの会で、松前町には自由に使えるお金というのが8億円しかないんだと。昨

年のデータからいうと、経常収支比率が89.5%ということですので、非常に使えるお金、弾力性が弱くなってきていると。大変なのは分かるんですけども、ですからこそ限られた予算の中で何を優先すべきかということに対して、私だけでなく多くの町民の方々が、町民を守る方にウエートを置くべきではないのかと、対費用効果などを考えておくべきではないのかということをおっしゃる方が多いので、今回の質問とさせていただきます。

繰り返しになりますが、その点について、町長はどうお考えになりますでしょうかというのが1つ目の通告書の質問で、小・中学校へのエアコンの設置をどう考えているのかということがまず1番目の質問。

あとは、昨年から、エアコン設置に関してはほかの議員も早くやってほしいとかということをしていろいろ述べてきましたが、教育委員会の大政事務局長の方から、以前の事務局長の方からいろいろと検討するんだというようなお話もありましたので、費用の概算というのは大体どれぐらいかかるのかと、この2点、まず最初にお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（八束 正） 金澤議員、1番目の質問なんで、全部質問をお願いします。

○3番（金澤 浩議員） 順番に、それぞれ視点が違うんで1つずつまいります。

○議長（八束 正） いや、町民を守る予算配分についてというの、1項目なんで、これを全部。

○3番（金澤 浩議員） 分かりました。

それとあと、2つ目が、政府のお話では小・中に対しては補助金などを出すよう臨時国会でやろうという動きはあるんですけども、保育所や幼稚園というのは対象外なわけです。子どもの体のダメージから考えると、小・中よりも以前にもっと対策しないといけないところではないかなと思いますので、そこに対しては、幼稚園や保育所に関してはどう対応しようと思うのかというお考えと、また費用の概算、それが2つ目と。

あと、1番の3番目、こちらは先ほど申し上げましたとおり、災害時の避難場所である体育館や各地域の避難施設、公民館とか集会所、そのあたりの設置というのは、地元負担というのも当然あるんでしょうけれども、そこは地元でもできないというのであればやっぱり町の方での援助なども必要だと思うので、そのあたり、設置状況なども踏まえてどうしようと考えられるかと。これも、費用の概算も含めながら、このあたりも御意見をお聞かせ願えればと思います。

以上です。

○議長（八束 正） あと2つ全部読んで。

○3番（金澤 浩議員） あと2つ目が、同じく町民を守る予算配分ということで、災害対策予算についてお伺いしたいと思います。

今回の豪雨災害や、北海道の大地震から学ぶことが多いのではないかと思います。雨水

対策に関しては、前回の議会でいろいろと対策、工事などを進め、今年は住民説明会などをするとお話しもあって非常によろしいことではあるんですけども、工事の完成というのはまた先の話でございます。災害というのはいつ来てもおかしくないような状況にありますので、命を救うために即効性があること、すぐやらなければならないこと、もろもろあって、何が優先かというのは迷うところも非常に多いとは思いますが、災害対策に関しての予算配分というのは何を基準にして決定しているのかということ、町の考えを伺いたいと思います。

その考えを基に、次は1番として、西日本豪雨の風水害で多くの避難所が水没したという事実がございます。昨今の災害を見ると、当町の避難場所も水没の可能性がないとは言い切れないと思います。

そこで、その対策として、改修なども含めて予防策というのを町はどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

さらに、万が一避難所というのが水没した場合を想定した対策は考えているのかと、それがその次の質問でございます。

あと、3つ目に関しましては、新聞報道によりますと、西日本豪雨で亡くなられた方の約7割が61歳以上だったという結果が出ております。災害時に、高齢者本人に対して、周囲の人々は誰がどう行動すればよいのかという指針をしっかりと決めて、周知徹底して大惨事を避けられたという一例がございました。これは、大洲の事例が紹介されておりました。松前町としては、そのようにかっちりしたものが今できてるのかどうか、大きな課題の一つではないでしょうか。町は、各地域の自主防災組織とどのように連携すれば、高齢者救出の予防対策を万全に講じることができるのかと、町の考えをお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

仲島教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（仲島昌二） 小・中学校へのエアコンについてのお答えをいたします。

先ほど、村井議員の質問に町長が答弁したとおり、国の動向を注視しながら来年の夏のエアコン設置を目指したいと考えております。

費用の概算としては、業者の試算によれば約3億円ということです。

以上でございます。

○議長（八束 正） 楠田福祉課長。

○福祉課長（楠田匡志） 幼稚園及び保育所のエアコン設置についてお答えいたします。

幼稚園や保育所は、小・中学校の児童・生徒に比べ体力が劣る乳幼児期の子どもを預か

る施設であり、子どもの成長にふさわしい室内環境を整えるため、順次エアコン整備を進めてきました。幼稚園は、全ての教室にエアコンを設置しています。保育所は、5園のうち、黒田保育所、小富士保育所及び松前ひまわり保育所の3園については整備済みであり、二名保育所については宗意原保育所解体工事の施工に伴い、不要となるエアコンを移設する計画です。残りの白鶴保育所については、利用していない保育室もあることから、必要数を見極めるとともに設置方法について検討していきます。

○議長（八束 正） 和田総務課長。

○総務課長（和田欣也） 災害時の避難場所である体育館や各地域の避難施設のエアコン設置についてお答えします。

本町の9つの指定避難所の体育館については、県有施設の伊予高等学校を含め、エアコンは設置していません。体育館は、基本的には体育、スポーツを行うための建物であり、またエアコンの設置にはばく大な費用がかかることから、今後も設置する予定はありません。

各地域の避難施設である集会所などについては、全ての施設でエアコンが設置されています。指定避難所開設時には、暑さ対策としてスポットクーラーや大型扇風機などを、寒さ対策としてはジェットヒーターやファンヒーターなどを速やかにレンタルしたいと考えています。なお、今年の7月豪雨においては、国により南予の被災地区の避難所に冷房機が配備されています。

以上です。

○議長（八束 正） 続けて、どうぞ。

○総務課長（和田欣也） 避難所の水没に対する対策についてお答えします。

現在、避難所となっている学校については、国が平成28年度に公表した想定最大規模の降雨で、重信川が破堤した場合でも、避難スペースは減少するものの校舎の2階又は3階以上は浸水しないため、一時避難所として使用することが可能であることから予防策は特に必要ないと考えています。

なお、今月2日に実施した松前町総合防災訓練では、大規模な風水害の発生を想定した訓練を行い、訓練では初めての取組として、自主防災会、施設管理者及び町職員で、各指定避難所の体育館が使用できない場合にどの教室が使用できるのかの確認なども行ったところです。今後、訓練結果を検証し、人命を優先とした更なる防災行動力の向上に努めてまいります。

以上です。

○議長（八束 正） 大川健康課長。

○健康課長（大川康久） それでは、私からは、高齢者を救出するための対策についてお答えします。

町では、災害が発生した際、避難行動に支援が必要な高齢者や障がい者などを対象とした避難行動要支援者名簿を作成し、事前に自主防災組織や民生委員へ毎年提供しています。避難行動要支援者名簿は、住民基本台帳と連動した避難行動要支援者管理システムにより作成し、避難行動要支援者の情報管理を行っています。

高齢者の避難対応については、自力で避難可能な高齢者の方は、気象情報や町からの情報を積極的に入手し早目早目の避難を行っていただきたいと考えています。そのため、町では、災害時に避難に関する情報などを確実に伝達できるよう、防災行政無線の放送内容を携帯電話やスマートフォンへ音声や文字で配信するシステムを今年度内に導入する予定としています。

一方、避難の際に支援が必要な高齢者については、地域の誰がどのように支援を行うのかを事前に定める個別計画の作成を自主防災組織に対して依頼しているところであり、現在、各自主防災組織では避難行動要支援者への訪問調査を行うなど、個別計画の作成に向けた準備を行っています。町としては、支援方法の助言や支援者となる方への説明を自主防災組織に代わって行うなどの支援を行っているところであり、今後も個別計画作成に向けての働き掛けを強めてまいりたいと考えています。また、各地域で行われる防災講座や防災訓練などの際、各人が災害時においてとるべき行動を周知するなど、地域における避難支援体制の確立のための支援を今後も引き続き行ってまいります。

以上です。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） エアコンに関しては、先ほどの村井議員の質問への答弁でもありましたが、来年までに小・中全てやっていただけるとのことなので、早急にこちらの方はやっていただきたいと思います。

そこで、私の質問の中で、町民の方々、詳しく予算の中身を分かっているわけではないわけなんですけれども、予算配分に関して、自治体によっては全て一気にということとはできないにしても、段階的に予算を組んで付けてるところと付けてないところ、二分されているわけなんです。なるだけ、災害時のことも考えると、政府が補助金出すからというわけではないと思うんですけども、何とかそのあたり考えられないものかということで、町長のお考えを伺いたいですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（八束 正） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） 予算配分を何で、どういう基準で編成してるかと、決定してるのかという、要旨のところ通告をいただいておりますけれども、先ほど議員もおっしゃられましたように、現在松前町では経常収支比率が非常に高くなっておりまして、自由に使えるお金は約8億円ぐらい、1年間です、そのぐらいのお金を自由に使えると。これをどう使うかというのは、やはりおっしゃったように優先度を考えながらお金を使っていかな

なければならないということで、そんな中で、議員がおっしゃるような町民を守ることにウエートを置くという考えもあろうかと思いますが、それも含めまして全体的にどう使うかというのを予算編成のときに考えながら我々は予算編成をしているわけでありまして。予算編成をした後、それが適正にその方向の下で使われたのか、やったことがちゃんと効果があるのかどうかというのを事後的に事務事業評価という形で評価をし、その結果として縮小すべき事業もあるかもしれないし、廃止すべき事業もあるかもしれないしということを整理した上で、次の予算に反映していると、こういう作業をしながら予算編成を行っているところです。

今、事務事業評価については内部評価にとどまっておりますけれども、今後は内部評価をした上で外部の皆さん、第三者の皆さんの外部評価委員会といったようなのを設けて、外部評価の皆さんの評価を受けた上で次の、PCDAという形に乗せていくというようなことも今検討しているところでございまして、そういうなのをしながら最少の経費で最大の効果を目指すと、こういう取組をやっているところですので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 非常によく分かりました。

特にこの話が出たのは、コンビニ交付システム、3年間で2,000万円程度、あとその後520万円程度ですか、ずっとかかると。確かに、それもそれで利便性で大事なことではあるんですけども、やはり町民の方々の感情からすると、なぜそっちが先になるのかという声が多かったものですから、そのあたり、予算編成は御苦労、非常に多いことだと思うんですけども、今おっしゃられたようにより町民の命を守る方にウエートをかけていただきたいと思っております。

それに従って、保育所、幼稚園はもう完備しているということで、非常に町民の方々も、親御さんも安心できるんじゃないでしょうか。あと、保育所に関してもほぼ半数以上となっていて、後は順次整備ということですので、これも安心材料の一つじゃないかと思っております。

あと、避難所に関しては、どう考えてもできない部分はレンタルなどでされるということですので、こちら、町民の方々へも周知なども含めてやっていただきたいと思っております。

あと、災害被害対策に関しての件でございましてけれども、特にここでは1つ追加で再質問したいと思っております。

2番の2の方です。西日本豪雨で亡くなられた方の7割が60歳以上と。松前町の高齢者の方々の数などから見ても、しかも筒井地区というかちょうど北川原から北黒田の方まで、ずっと海岸線でいうと人口密集度の高い地域でもありますので、非常にこの対策というのは重要な課題であると思っております。

それで、質問ですが、昨年12月にも弱者対策ということで、私、質問いたしました。そのときの総務部長からの答弁で、松前町避難行動要支援者避難支援計画では、同意を得た要支援者を地域の誰がどのように支援を行うのかを事前に定める個別計画を町の依頼により自主防災組織で作成することになっていると、これは昨年12月です。現在は、個別計画の策定が進んでいない状況で1件のみの作成となっています。今後、各地域に対して個別計画作成に向けての働きかけを進めてまいりたいと思いますという、総務部長の、今もいらっしゃるんです、退職されてるんですけども、御答弁がありました。その中で、今回防災訓練ということで、避難準備、高齢者等避難開始及び避難勧告の2段階と、これは初期段階なのでそこまで行けたかどうかは定かではありませんけれども、昨年課題としていたところ、どれぐらい進捗されたのか、分かる範囲で結構なので教えていただければと思います。

○議長（八束 正） 大川健康課長。

○健康課長（大川康久） それでは、私の方からは、避難行動要支援者の個別計画の進捗状況について御説明いたします。

昨年、1件の個別計画ということで、現在も完成しているのは1件のみです。ただし、各地域で、先ほども答弁しましたとおり、対象者への訪問調査を自主防災組織で行っております。その中で、聞き取りとか必要な支援内容等を今精査しております。それが、計画として上がってくるのは、間もなく何件か上がってくると思いますが、それを取り組んでる地域も何地域かございますので、それをでき次第、また計画として組み込むというふうに関準備をしております。

以上です。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 自主防の中で、今計画して策定中ということですが、自主防災組織の中で決まったことは文書できっちり明確にした上で、特にこれ、先ほど申し上げた大洲の三善地区の事例です。事例では、決まったものを住民の方が冷蔵庫など目のつきやすいところにきっちり張って、逐次、訓練などのときにはやっていたのが功を奏したというような報告がございますので、やはり文書で明確にしていくという部分、あと日頃それがどうなってるかということ、もちろん町長が前々からおっしゃるとおり、自助共助というのが基本になるわけなんですけれども、そこをはっきりさせた上でどうかというチェック・アンド・コントロールの部分というのは公助のところになってくるのではないかと思いますので、引き続き最後の詰めの部分、きっちりやっていただければなと思います。

それでは、1番目の質問は以上としまして、2番目の質問に移ります。少々お待ちください。

それでは、2つ目の質問に移ります。

2つ目の質問は、町立保育所の建て替えについてというテーマでございます。

今、松前町では町立保育所というのは建てられないので、民間を支援していくということになっております。ですから、ここでの質問は、誤解いただきたくないんですが、民間がやることに對して私は反対しているわけではありません。これは、町民の皆さんからその後いろいろと質問がありましたので、確認の意味で質問させていただくものです。

昨年平成29年2月28日の議員全員協議会及び同年の3月9日の一般質問の答弁の中で、町立保育所を新築する場合は国からの支援というのがないけれども、民間の保育園だと国の支援策があるため、絶対的にコスト面で民間で統合した方が効率的であるという説明を議員は受けました。その件を改めて確認したいと思います。

まず1つ目は、私立には支援があるけれども、町営を新築する場合は国の支援がないと答弁があったんですけども、国の支援がないのはどうしてでしょうかと、これは町民の方々の素朴な質問でございます。

2つ目は、仮にのお話になりますけれども、町営を新築すると考えた場合、何か方法、手立てというものはなかったんでしょうかということが2つ目の質問。

3つ目に関しては、町立保育所、私立保育園の区別なく、保育というのはただ子どもを預ければよいというものではなく、子どもの育ちを支える質も伴った保育を保障する必要があると言われております。よく、ここで引き合いに出されるのが、公立がよくて私立が悪いというような話ではないんですけども、これは文教厚生委員会である先進地の幼・保連携の幼稚園、訪問したときの理事長のお話なんですけれども、経営者というのはピンからキリまでと言ったら言葉は悪いんですけども、とにかく箱を預かるだけと考える人が少なくなくて危惧してるんだというようなお話がありました。そこで、公立の役割というのは、民間と違ってコストなども余り考えずに雇用なども考えられるものですから、やはり子育て経験のあるベテランの、人件費としては高くなる方々などをそろえたりとかいろんな試みができます。障がい児の教育であるとか、民間、なかなかやりたがらないようなところというのはあるわけなんですけれども、民間に任せるとそのあたりが一番危惧されるということで、公立が中心になってそういった指導を図りましょうというのが流れになっているようでございます。

そこで、質問なんですけど、松前町の場合は民間の方に今行くということなんですけども、改めて、保護者の方々をはじめ、おじいちゃん、おばあちゃんなどが心配してるというところが、その質というのはどうなんだろうかと。こちらの方で、質がどうこう言うよりも、松前町は保育の質をどのようにして確実に担保していくのかということをお尋ねしたいと思いますので、町民の方が分かるような言い方でお話を伺えればと思います。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 町立保育所の建て替えについてお答えをします。

町立保育所の建て替えに対して補助金がないのは、国の三位一体改革により平成18年度から起債制度に置き換えられたためです。この起債制度は、従前の補助金に相当する金額の起債が可能で、償還に際し元利償還金の7割については普通交付税で補填をされる制度になっています。町立保育所を建て替える場合は、この起債制度を活用するしか方法はありません。

保育の質の担保については、現任の保育所職員の資質向上を図るため、障がい児保育や乳幼児保育の研修などの専門分野別のキャリアアップ研修、食育やアレルギー対応のための調理員対象の研修など、職員の職務に応じた研修を受講させています。一方、私立の教育・保育事業者に対しては、人員配置基準以上の職員配置や職員の平均経験年数の向上、キャリアアップの取組などの事業者が行う改善実績に対し、給付費を上乗せして給付することにより保育の質の向上を支援しています。また、公立、私立にかかわらず、保育施設の保育の質の向上を目指して町主催の町内保育士研修会を開催しています。そのほか、松前町幼保連携交流部会を設置し、町内の保育所、幼稚園、認定こども園が公私の垣根を越えて交流保育を行い、職員間交流と職員個々のスキルアップを図っており、今後とも松前町全体の保育の質の向上のため、これらの取組を継続してまいります。

以上です。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） まず最初の、こちらの方、町立保育所を新築する場合は起債制度の活用って話ですけども、よくこれは研修行ったときも聞いたんですけども、国の支援がなくなっちゃったんでどうしようもないっていう話をされてるところもありましたし、2月の全協のときもそういうのを伺ったということなんですけれども、これは国の支援、起債制度というのはあれですか、もともと特定財源のようにこのようにとっとこ決められてるものというのが三位一体ということで、一般財源化なるような形になったということですけども、実際、私学への補助金というお話はよく伺ってるんですけども、例えば実際町でやる場合、三位一体で一般財源化にはなっているけれども、計算式は違いますけれどもほぼ同等額が国から出てるという話もあるんですけども、これは支援はないんじゃないかなと、ないと理解していいんでしょうか。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 今の件について答弁をいたします。

まず、以前に説明をさせていただいたところにおいて、今回金澤議員の再質問がありましたので、もう一度改めて調べ直した結果、補填のある起債があるということが分かりましたのでそこを説明させていただきました。ただ、交付税につきましては、先ほど議員さ

んがおっしゃったとおり一般財源化ということで、保育所建設の特定の財源に充てるものではないということだけは御承知おきいただいたらと思います。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 今のお話で趣旨は分かりましたけれども、今さら反対とか賛成とかという話じゃないんですけども、結局は、繰り返しになりますけれども、一般財源化により、十分かどうかというのは別としまして国の財源保障システムというのは公立施設に対しても働いているんだということを2015年に当時の総務大臣、高市早苗総務大臣ですか、こんなお話をされてるわけです、参議院の総務委員会、2015年3月24日だそうですけども、公立保育所の運営費については、国庫負担金の一般財源化に伴い地方交付税の算定に当たって、従来国庫負担金も含めた地方負担の金額について、基準財政需要額に適切に措置されるよう各市町村の実際の公立保育所の入所児童数に応じた補正を行っております。ですから、公立保育所の施設整備及び運営費につきましては、国庫補助金の一般財源化による影響が生じないように適切な地方財政措置を講じているところでありますと、そういう答弁がありました。つまり、これは公立保育所が廃止され、同じ定員の私立保育所に置き換わったと仮定すれば、基準財政需要額から公立保育所運営費の市町村負担4分の4相当額が減額されて、新たに私立保育所運営費の市町村負担分4分の1相当額が加算され、さほど別に国及び都道府県負担4分の3相当額が補助金交付金として市町村に交付されることとなります。全く同額とは言えませんが、私学と公立、差異が生じないように地方財政措置を講じているという国の説明があるわけです。

実際、全員協議会であったときは、私学に対する補助に関しては明確にこれぐらいの補助があると書いてましたけれども、公立を建て替える場合の費用試算にそのようなことの記載がないので、我々これは議員も勉強不足なのっていうのは本当に責任があるんですけども、やはりそのときにそういう話があればまた別の視点で、議論の視点が変わったかもしれないという部分もありますので、今後そのあたりはあらぬ疑いがかからぬようにきっちりと比較検討するということをやっていただければなと思います。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 今回の交付税措置の判明した部分、記載、それぞれについては今回大変反省をしておりますので、これを受けて、今後はそういう財源のところも議員さんの皆様に説明しながら進めていきたいと思っております。

○議長（八束 正） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 議員さんが先ほど御説明いただいた国の方の総務大臣からのお話の中でですけども、もともと町立の保育所についても運営費については国の方から負担金が出ておりました。その負担金も含めて、国としては一般財源化をしたということで、そちらの方が非常に大きい額なんですけれども、今現在保育所の運営費については国庫負担

金はなく、松前町の一般財源、普通交付税も含めた一般財源で運営をしております。それは、人件費も、子どもに対するいろんな経費も含めてのことです。ただ、施設整備についてはもともとは、施設整備をやるのは年度が全然ばらばらです。一度施設をつくれば、何十年か後に整備をするという形になります。そういった中で、普通交付税として毎年施設整備額が普通交付税の基準財政需要額に算入されているわけではありません。そういうことで、多分長期間にわたって少額な額を積み重ねていくとそれに見合う額になるというようなことではないかというふうには思うんですけども、単年度、単年度で、じゃあ松前町がこの年にやるから普通交付税を措置してくださいというようなものではありませんので、その点については御理解いただきたいと思います。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 趣旨の方は分かりました。

ただ、私が申し上げたのは、先ほど部長に申し上げたとおり、説明を受けたときに、こちらの勉強不足もあるわけなんですけれども、お互いにそのあたりはきっちり、今副町長が述べたようなことも含めてやるべきではなかったのかなと、そういうことで、気持ちよく民間に任せると決めたわけですから気持ちよくそこはスタートしていただきたいというのが気持ちでございますので、町民の方々の疑問というのは解消しながらやっていただきたいなと思います。

以上で私の質問は終わります。

○議長（八束 正） 金澤浩議員の一般質問を終わります。

10時55分まで休憩をいたします。

午前10時43分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（八束 正） 再開いたします。

三好議員より午前中欠席届が出ておりますので、お願いいたします。

4番影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） それでは、4番、公明党、影岡俊範、議長のお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきます。

冒頭で、西日本豪雨及び北海道の震災においてお亡くなりになられた方々の御冥福を祈るとともに、また被災に遭われた方々をお見舞い申し上げます。一日も早い復旧、復興を願うものでございます。

それでは、本題に入ります。

まず、最初の質問、1問目、1つ、件名としましてはコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について質問させていただきます。

要旨については、設置の努力義務化された学校運営協議会の設置とはということで、平

成27年12月に取りまとめられた中央教育審議会答申で、新しい時代の教育と地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働のあり方と今後の推進方策についてを踏まえて、学校運営協議会の設置の努力義務化などを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正が行われ、平成29年4月1日より施行とされました。

学校運営協議会の主な役割として、3点挙がっております。校長が作成する学校運営の基本方針を承認する、学校運営に関する意見を教育委員会又は学校に述べることができる、教職員の任用に関して教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるのできるの3つがあります。コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組むことが可能となる、地域とともにある学校への転換を図るための有効な仕組みであります。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。これは、全て最初の中央審議会の答申を書いておりますが、その表現に従っております。文科省がホームページで公開している平成30年4月1日現在のコミュニティ・スクールの導入状況は、全国では学校設置者の30.5%が導入しており、学校単位での導入率は14.7%となっております。これを愛媛県で見ますと、学校設置者の導入率では4市町の20%、学校単位での導入率は小学校17校、中学校9校を合わせて26校の4.8%で、全国と比べ設置が遅れております。さきに述べたとおり、設置については努力義務化との指針も出ていることから、遠からず当町にも設置が迫られるかと思いますが、設置について当町ではどのようにお考えをされているのか、お伺いたします。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

本馬教育長。

○教育長（本馬 毅） 学校運営協議会の設置についてお答えします。

いわゆるコミュニティ・スクールは、運営及び運営への必要な支援に関して協議する機関として学校運営協議会を設置している学校を指します。コミュニティ・スクールの制度は、平成16年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律で創設され、平成29年の法改正で全ての学校に学校運営協議会を設置することが努力義務とされました。コミュニティ・スクール制度は、学校を、学校と地域住民、保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる、地域とともにある学校に転換するための仕組みです。

現在、松前町においては、PTAや地域、関係機関等との連携を密にし協力を得られていることや、学校経営・重点事項についても、学校評価を実施する際、全保護者にアンケートによる評価を受けたり、学校関係者評価で地域関係者や有識者からの評価を受けたりして改善を図っており、その充実を継続したいと考えています。

以上のことから、現時点ではコミュニティ・スクールの導入は考えておりません。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 御答弁ありがとうございます。

この件につきまして、私が要旨で述べたところは、先ほども申しましたように、文科省の学校運営協議会制度に関する法改正の記述を書いただけでございまして、これから、その趣旨としては学校教育が学校と地域の住民が力を合わせて学校の運営に取り組むことを目的とされているというところでございます。それが法改正で、今までは指針という形であったのが義務化というところへ一歩踏み込んできたものですから、恐らく流れからしたら努力義務化、次は義務化という形になるのではなかろうかということをおもひまして、ではそれに対して松前町としてはどういう考え方でおるのかなということで質問させていただきました。

これから、私個人的な意見を申し上げます。

コミュニティ・スクールの、政府というか文科省が出されてる仕組み図を見まして、非常にきれいにまとめておりますが、正直言って私自体は、机上の空論とは言いませんが机上の理想論ではないかという印象を持っております。文科省が理想とする組織の構築は、体裁の枠組みだけならば可能だと思いますが、それぞれの、その体裁、枠組みをつくるだけでは本来の目的とする仕組みを有効に機能させることは私はできないと。それぞれの自治体の現場には、様々な需要があり問題があるかと思っております。本当に機能する体制は、一朝一夕ではできないし、時間もかかると思っております。しかし、そうはいっても、問題の一つ一つを潰しながら、またもう一つは、斬新な若い世代のアイデアを取り入れながら、地域地域、住民等の協力を得て、社会総がかりの実現を図っていただきたいというのが私の望むところでございます。若い世代の既成概念にとらわれないアイデアは、案外問題解決に導く場合がございます。我々、既成概念で固まった人間が考えるよりは、すばつとしたアイデアが出る可能性もございます。

では、最後に、私なりに他市町村の先行事例を見てみました。

1つは、山口県長門市は公民館の既存組織を運営協議会としております。愛媛県の伊方町は、教員経験のあるコーディネーターが公民館に駐在して、公民館と連携して学校現場にマッチした対応をしているという報告をしております。これを見て、私は、我が松前町も社会教育の方でしっかりと公民館活動をされております。ですから、これまでの公民館活動と学校の連携を一層深めることで、コミュニティ・スクール制度の目標とするところを松前町で実現していったらどうかというふうに考えます。これに対して、御答弁はいただけないかもしれませんが、教育長の方でございましたら御答弁をお願いいたします。

○議長（八束 正） 本馬教育長。

○教育長（本馬 毅） 努力義務化されましたけれども、指定する、しないは教育委員会の選択権があって、よく言われているのが、はい、義務になりました、教育委員会が指定

しなさい、それではうまく回ってない混乱したコミュニティ・スクールもあると聞いています。今、議員さんが御紹介いただいたような、学校に対する支持母体、公民館であったり補導のところであったり、ボランティアグループであったり、そういう実態がないとなかなか難しいと言われていています。まず、教育委員会でも、一昨年度広島県府中市、昨年度も鬼北町、泉小学校で研修を受けました。様々な課題があります。その中で一番大事なことは、松前町として松前町なりの目的を明確にしたコミュニティ・スクールの導入が必要であろうと。そのためには、教育委員の中でも時期尚早であるとか現状充実とか出ています。また、学校では、実際のところコミュニティ・スクールの議論ができていない。やはり、一番大事なのは、PTAの方、地域に対する説明を十分にしていって、教育委員会、学校、PTA、地域、コンセンサスができたところで導入を検討したいと思っています。何しろ、松前町独自のコミュニティ・スクールでありたいと考えています。

以上でよろしいですか。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 私が申し上げたのも、教育長が御答弁なられたことを念頭に置いて、松前独自でもいいし、こういう国からの枠組みみたいな形で押しつけられたものではなくって、その趣旨に沿った形であれば、松前町のベースを利用して、そして本当に最終的には町民、社会と学校とがうまく連携していく仕組みを、実行可能な形での組織づくりを、できるだけ早くする必要はあろうかと思いますが、時間をかけて取り組んでいただけたらと、今その意志を確認させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、2問目につきましては、学校における働き方改革に関する緊急対策についてということで、内容的にはスクール・サポート・スタッフの配置、これについて。

平成30年2月9日付けの、学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について——これは通知であります——において、教員以外の専門スタッフ、外部人材の活用として、学習プリント等の印刷業務、授業準備の補助と教員のサポートを担当するスタッフの配置が示されました。本町において、この配置の考えはあるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

仲島教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（仲島昌二） スクール・サポート・スタッフの配置についてお答えいたします。

スクール・サポート・スタッフの配置の目的は、学習プリント等の印刷業務、授業準備の補助等を担当させることで、教員の負担を軽減し、教員が児童・生徒への指導等に注力できる体制を整備することです。文部科学省は、平成30年度にスクール・サポート・スタ

ップ3,000人の配置を予定しており、人件費に係る負担の割合は国、県5分の3、市町5分の2となっています。身分は市町の非常勤職員となります。平成30年5月1日現在で、中予管内小・中学校127校のうち19校に11人が配置されています。

現在、松前町教育委員会では業務改善を進め教員の負担軽減を図っていることや、国、県の補助が5分の3あることからスクール・サポート・スタッフの配置を要望したいと考えています。

以上です。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 検討ということで、申請ということで、前向きの御返事をいただきました。ありがとうございます。

この制度については、学校における働き方改革に関する緊急対策ということで、平成29年12月26日、学校業務の役割分担適正化についてという分析がございまして、その中で3点ありまして、基本的には学校以外が担うべき業務、次に、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要がない業務、3点目として、教師の業務だが負担軽減が可能な業務ということで、3点目を対象とした対策というふうになります。最初の2点については、これは最初に御質問させていただきましたいわゆるコミュニティ・スクールの部分でフォローしていこうという分野になると思います。だから、最初の質問とこの質問には関連性が非常にございますので、それを併せて申し上げておきます。そこで、教師の業務だが負担軽減が可能な業務、授業準備だとか学習評価や成績処理という項目も挙がっており、具体的には最初申し上げましたように、学習プリント等の印刷ということになります。

ここで、話は変わりますが、私はサポート・スタッフ制度についてこだわりがございました。それは、当町の北伊予小学校が取り組んでいる補充学習を平成28年に見学させていただいた機会がございまして、そのときに、これは教育委員会では十分御承知だと思いますが、若干紹介させていただきますが、内容は、隔週の金曜日であったかと思いますが、休憩時間を10分から5分に短縮して、昼休みが恐らく15分短縮して、帰り会の終了までには計45分の時間を割り出しまして、それを補充授業に充てるという、私からしたら非常に先進的なのというか、先生方からの学習指導に対する意欲を感じる事が実施されておりました。基本的には、それは学習能力のボトムアップを目的としたものだろうと思います。そのとき、まだ半年ほどの実績であったので、校長先生のお話はあったんですが、校長先生の実施状況については、生徒は先生とマンツーマンで指導を受けられる、コミュニケーションがとれて好評であるということと、保護者からは日数を増やしてほしいとまでの要望が出てるといふふうにお聞きしました。また、いろいろと多忙をきわめる先生方が自主的にこれに取り組んでくれているということで、誇らしげにおっしゃっておりました。その話の最後で、最後に私の方から行政に望むことがあればお聞かせくださいと申し上げた

ときに、校長先生は控え目におっしゃっていましたが、授業あるいは先生の補助をするスタッフを配置できないものかというお話をそのときにいただきました。その時点で、私は、忙しい中でそういった時間を切り詰めてなおかつ補充学習をやっているところであれば、なおかつそういう要望が出てくるのではないかと、非常に大切な御意見であろうと思ひまして、その後いろいろ調べておったんですが、それで今に至って、今回サポート・スタッフ制度が創設というか、国の形で出てまいりまして、これはということで私は北伊予小学校、当時の校長先生の要望に沿うものではないかということで、とにかく松前町としては是非とも取り組んでいただきたいということを思ひまして、今回質問に挙げさせていただきました。

また、これは話が変わるんですが、これに関係する県議会での答弁がございまして、それを読み上げさせていただきます。これは、本年30年2月の県議会の教育長の答弁、読み上げさせていただきます。

県教育委員会では、教員の長時間労働の是正は重要かつ喫緊の課題と認識しており、国、県、市町、学校現場のそれぞれにおいて、より実効性のある取組を展開する必要があると考えている。このため、国に対して、全国都道府県教育長協議会を通じて、少数学級の拡充や加配定数の充実等を要望する一方、平成28年10月に策定した県教職員業務改善方針の取組を促進するため、来年度当初予算案に所要の経費を計上し、教員の採点業務や教材作成の補助等を行うスクール・サポート・スタッフ、運動部活動における教員の負担軽減や競技力の維持、向上を図る部活動指導員を配置するとともに、学校の抱える諸問題に対して弁護士が相談、助言に応じるスクールロイヤー制度を整備する予定です。このあたり、あれですが、スクール・サポート・スタッフのことで返答があります。さらに、県立学校に校務支援システムを順次整備し、ICTを活用した事務処理の効率化や出退勤管理を行うほか、小・中学校での業務改善を進めるため、今年度、新居浜市と西条市をモデルに実施している実践研究に松前町を加えて体制強化を図りたいと考えているというところがございます。県教育委員会としては、今後とも、国による各種提言や県内モデル事業の成果等も踏まえながら、市町教育委員会などの関係機関と緊密に連携し、教育現場の業務改善を図り、愛媛教育の充実強化につなげてまいりたいということで結ばれております。

ここで、通告にはないんですが、県下では新居浜市と西条市、そしてそれに松前町ということで加えられたということにおいて、私としては誇らしいものだということで、このことについて御返答いただけるようでしたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（八束 正） 仲島教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（仲島昌二） 先ほど、一般質問の答弁にも、業務改善を進め教員の負担軽減を図っているというふうにお答えをさせていただきました。こちら、業務改善は、今年度文科省の指定を受けて業務改善加速事業に取り組んでおります。学校が取扱う

業務が、近年複雑化また困難化しております。教職員の長時間労働等の実態も明らかになっているところでございます。この現状を打破するために、町内の小・中学校全ての学校の実態も十分把握した上で、業務見直しとか学校サポート体制の確立、また教職員の意識改革を図る研修などを行います。事務システムの支援員の配置なども検討しておりますが、大学の教授、また弁護士、医師などからなる学校業務改善委員会を設置して、こちらの方、意見を集約して業務を図りたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） こういう形で、松前町がモデルとして選定されたということで、教育の町松前と、この面目を躍如とされるような取組としていただけたらというふうに望みます。

それでは、最後の質問では、公共施設等総合管理計画の更なる推進についてと。

これは、総務省が平成30年4月23日に開催した公共施設等総合管理計画の更なる推進に向けた説明会で配布された資料に、公共施設等の総合管理については、1つ、背景・地方公共団体の取組状況と地方財政計画における位置づけ、2番目としては、総合管理計画策定指針の改訂、3番目、公共施設等の適正管理の推進に係る財政措置及び取組の記載がありました。

そこで、本町における公共施設等の総合管理計画の更なる推進についてお伺いいたします。

項目として、まず1つは、個別施設計画の策定はということで、個別計画の策定については、インフラ長寿命化基本計画及び公共施設等の総合管理計画を踏まえて平成32年度までに策定とありますが、策定の進捗及び策定の時期をお伺いしますと、これが1点。

2つ目としては、計画の中に、住民1人当たりのインフラ維持管理・更新費の見通しの見える化ということで、経済・財政再生計画改革工程表に公共施設等総合管理計画の主たる記載項目をまとめた一覧表を活用した中・長期の住民1人当たりインフラ維持管理・更新費の見直しを地方公共団体で比較可能な形で示す見える化とあります。準備の進捗と公表予定時期等をお伺いいたします。

3番目、公共施設等総合管理計画の改訂にあたっての取組ということで、各地方公共団体において策定した総合管理計画の推進を総合かつ計画的に図るとともに、総合管理計画について不断の見直しを実施し充実させていくため、公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針を平成30年2月に改訂とあります。改訂としては、総合管理計画の推進体制等についてとして、1つ、全庁的な体制構築、2番目、PDCAサイクルの確立、総合管理計画の充実についてとして、総合管理計画の不断の見直し、充実、4番目、維持管理・更新等に係る長期的な経費の見込み、5番、ユニバーサルデザイン化の推進方針等が示さ

れております。この改訂内容を踏まえた取組や状況をお伺いいたします。

これ、役所の文章をずっと書いておるんで、なかなか我々、正直言うて理解しにくいところはありますが、趣旨を捉えていただいております。お答えいただけたらと。

4番目、公共施設等適正管理推進事業債の運用はということで、平成29年度に創設した公共施設等適正管理推進事業債について、長寿命化の事業の対象を拡大するとともに、ユニバーサルデザイン化について要する経費を追加するなど内容を充実し、あわせて長寿命化、転用、立地適正化、ユニバーサルデザイン化事業について、財政力が弱い団体であっても必要な取組を着実に実施できるよう、財政力に応じて交付税措置率を引き上げたとありました。公共施設等適正管理推進事業債の期間は、平成29年度から33年度まで、市町村の役場の機能緊急保全事業は平成32年までとなっておりますが、今年度また運用がされたか、あるいは来年度以降運用する予定があるかをお尋ねいたします。

以上であります。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） 公共施設等総合管理計画の更なる推進についてお答えします。

本町では、平成29年3月に松前町公共施設等総合管理計画を策定し、今後この計画に基づき、各施設等老朽化による改修や建て替え、更新等に対し、中・長期的な視点を持った総合的かつ計画的な管理を行うこととしています。

御質問の個別施設計画については、今後10年間を計画期間として、この期間における各施設の改修計画や改修費用の見込みなどを取りまとめているところであり、今年度中に策定する予定です。この個別施設計画は、ローリング方式を採用し、毎年度見直しを行うこととしています。

国が示した、中・長期の住民1人当たりインフラ維持管理・更新費用の見通しを地方公共団体間で比較可能な形で示す「見える化」については、地方公共団体を比較するための統一された期間などの具体的な基準がまだ国から示されていない現段階では難しいと考えます。

公共施設等総合管理計画の実施に当たっては、副町長を本部長とし、教育長及び全部局長で構成する松前町公共施設等総合管理計画推進本部や、施設所管課長で構成する松前町公共施設等総合管理計画推進検討委員会を当初から各部局横断的に設置し、全庁的な体制で取り組んでいます。また、PDCAサイクルの確立、総合管理計画の不断の見直し・充実及びユニバーサルデザイン化の推進については、それぞれ当初の公共施設等総合管理計画の中で既に定めています。維持管理・更新等に係る中・長期的な費用の見込みについては、先に説明した個別施設計画に基づき算出する予定です。

最後に、公共施設等適正管理推進事業債については、平成29年度には徳丸中川原消防詰

所解体工事の財源として、今年度も宗意原保育所解体工事や旧松前町保健センター解体工事の財源として活用しています。来年度以降も積極的に活用を図りたいと考えています。

以上です。

○議長（八束 正） 影岡議員、再質問は簡潔明瞭によろしくお願いします。

影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） それでは、簡潔に申し上げます。

よく分かりました。流れとしては、これに沿った形で実施されてるということで理解しております。

ここで、先ほどの保育所のところでの問題というか論議がありましたが、交付税措置の仕組みについて改めてお教え願えたらと思うんですが、いかがなものでしょうか。事業として、1億円とかという事業があったとしたら、それに対して交付税措置というのがどういう仕組みでなされるのかというのを、基本的なところをお教えいただけたらと思いますが、どうでしょうか。

○議長（八束 正） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） 交付税措置ということですが、起債、お金を借りたときの対応ということによろしいでしょうか。

その件につきましては、例えば1億円お金を借りるといたします。起債として50%、その半分のお金を借りれるという仮定の条件で説明させて、そのうち、1億円の場合5,000万円お金を借りれることとなりますので、残りの5,000万円は一般財源で対応することとなります。5,000万円、お金を借りた分の交付税措置が、例えば同じく50%あった場合は、5,000万円のうちの2,500万円が交付税措置として地方交付税の中に、お金を返している間ずっと含まれて交付税として対応、措置されます。ですので、残りの2,500万円分を町の方で順次、結果としては2,500万円分を返していけばいいということで、全体としては7,500万円の町の負担で済むという考え方になります。

以上です。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 今の御説明でよろしいわけですね。というわけで、そしたら1億円であったら2,500万円を、形としては基準財政需要か、そこに2,500万円というものが充当されるという考え方になるんでしょうか。

○議長（八束 正） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） その2,500万円というのは、起債を借りた期間分、期間の間に対しての分になりますので、いきなり2,500万円が可算されるわけではございません。借りる期間に対して均等に振られてくるということです。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 要は、借りている期間に割り当てて、いわゆる一般財源として借りてくるということをございましょうか。その分が、要は国の助成という件で、自己資金の補助というふうなものであるという解釈でよろしいのでしょうか。その分が、いわゆる本来1億円自己資金として支出しないといけないものの、その措置を利用すれば2,500万円は軽減できるという解釈でよろしいのでしょうか。済みません、よく分かってない。

○議長（八束 正） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） 簡単に言いますと、例えば5,000万円起債で借ります。50%交付税措置があるということは、5,000万円の2,500万円を、それは何年かに分けて償還していくわけですけど、2,500万円分の償還のときに償還額について交付税措置がされて、こちらの負担でなく国の負担で返すことができるということでもあります。ですから、おっしゃるように、その部分については町の負担が軽減されるということになります。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） そういうことで、こういう措置を有効活用して財源を、いわゆる経費の出費を抑えていっていただいて、住民サービスに生かしていただけたらというふうに思います。

最後に、また公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定推進には、固定資産台帳の作成、またその更新をもととすること、それは新地方公会計制度と一体なものであると私は思います。新地方公会計の諸表の分析を行うことによって、管理計画の進展評価や計画の見直し、更には計画を予算に反映するという展開が望まれます。取組指針の中で、全庁的な体制構築を求められております、実際そう実施してるということではありますが、今後更に各部の部長、そして町長のリーダーシップ、ガバナンスがより一層必要になると考えますが、この点に対して町長の方から何かございましたらよろしく願います。

○議長（八束 正） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） 公共施設というのは、全庁に及んでいるものですので、全体の状況を把握しながら、先ほどの、予算をどれに優先するかという話とも関連してまいります。どういう順番でどういう優先度でそれを管理して、例えば修繕とか建て替えとか更新とか、そういうふうにしていくかというのは全庁的に考えていかなければならない問題だというふうに考えてございますが、ただ公会計制度との関連というのは、いまいち私自身は飲み込めない。公会計制度とは全く関係なく、国庫施設の管理としてそういう計画に基づいて、全庁的を視野に入れながら進めていくという計画であるというふうに思っております。

むしろ、つけ加えておきますが、先ほど交付税措置のお話をさせていただきましたが、

先ほど答弁した解体などについての公共施設等適正管理推進事業債については、交付税措置のない事業債になっておりますので、今町がやっているものについては交付税措置、つまり国の支援は受けておりません。

以上でございます。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 地方公会計制度と公共施設等総合管理計画とが、私は表裏一体なものであろうと解釈しておるんですが、町長はそういう御認識ではないという御答弁でございましたが、それについても私どもも勉強しながらやっていきたいと思っておりますので、町職員の方々にも御苦勞をかけると思っておりますが、それを学ぶ姿勢は町長等もバックアップしていただければというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上をもちまして私の質問とさせていただきます。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員の一般質問を終わります。

1時まで休憩いたします。

午前11時42分 休憩

午後1時0分 再開

○議長（八束 正） 再開いたします。

8番藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） ただいま議長から発言のお許しをいただきました、8番藤岡緑でございます。質問形式が件名ごとになっておりますので、それぞれにつきまた一問一答でよろしく願いいたします。

質問に先立ちまして、先日からの大きな災害で多くの方が被災されまして、今も大変な生活をされていることに対し、心より犠牲になられた方に対しては哀悼の意を、そしてまた被災者の方々にはお見舞いを申し上げたいと思っております。

それでは、子育て支援の充実に向けてということで、まず最初に待機児童ゼロ対策についてお伺いいたします。

女性の就業率、特に25歳から44歳の方々が年々上昇する中、結婚、出産、育児というそれぞれのカテゴリーにおいても、それを契機に退職してしまう女性の数は減ってきて、たとえ一時的に辞めたり休職していても再就職していくパターンが増えています。また、再就職へのサイクルが早くなりつつあって、ゼロ歳から2歳児保育のニーズが急速に増える中で保育の質を担保するためには、認可保育所であれば当然一定の基準もあって、設備や保育士数も相当数必要となってきます。そのため、乳幼児が増えればどうしてもその条件が高いハードルとなり、保護者の希望する保育所に入れず、待機児童が増加する傾向になるのはやむを得ないことかもしれません。来年度に向けて、松前町の場合はどうなんでしょうか、今後の方向性と具体的対策についてお伺いします。

そして、2番目に、それに関連して恒常的な保育士不足の脱却的糸口についてお伺いいたします。

上記の問題に関連して、ますます保育士さんの需要が増えているのですが、町は恒常的な保育士不足の問題を抱えている現状をどのように脱却していくのでしょうか。国が進めている、保育士の処遇改善による給与格差の是正や働きやすい環境づくりだけでは、まだまだ離職率を下げるには至っていないと思いますし、町内保育所勤務の保育士増加にはさほどつながっていないように思えます。

先月の文教厚生常任委員会で行った船橋市や東京都杉並区などの、先進地での取組として、保育士を目指す学生さんたちに注目してもらおう施策が多いことに驚きました。例えば、保育士就職支援情報誌の発行だとか、配布、保育士養成機関等の新卒者を対象とした採用支援などです。また後でお見せしますけれども、とても工夫したチラシなどもつくっておられました。また、結婚や育児で休職された保育士さんたちが、育児休業明けに円滑に職場復帰できるように、復職者が保育施設に優先入所できるような仕組みを設けたりしています。さらに、保育現場から長期間離れている潜在保育士さんへ対しての支援として、保育事業者が実施する不安を解消するための職場体験等の研修支援なども行っています。もちろん、保育士養成修学資金貸付制度とか事業者向け保育士家賃補助事業とか、独自のふなばし手当など、手厚い経済的支援もありましたが、これは当然自治体規模や財政基盤がかなり松前町とは違いますので、同様の対応はできないとは思いますが、ただ、いずれにしても、自治体のトップが強い指導力と危機感でこの問題に対処されている姿がうかがえました。

そこで、町長の公約の一つでもある、安心して子どもを生み育てることができるまちづくりにつながるこの問題解決に向け、どのように町としてお考えなのか、お伺いしたいと思います。

以上、最初の質問です。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 待機児童ゼロ対策についてお答えいたします。

松前町における0歳から2歳までの乳幼児の保育需要量は増加傾向であり、ここ数年は、年度初めには待機児童が発生していないものの、年度途中からは待機児童が発生している状況です。年度当初の申込みに対しては、何とか必要な保育士を確保できていますが、年度途中の申込みに対応するには保育士の増員が必要となり、その確保ができていないため待機児童が発生しているものです。

現在、町立保育所では、特別な配慮を要する子どもへの対応と担任保育士の負担軽減のため、愛媛県条例で定める必要な保育士数を超えて保育士を配置しているところです。特

別な配慮を要する子どもへの対応について、保育士の負担軽減が効率的にできるよう、学校や幼稚園で実施している学校生活支援員と同様に保育士をサポートする支援員を保育所にも配置できないか検討しているところです。これにより、配慮を要する子どもに対応していた保育士を通常の保育業務に充てることで子どもの受入数を拡大させ、待機児童の解消を図りたいと考えています。

続いて、恒常的保育士不足の脱却糸口についてお答えします。

松前町では、保育士の確保に向けて、賃金の引上げや有給休暇の拡充など勤務条件面の改善のほか、愛媛県が主催の教育・保育施設への就職や転職を希望する人と求人施設が一堂に会して交流の場を設ける愛媛県保育関係者交流セミナーにブース出展し、学生や保育士資格を持つ潜在保育士らに対し町立保育所の概要や業務内容を説明し、若手保育士が実際に働いている様子や働きがいアピールするなどして職員採用試験への応募を呼び掛ける取組を行っています。また、保育士確保のために、乳幼児を持つ保育士が町内で保育士として働く場合には、その子どもを優先的に町内の保育所に入所させることとすることにより、保育士の職場復帰促進を図る方策を検討しているところです。

そのほか、保育士養成機関の保育実習や中学校の職場体験学習、伊予高校生の保育所ボランティア活動の受入れを積極的に行っており、これらの町内保育所での体験を通して、将来保育士を職業として選択する契機になることを期待しているところです。

先般、保育士確保対策を確認するため実施された文教厚生常任委員会視察研修には、福祉課職員も随行して先進地の取組をその場で学びましたので、現場からの視点に立った保育士確保対策について検討してまいります。今後の抜本的な保育士確保対策については、長期的視点に立った対策が必要となります。今年度、第2期松前町子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、保護者等への保育サービスのニーズ調査を行い保育需要を把握した上で、来年度検討したいと考えております。

以上です。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 今、部長の方からいろいろ回答いただきましたが、さしずめ31年度に向けては待機児童というのは出てきそうにないということでしょうか。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 31年度の申込みは今後申込みをしますので、今現時点で年度当初に解消できるかどうかというのはお答えすることはできません。また、10月の広報で申し込みを受けて、年内に大体集計を行いますので、その頃の状況になろうかと思えます。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 地域的なものはあると思いますので、正確なお答えはできないと思うんですけども、今、先ほどの文教厚生なんかの保育士不足に対するいろいろな対応について、一緒に行っていただきましたので、かなりいろんな情報を入手していただけたと思うんですが、その中で、私の方からも紹介させていただきましたところと、先ほど部長が言われました、潜在保育士の育児休業から復帰されて今度子どもさんを預けたいときに優先的に入れるっていうことで、杉並区がポイント制というのをされてまして、ポイントが付加されてそういう人たちが優先的に入所できるというような方策をされてましたのを私たちも学んできましたので、また松前町でいろいろ応用ができるんじゃないかなという気がいたします。

それから、先ほど言っていましたんですが、船橋の方の保育園ではふなっしー、皆さんよく知ってらっしゃると思うんですけど、こういうような、保育士さんに向けてのしおりがあったり、これは杉並区だったんですが、保育士のお仕事ということで、先輩の保育士さんたちの活動してる内容が、こんなにすばらしい仕事ですよというようなことを書いた内容の冊子なんかも1年に1回更新して、いろんな情報を出されてるようです。船橋さんの方のなんかは、15年ぐらい前から保護者の方たちが中身を策定されて、そして課でそれをまとめてつくっていかれるということで、保護者とそして課の方たちが一緒になって工夫してそういうしおりを出していかれてると、置かれる場所は公的な公民館とかそういったところで、皆さんがすぐ手にとりやすい場所に配布して置いとかれるというようなことを聞いておりますので、多分松前町でも同じようにあるかもしれないんですけども、そういう工夫、いろんなところでされてるということ、また参考にさせていただけたらいいかなというふうに思います。

セミナーのことなんかも、今お話がありましたけれども、船橋の方だったと思うんですけども、例えば保育士さんを目指す就職支援の中で、就業、仕事に向かって支援するための一つの方策として教育費を出していくような奨学資金制度ですか、そういったものも何か入っていたような感じなんですけど、それは財源の問題もありますが、そういったことも多少は考えられている部分にはあるのかどうか、そこをお聞きしたいなと思ったんですが。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 奨学金につきましては、今具体的に検討はしておりません。やはり、奨学資金の場合は財源も必要ですし、奨学金を貸し付けるのか松前町に採用が通った場合には減額するのか、そういったいろんな問題があります。他市町の取組であったり、そういうところ等は研究はしてまいりたいとは思っております。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 確かに、自治体の規模が違いますのであれなんですけど、例え

ば県全体で何か地区の保育士さんにフィードバックできるようだったら、例えば5年間続けて行かれた方だったら奨学金が免除されるとか、何かそういう特典付だったので、割と誘導性があるのかなと思ったんですけども、確かに財源の問題がありますから難しいかなという部分はあるんですけども、ほかの部分でまたいろんな応用ができるかということと、それからまた今後の問題だと思うんですけども、事業者に対して国が半分ぐらい家賃対策をすることというようなこともありましたけど、松前町の場合は多分自宅から通われる保育士さんの方が多いと思いますので、それは違うのかなという気はいたしております。

じゃ、次の課題に入りたいと思います。

子どもの貧困対策全般と行政の役割ということで、私、就学前の支援とか就学後の支援という形で出させていただいておりますが、貧困対策全般で前振りですり少し考えて、その後に就学前と就学後で分けて御質問させていただきたいなと思うんですが、子どもの貧困率は平成6年以降上昇傾向にあり、平成24年には16.3%に到達し、平成27年には若干減ったが相対的所得ギャップは高く、貧困の深さで見ると状況は更に悪いと言えます。具体的には、世帯年収と学業成績というのに強い相関関係がありまして、原因として子育てや教育に支出する金額が低く、就学前や後の学校外における子どもの教育機関が相対的に少なくなっていることなどが考えられます。子どもの将来が、そのまま生まれ育った環境によって左右されることのないような、また貧困が世代を超えて連鎖することのないように、必要な環境整備と子どもたちの将来の選択の自由性を担保できる機会均等を図っていかなければならないというふうに考えます。そのため、国が所得再配分的な現金給付をする一方で、地方自治体としては各貧困家庭の子ども及び保護者に対して直接的対人サービス等の現物給付ができる立場にあるというふうに考えます。よって、総合的な支援を推進させていくには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者の連携、協力を得ながら地域の実情に即した効果的な施策が必要になってくると考えます。

そこで、対象となる子どもの年齢を就学前と後という形で支援を考えて御質問させていただきますが、就学前支援として、例えば保育所とか幼稚園に通園していない貧困家庭への支援としてどのような取組がなされているのでしょうか。ネグレクト状態になっている場合などに、どんな対応がなされているのか、町の現状と今後の対策について伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

それから、就学後の支援としてなんですけど、貧困の連鎖を防ぐ上で重要な学力の向上、自己肯定感の低下につながらないような対策が必要だと思いますが、授業や放課後における支援、個別的なサポート体制なども行われているのでしょうか。例えば、地域の元教員や大学生などボランティアの活用、NPO、企業等専門的知識のある方々による子どもたちの興味や関心を引くようなユニークな事業展開など、ほかの自治体での取組などを耳に

しますが、町として何か地域や、他方面の機関との連携などで課題克服に向けて取り組んでおられるのでしょうか。町の現状と、これから更に計画していることなどがあれば、今後の取組について考えをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

升田副町長。

○副町長（升田年紀） それでは、貧困対策としての町の支援についてお答えいたします。

子どもの将来が、生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現を基本理念として、平成25年に子どもの貧困対策の推進に関する法律が公布され、同法の規定に基づき、政府は25の指標を掲げた子供の貧困対策に関する大綱を策定しています。また、愛媛県においても、同法に基づき、大綱の趣旨を踏まえた子どもの貧困対策計画を定め、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援などの取組を市町や関係機関と緊密に連携して推進することとしております。

松前町においては、生活の支援として、放課後児童クラブの設置の促進のほか、町の子育て支援事業として実施しているこにちは赤ちゃん事業により、子どもや保護者の支援が必要と判断した場合には保健センターの母子保健事業と連携して継続して家庭訪問や育児相談を行ったり、保育所に通っていない子どもとその保護者が利用できる松前町地域子育て支援センターの各種サークルを案内したりするなど、支援が必要な子どもの早期発見と支援に取り組んでいます。ケースによっては、更なる専門的な対応が必要な場合は、松前町要保護児童対策地域協議会の関係機関と協議し、適切な対応に努めています。また、経済的支援として、ひとり親家庭への特別な配慮の一環として、放課後児童クラブの保護者負担金の軽減や医療費の助成を実施しています。

そのほか、社会福祉協議会が主体となってこども食堂を実施しています。これは、貧困による子どもだけの食事をなくす目的で、町内の幼児・小学生を対象に食事や学習、遊びの支援をするもので、中学生や伊予高校生のボランティア、地域のボランティア団体等の協力を得て実施しているものです。

これらの町の取組は、子どもの貧困対策のための事業ではありませんが、貧困家庭に配慮しているものであり、今後とも子どもの貧困対策への取組が重要であるとの認識の下、現在行っている子育て支援事業の中で貧困家庭に更なる配慮をしていきたいと考えています。

教育関係につきましては、教育長から答弁をいたします。

○議長（八束 正） 本馬教育長。

○教育長（本馬 毅） 子どもの貧困対策としての教育の支援についてお答えします。

義務教育段階における子どもの貧困対策では、教職員が一人一人の子どもの生活背景をよく理解し、子どもに寄り添いながら児童・生徒に基本的な生活習慣と確かな基礎学力を身に付けさせ、自己肯定感や生きる自信を育てていくことが重要であると考えています。このため、学校で「早寝早起き朝ごはん」運動、あいさつ運動を通して基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、必ずしも貧困家庭の子どもに特化した支援ではありませんが、少人数指導における習熟度別学習、学習に遅れのある児童・生徒への放課後や長期休業中の補充学習等を通して基礎学力の充実に努めています。また、総合的な学習の時間を利用し、地域人材、教員OB、企業やスポーツ、芸術のプロ等の人材を活用した授業を行い、生き方を考えたり困難を克服する力を養ったりすることに努めています。

そのほか、学習の支援、相談活動、教育費の負担軽減、進路保障にも努めています。

学習の支援としては、愛媛県が主体で松前町社会福祉協議会の協力により、今年度8月から愛媛県若者学習サポート事業として、中学3年生の準要保護生徒の希望者を対象に民間の塾が授業や受験対策に向けた無料学習教室を実施しています。

相談活動としては、専門的知識を持ったスクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関との連絡調整をしたり、保護者の相談に応じそれぞれの家庭に寄り添った援助を行っています。また、学校では民生委員や主任児童委員と連絡会を持ち、経済面や生活面に配慮を要する児童・生徒の家庭について情報交換を行い対応を図っています。

教育費の負担軽減としては、就学援助制度を活用し、要保護家庭や準要保護家庭に援助を行っています。なお、本年度から翌年度就学予定者の世帯に対する入学準備金を入学前の3月に支給できるよう、制度改正することを考えています。

進路保障としては、中学校において個に応じた進路相談を行うとともに、生徒の希望に沿った高校進学に向けて、保護者や生徒に様々な奨学金についての丁寧な説明や高校説明会への参加の後押しを行っています。また、就職を希望する生徒に対しては、ハローワークの求人情報の紹介や就職手続の指導等を通して、就労の支援に努めています。

今後とも、これらの教育の支援を充実させることにより、経済的に苦しい家庭の子どもの教育の機会均等を図ってまいりたいと考えています。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） いろいろな場面で、非常にきめ細かく援助をされたり支援していただいているということがよく分かりました。

私、子どもの貧困のことで、いろんな問題が複雑に絡み合っているということを思ったときに、一言、子どもの貧困といっても、個人情報や面からいっても特定の子どもに公の場で支援の提供っていうことはなかなか難しいと思いますし、かえって子どもの自尊心を傷つけたりするという懸念もあります。また、貧困の問題ではない学習遅滞とか栄養不足とか、それと家庭内での、貧困とは違うんですけど問題によってそういうことを抱えている

子どもたちもいます。だから、多分やり方としてはそういったことを抱合した形での支援というイメージで言ってるんですが、先ほどの、社協がやってるこども食堂のことなんかもそうなんです、本当に困っている家庭とか、本当に来てほしい家庭とか、そういったところを、限界はあると思うんですけども、それを落ちこぼれないように1つでも2つでもすくっていく、そういうやり方というか考え方っていうことについて、多分保健福祉の方の分野と教育長の分野と分かれると思うんですけど、私は子ども1人に対してはどれも支援については一緒だというふうに考えてますので、質問の仕方が抱合したような形で申し訳なかったんですけども、両方について、質問に対していろいろ細かく今の町の現状を話していただきまして、よく分かりました。

ただ、先ほども質問しましたように、そうやって本当に来てもらいたいとか、まだ教職員とかいろんな方がきめ細かく、この家庭はということが分かっておられても、なかなか対応が十分でなかったり、保護者まで、そこに行かなかったときなんかの対応はソーシャルワーカーとかそういった方がフォローしているんでしょうけれども、もう一度教育長にお伺いしたいんですけども、そういったところの、あとのきめ細かな部分でフォローするのにいろんな手だてを考慮しておられるんですが、こういったものに対する、もう一度お考えをお聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（八束 正） 本馬教育長。

○教育長（本馬 毅） 今、学校でやっていること、あるいは学校外でのことをできるだけお伝えしたつもりなんです、1つは、学校から毎月、不登校、それから経済的理由による長期欠席者、それから病気というふうな報告が提出されます。その中で、幸せなことに、経済的理由によって長期欠席している児童・生徒がないという報告がこの一、二年ずっと続いています。ですので、まずそれが出てきたときにはもう教員は早急に民生委員とかスクールソーシャルワーカーとか、あるいは家庭訪問等をして実態把握と対応を進めていかなければいけないと思っています。

あとは、もう一つは教員には厳しいんですけども、教員の感性だと思っています。例えば、ワイシャツがいつまでたっても汚れたままで着ているとか忘れ物が多いとか、持ってくるべきものが持ってこれてない、そういうところで判断をしていくしかないのかなと思っています。上手に答えられませんが、お許してください。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） ありがとうございます。

本当にこういったことはデリケートで、きめ細かなそういったフォローというか支援がだんだんと効果をあらわしてくるものだというふうに思いますし、経済的理由で長期欠席をしている子どもが今のところいないということで、それはとてもいいことだと思うんですけども、また別の理由が増えるということの裏返しかも知れないんですけども、

も。あと、経済的なことでの、もちろん子どもたちにとって、例えば親御さんが離婚されたりとか、あるいはお父さんの会社が倒産されたとか、それからいろんなことが、何が起こるか分からないので、今は何もそういうのがないけれども、毎月ぐらい結構頻繁にそうやってチェックされるということはかなり必要なことだと思ってますので、続けていただけたらというふうに思います。

それでは、次の質問、入りたいと思います。

これは、西日本豪雨災害ということで、午前中にもたくさんいろんな議員の方々から質問もありましたが、私の方からは重信川周辺住民、私もそうなんですが、そういった立場でいいますと、特にここ最近の川の氾濫というか、そういったものでの恐怖というか、そういったものを如実に感じておりますので、そういった方面から質問させていただきたいなと思いました。

重信川周辺住民への防災情報共有と避難準備が必要な場合の発信のタイミングとその対策ということで、さきの西日本豪雨災害で、ダムの放流とその情報の周辺住民への周知のタイミングが避難行動へ影響し、被害規模を大きくしたのではないかと、今その検証が進められています。異常気象と過去に経験したことがないような大雨により、降水量が一挙に増加し、放流量も河川が耐えられないような莫大なもので氾濫し、避難する猶予もない状況だったと言われています。これは、重信川周辺住民としても他人事では済まされない大きな教訓として捉えていくべき問題ではないでしょうか。しかも、下流域と海への河口域をあわせ持っている松前町としては、海の潮位との関係で危険水位が一気に上がるリスクも兼ね備えていると思います。いち早い住民への情報共有と、避難が必要な際の準備、勧告、指示と一連の流れと、それぞれの対策を綿密に立て、周辺地域の自主防災会や関係施設管理者とのシミュレーションが必要になってくるのではないのでしょうか。町の考えを伺います。

そして、それに関連しまして、県内市町統一のシステムを使用した被災者支援体制ということで、先ほど影岡議員のところでも出てた、要支援者のことに特化してましたけれども、私の方は昨年9月議会にて質問をしました県内市町統一のシステムなんですが、住民基本台帳を基礎にしている被災者支援システムの導入に対して、そのときのお答えとしては、県内市町統一のシステム導入の方向でワーキンググループのメンバーとして参加し、検討事項としているというお答えをいただきました。その後の進捗状況と、今回のような大きな災害時にスピーディーな対応ができるシステムとしてこれは運用されるべきだと考えますが、今後の活用についても町の考えを伺いたいと思います。

以上、西日本豪雨災害からということでお願いします。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

徳居総務部長。

○総務部長（徳居芳之） 重信川周辺住民への防災情報共有と避難準備が必要な場合の発信とその対策についてお答えいたします。

本町及び重信川流域の4市町は、松山河川国道事務所主導の下、平成27年10月に重信川における台風の接近、上陸に伴う洪水を対象としたタイムラインを策定しています。このタイムラインは、災害の発生を前提に、防災関係機関が災害時に発生する状況をあらかじめ想定し共有した上で、どの時点で誰が何をするかを時系列に整備した事前防災行動計画のことです。

平成29年の12月議会で、影岡議員の御質問に対して答弁したとおり、松前町としましては国、県をはじめとした防災関係機関等と協力してタイムラインの見直しを図るとともに、国、県が実施するタイムラインによる訓練へ参加し、これを繰り返すことでより細やかな事前防災行動のとれるより精度の高いタイムラインを作り上げ、有事の際にはこのタイムラインに沿って早目早目の行動をとっていきたいと考えています。

そういった中で、今年2日に実施した松前町総合防災訓練では、大規模な風水害の発生に備え、自主防災会、指定避難所施設管理者、消防団、指定避難所担当職員が連携し、効率的な避難行動等の実施についても確認したところです。今後、訓練結果を検証し、タイムラインに反映させて精度の向上を図るとともに、人命を優先とした更なる防災行動力の向上と住民の安全・安心の確保に努めてまいります。

続いて、県内市町統一のシステムを使用した被災者支援体制についてお答えいたします。

被災者生活再建支援システムを県内全20市町で導入するため、県主導でワーキンググループが設置され、これまでに昨年度3回、今年度1回、計4回会議が開催されました。これまでの会議では、一部の市町から、システムの内容や個人情報の保護などについての検討が必要ではないかとの声があり、現時点では協議がまとまっていません。県としては、平成31年度に当該予算を確保するべく今年度中に協議をまとめた意向のようですが、平成30年7月豪雨の発生により会議の開催が困難となり、協議が進んでいない状況です。

なお、明後日の12日に開催される今年度2回目の会議で、平成30年7月豪雨災害を踏まえたシステムの必要性、システムのネットワーク構成に対する県の考え方、システム開発業務委託仕様書（案）、システムの導入に係る意思決定方法とスケジュール、費用負担について協議が行われる予定です。

町としましては、全市町での統一したシステムに参加をすることが、経費的にも他市町との協力の面においても有効であると考えことから、全市町での統一したシステムに参加する方向で今後の協議に臨んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番(藤岡 緑議員) 確かに、タイムラインのことで見直しということが、多分タイムラインもつくってもその後いろいろと、いろんな災害に対して見直さなきゃならないことがいっぱい出てくるわけなんですよね。ですから、多分今回の7月の西日本豪雨でもタイムラインのとおりだったかという、なかなか厳しいものがあつたようで、またその見直しということがかけられてるようなんですが、それにしましても、私たちにとって情報共有というところに関しては、タイムラインができてもどういう状況でどうだということが自主防に具体的に明確に、どんなときにどうだということが十分に把握されてないということが感じられるんです。ですから、そのあたりの、災害もそれぞれ地震とかもちろん豪雨とかいろいろ違いますし、タイムラインもできてその後の、我々との共有というか周知が十分にできてないと結局絵に描いた餅のようになってしまいますので、このあたりが今後タイムラインの周知に関して自主防にどういうおろし方をしていく考えを持っておられるのか、そのあたりをお聞きしたいなと思っております。

○議長(八束 正) 徳居総務部長。

○総務部長(徳居芳之) これから、タイムラインにつきましては、先ほども言いましたけど、国、県が実施するタイムラインの訓練にも参加するとともに、松前町内でも防災訓練等で自主防災会の皆さんと一緒に協力しながらやっていきたいと考えております。また、自主防災組織の訓練がある際には、また町の方に要請していただきましたら訓練にも積極的に参加していきながら、どういう方向がいいか検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長(八束 正) 藤岡緑議員。

○8番(藤岡 緑議員) 実際に、この間の9月2日の町の総合訓練のときの内容を、各区长さんのところへおりにきた内容を見ると非常に、こういうふうにして、こういうふうにしてということだけ、何のためにこれが必要で何のためにこれなのかっていうことがよく分からなくて、何か地区ごとに、言ったら把握の仕方がそれぞれ自主防によって温度差が非常にあつたような気がするんです。それで、中に学校管理施設者とかそういった方々と協力して、今回の場合は風水害だつたということを想定してましたので、体育館を使わずに最初から学校の、岡田小学校なんかの3階で実際に受付をして、そこから一応待機していただいて、勧告の前の準備があつて勧告があつて、その後施設管理者のあと案内で、学校内のいろんな施設を皆さんで見てもらおうとかというような形で、そして最後に体育館に戻ってマンホールトイレの設置とかということで、何か最初だからかもしれないんですけど、最後のところあたりがどういうふういきちつと終わってるのかなという、検証についても私は不十分じゃないかな、今後されるのかなという部分もあるので、もう少し全体の、9月2日にあつたような町の総合訓練なんかに中身がもう少し明確に分かるもので

あって、自主防にもこれのためにこういうふうにしてるんだっていう流れがもう少し分かるものであったらいいなというふうに思ったんですけども、最後のマンホールトイレの何とかも時間の調整のためにつけたのかなというような感じに見えたので、その辺の整合性とかといったあたりは、総務、危機管理課としてはどういうふうにお考えだったのかなというところ、お聞きしたいなと思ってたんです。

○議長（八束 正） 徳居総務部長。

○総務部長（徳居芳之） 今回の訓練では、町長をはじめ部長、課長級で災害対策本部も設置いたしました。職員としましては、避難所担当職員、避難所連絡員、救護班で、あとは水門等の施設管理、河川及び農業用水路の担当職員、各指定避難所の施設管理者、あと自主防災会、消防団、皆さんでいろいろ訓練をしております。内容につきましては、今議員さんが言われたような内容ですが、今後それに訓練の後アンケート調査もしておりますので、先ほども答弁しましたように、訓練結果を検証してタイムラインにも反映させて精度の向上を図っていきたいと思います。

以上です。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 是非、アンケートの結果、それからタイムラインに反映させていって検証を行っていただきたいんですけど、大体いつ頃の予定でそれができ上がって皆さんにお示しできるんでしょうか。

○議長（八束 正） 徳居総務部長。

○総務部長（徳居芳之） 今月2日に実施したばかりですので、今取りまとめておるところですので、できるだけ早目にお知らせしたいと考えております。

以上です。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） まだまだ風水害の、これから出水期になりますので急がれることではありますが、しっかりと検証していただきたいなと思います。

それから、先ほどのシステムのことなんですが、9月12日ですか、そのときにまたお話し合いがあるということで、そういう、町としては県内統一の分でやっていかれるということなんで、全国共通のJ-LIS版のシステムというのは今のところ考えてないということよろしいんでしょうか。

○議長（八束 正） 徳居総務部長。

○総務部長（徳居芳之） 今まで、昨年度3回開いた中でもシステムの概要説明が2回開催されております。今回も、今年度2回目のときも、被災者生活再建システムのシステム内容についての説明もありますので、そこら辺も踏まえて協議検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） そしたら、そちらとの導入のことも若干は考えの中にあるという事でよろしいのでしょうか。

○議長（八束 正） 徳居総務部長。

○総務部長（徳居芳之） 次の会に参加して、どういうふうな内容か確認してから、また松前町としても検討していきたいと考えております。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） どちらにいたしましても、まだ30年7月の分のことで、全体にいろんなことが県の方も遅れていると思いますので、それに対して市町村がどう対応していくかということで、多分対応が後手後手になっていってる部分もあると思うんですけども、どちらにしてもその対応とか形が出てきた時点でまた私たち、町民にも知らせていただけたらと思いますので、以上で私の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員の一般質問を終わります。

9番加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 9番加藤博徳が、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

大きく3つの項目に分けて質問をいたします。

まず、障がい者雇用率についてお尋ねします。

障がい者雇用率は、障がい者の雇用を促進するために昭和35年に制定された障害者の雇用促進等に関する法律に基づき実施されました。しかし、法定雇用率を含めた改正が平成28年4月に実施され、官公庁では雇用率が2.3%から2.5%に改正されました。本来、障がい者の雇用を率先し雇用率を遵守すべき官公庁が、解釈の違いや誤解とはいえ33省のうち27省が雇用人数を水増ししており、多くの障がい者の雇用の場が失われたことになり、大変残念な問題だと思えます。

そこで、お尋ねいたします。

1つ目に、松前町の障がい者雇用率は幾らで、取組推移と今後の計画はどのようになっているのでしょうか。

2つ目に、民間の場合は障害者手帳等の提示確認が必要であります。官公庁の場合は報告のみでそのような規定がないということですが、松前町ではどのような方針と規定のもとで確認し、実施しているのでしょうか。

3つ目に、どのように公平、公正さを担保しているのでしょうか。

4つ目に、松前町内の企業実績が分かるとれば教えてください。

以上、第1回目の質問とします。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

和田総務課長。

○総務課長（和田欣也） 障がい者雇用率についてお答えいたします。

平成30年6月1日現在の松前町の障がい者雇用率は、障害者の雇用の促進等に関する法律に規定されている法定雇用率の2.50%に対し、町長部局が2.75%、教育委員会が3.81%であると愛媛労働局に報告しています。この度、9月3日付けで愛媛労働局から、育児休業や病気休職により休んでいる職員なども、常時勤務をしていない者でも松前町職員の身分を有していれば対象職員に含めるなどの新しい基準が示されました。新しい基準では、町長部局は2.64%になり、教育委員会は変更なく旧基準と新基準のいずれも法定雇用率の2.50%をクリアしています。なお、新基準による町長部局の雇用率については、改めて愛媛労働局に報告したところです。

本町では、平成26年度以前においては法定雇用率を下回っていた時期もありましたが、障がい者を対象とした採用試験を実施して障がい者を積極的に採用するなどにより、平成27年度から現在までは毎年度法定雇用率を上回っています。今後も、該当する職員の定年等を考慮しながら計画的に採用していきます。

障がい者の確認につきましては、本町では身体障がい者のみのため、身体障害者手帳の提示を求めまして障がいの状況を確認しています。障がい者採用試験により採用した者については、採用後に、採用後に障がい者に該当することとなった職員については、障害者手帳の交付後に記載内容を確認しています。手帳を根拠としていますので、公平かつ公正な事務手続であると言えます。なお、障がい者雇用率に関する町内の企業実績の状況は、担当である愛媛労働局に確認してみたところ、市町単位での集計はしてないようですので把握できませんでした。

以上です。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 松前町としてクリアしているということで、私は非常に安心をいたしました。

その中で、1点お聞きしますが、雇用率の分母なんですけれども、分母は法定上で臨時職員とかそのあたりの考えはどういうふうに松前町はされていますか。

○議長（八束 正） 和田総務課長。

○総務課長（和田欣也） 臨時職員も、パート職員も、先ほど言いました休業職員も含めまして分母になります。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） そのことによって、先ほど言われた2.75から2.64に雇用率が下がったという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（八束 正） 和田総務課長。

○総務課長（和田欣也） 2.64に下がったのは、休業している者とか休職中の者、育児休業の者も含めて再計算したところ、そうになりました。

以上です。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 非常に安心しました。よそのところがきちっとできてるかどうかというふうな問題もあるでしょうが、これは、一つは誰がどのような形で雇用する場合においてもきちっとできるようなシステムづくりができてるのかなというふうな解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（八束 正） 和田総務課長。

○総務課長（和田欣也） 身体障害者手帳を確認しまして、人事台帳にコピーとかをつけてまして、その管理につきましては職員がもし変わったとしても公平公正な管理となりますので、できていると解釈していただいて構わないと思います。

以上です。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 安心しました。引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

次に、教育教材の利用について、2点お聞きしたいと思います。

まず、今年3月に道徳用の高価なDVDを購入したと思うんですが、その後の利用活用状況と成果について分かるとればお知らせいただきたいと思います。また、ほかの市町村等の活用状況が分かるとればお知らせいただきたらと思います。

次に、英会話用のAIロボットについてお尋ねをします。

昨今、多方面でAIロボットのことを耳にします。これからの子どもたちは、語学力、特に英会話は必須とされています。しかし、その中でも特に会話が弱いと言われていきます。体験、体得が大切です。しかし、現実的には日常的に気軽にそのような会話が体験できません。また、講師不足、確保も難しく、外国人講師の確保も費用の面で大変だと認識しています。

そこで、この度文科省でも来年度からAIを利用した英会話ロボット、小学校低学年用を全国で100台、1台250万円程度で予算導入化しているという予定を聞きました。教育の町松前町に是非積極的な導入推進をと思いますが、お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

以上。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

米澤学校教育課長。

○学校教育課長（米澤浩樹） 道徳用DVD教材についてお答えをします。

平成30年度から、小学校で道徳が教科化されました。今年度から、道徳のDVD教材を購入し、各小学校において授業のねらいに即して適切に利用しており、学級担任によって使用回数の差はありますが、1学期の道徳の授業時間数の7割程度の時間、利用しています。DVD教材を利用することにより、児童はアニメ、資料映像、プロの朗読、発問の提示、吹き出しなどをデジタルテレビを通して視聴できるので、今まで以上に興味、関心を持って学習に取り組むことができます。また、教員も授業が円滑に進めやすく、児童、教員ともに顕著な効果が出ています。ほかの市町についても、DVD教材を適切に利用していると聞いております。

続いて、英会話用AIロボットについてお答えをします。

小学校では、平成23年度から5、6年生で英語に親しむための英語活動の授業を行っていますが、今回の学習指導要領の改訂により英語が教科とされ、平成32年度から3、4年生は英語活動が週1時間、5、6年生は教科としての英語が週2時間の授業となります。英語活動や英語科の目標は、聞くことや話すこと、読むことや書くことの言語活動を通してコミュニケーションを図る基礎となる資質や能力を育成することにあります。今年5月、日本で初めて福岡県の一つの小学校で英語授業にAIロボットが導入されました。その授業では、文部科学省が作成した小学3、4年生向け英語学習の新教材に沿って、AIロボットが外国人の外国語指導助手いわゆるALTに代わって授業の補助をしています。AIロボット導入のねらいは、児童の興味関心の喚起、ネイティブの発音を聞かせることや小学校教員の英語力のカバーにあるようです。

AIロボットの導入については、一定の効果は予想されますが、現時点で導入する考えはありません。その理由は、AIロボットの導入は全国で1校だけであることから効果について実証されていないこと、コミュニケーション能力を培うにはAIロボットより生の人間であるALTの方が小学生には有効であること、ネイティブの発音を聞かせることについては、今年度更新する小学校のパソコン、タブレットで十分対応できることなどです。なお、AIロボットに関する文部科学省の事業予定については、現時点では確認できませんでした。

以上です。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） DVDの活用については、非常に有効的に活用されてるということで安心をいたしました。今後とも、有効的な活用をお願いしたいと思います。

引き続き、AIロボットですが、これについては今答弁いただきました生のALT、これに勝るものはないと、そのとおりだと思います。それに補完するものとして、AIロボットというのはいんじゃないかなというふうに思います。まだまだ出始めで、1校だけということではありますが、今後どんどんどん日進月歩で進化していこうと思います。

子どもたち3、4年生が平成32年、まだまだ先ではありますが、そのときにはそういうふうな状態のAIロボットができていられるかも分かりませんが、改めてそういう情報を仕入れながら検討を、私も注視していきたいというふうに思います。

次に、町花ヒマワリについて御質問をいたします。

中川原地区では、耕作放棄地対策や環境にやさしい松前町の取組の一環として補助金をいただき、ヒマワリ栽培が始まりました。当初の栽培は、ヒマワリの花として栽培をしておりましたが、3Rの取組として種子から油を絞り軽油に生成し、より環境にやさしい油として町所有のディーゼル車に使用していました。また、中川原では、ヒマワリの開花時期にあわせて毎年ひよこたん池周辺でひまわり祭りを行っています。そのことにより、今では地区の一大祭りとなり、環境啓発と地域コミュニケーションの場になっています。栽培当初は、ヒマワリの種子の剥離には手で実施し、乾燥は天日干しを行っていました。天気の悪い日、途中で雨が降り出して慌てて収納した苦労を思い出します。最近では、種子の採取には専用コンバインで行い、大変楽になっています。

しかし、種子採取用のコンバインも老朽化が進み、今後のメンテナンスにも不安があります。このコンバインは、日本で1台しかないと聞いておりますが、町の意向に沿った環境改善、耕作放棄地の削減、ヒマワリの栽培の拡大と一挙両得のこの事業、中川原以外でも実施していますが、町として今後の方針はどのように考えていますか、お聞かせください。

以上です。2点目の質問を終わります。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

重松町民課長。

○町民課長（重松修平） 町花ヒマワリについてお答えいたします。

町では、バイオマスタウン構想に基づいて、平成18年度からヒマワリの種から油を採取して食用や燃料として利活用するバイオマス推進事業を行っております。中川原地区では、平成13年頃から先行してヒマワリの栽培と種子の食用油への活用を行っていたことから、町がバイオマス推進事業を始めるに当たって、ヒマワリの栽培については中川原地区に委託したものです。その後、ヒマワリ栽培は他地区にも広がりを見せましたが、現在町がヒマワリ栽培を委託しているのは中川原地区と東古泉地区の2地区になっています。バイオマス推進事業によるヒマワリの種の搾油量は、平成18年度から29年度までに1,620リットルで、これをバイオディーゼル燃料に精製し、公用車やひまわりバスに利用しています。これによる二酸化炭素の排出削減量は約4トンになります。これは、1年間に杉の木約285本が吸収する二酸化炭素の量に相当する量です。

町としては、バイオマス推進事業は四国でも数少なく、愛媛県では松前町だけの先進的な魅力のある事業であり、農地の保全、景観形成はもとよりバイオマス資源のリサイクル

を行うことにより環境負荷を低減し地球温暖化防止に寄与する事業であること、さらに町の環境施策のシンボリックな事業であることから、今後も継続していきたいと考えています。なお、この事業を継続していくためには、ヒマワリの刈取り、脱穀作業を行う専用コンバインが不可欠です。しかし、現在ある専用コンバインは製造後13年経過し老朽化していることから、修理しながら継続して使用できるのか、代替機に更新する必要があるのか等について、費用も含めて検討してきたいと思えます。

以上です。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 一定の回答、いただきました。

中川原も、今答弁いただきましたように平成13年からずっとやっております、みんなが非常に楽しみにしている行事でもあります。今、今後とも続けていっていただけるということで、みんなも喜ぶんじゃないかと思いますが、いかんせん取り込みのときのコンバインの今後の維持というのは非常に難しい問題があつて、1台750万円ぐらいするというふうなお答えをいただきましたので、それは大変だなと思ひながら聞いておりました。是非、この事業が続きますように検討していただいて、私の一般質問を終わります。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全て終了します。

これにて散会します。

午後2時6分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松前町議会議長 八 束 正

松前町議会議員 城 村 トキ子

松前町議会議員 村 井 慶太郎

9月25日（第3号）

平成30年松前町議会第3回定例会会議録

平成30年9月25日第3回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1 番 住 田 英 次	2 番 田 中 周 作	3 番 金 澤 浩
4 番 影 岡 俊 範	5 番 稲 田 輝 宏	6 番 城 村 トキ子
7 番 村 井 慶太郎	8 番 藤 岡 緑	9 番 加 藤 博 徳
10 番 八 束 正	11 番 岡 井 馨一郎	12 番 早 瀬 武 臣
13 番 三 好 勝 利	14 番 伊 賀 上 明 治	

不応招議員は、次のとおりである。

な し

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡 本 靖
副 町 長	升 田 年 紀
教 育 長	本 馬 毅
総 務 部 長	徳 居 芳 之
保健福祉部長	大 政 哲 志
産業建設部長	松 岡 謙 三
教育委員会 事務局長	仲 島 昌 二
総 務 課 長	和 田 欣 也
財 政 課 長	合 田 光 隆
財政課技監	近 藤 俊 彦
税 務 課 長	早 瀬 晴 美
福 祉 課 長	楠 田 匡 志

町民課長	重松修平
保険課長	小池良治
健康課長	大川康久
まちづくり課長	黒田泰弘
産業課長	横山眞史
上下水道課長	仙波晴樹
会計課長	山田 運
学校教育課長	米澤浩樹

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	塩梅 淳
議会事務局書記	徳本 敏子

平成30年松前町議会第3回定例会

議事日程表 No.3

	平成30年9月25日(火)	午前10時30分	開議
日程第1	会議録署名議員の指名		
日程第2	請願第1号	日本政府が、「核兵器禁止条約」に署名・批准することを求める意見書の提出についての継続審査の申し出の件	
	上程	採決	
日程第3	議案第48号	松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例	
	上程	委員長報告(総務産業建設)	質疑 討論 採決
日程第4	議案第49号	松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例	
	上程	委員長報告(文教厚生)	質疑 討論 採決
日程第5	議案第50号	松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
	上程	委員長報告(文教厚生)	質疑 討論 採決
日程第6	議案第51号	松前町都市公園条例の一部を改正する条例	
	上程	委員長報告(文教厚生)	質疑 討論 採決
日程第7	議案第52号	権利の放棄について	
	上程	委員長報告(総務産業建設)	質疑 討論 採決
日程第8	議案第53号	平成29年度松前町歳入歳出決算認定について	
	上程	委員長報告(予算決算)	質疑 討論 採決
日程第9	議案第54号	平成29年度松前町水道事業会計決算認定について	
	上程	委員長報告(予算決算)	質疑 討論 採決
日程第10	議案第55号	平成30年度松前町一般会計補正予算(第3号)	
	上程	委員長報告(予算決算)	質疑 討論 採決
日程第11	議案第56号	平成30年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	
	上程	委員長報告(予算決算)	質疑 討論 採決
日程第12	議案第57号	平成30年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	
	上程	委員長報告(予算決算)	質疑 討論 採決

- 日程第13 議案第58号 平成30年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2号)
上程 委員長報告(予算決算) 質疑 討論 採決
- 日程第14 議案第59号 平成30年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
上程 委員長報告(予算決算) 質疑 討論 採決
- 日程第15 議案第60号 H30幹道第1号-2町道西古泉筒井線道路改築工事請負契約の締結について
上程 提案理由説明 質疑 討論 採決
- 日程第16 議員派遣の件
閉 議
町長挨拶
閉 会

午前10時30分 開議

○議長（八束 正） ただいまから、本日の会議を開きます。

~~~~~

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（八束 正） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。8番藤岡緑議員、9番加藤博徳議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

日程第2 請願第1号 日本政府が、「核兵器禁止条約」に署名・批准することを求める意見書の提出についての継続審査の申し出の件（上程、採決）

○議長（八束 正） 日程第2、請願第1号日本政府が、「核兵器禁止条約」に署名・批准することを求める意見書の提出についての継続審査の申し出の件を議題とします。

総務産業建設常任委員長から委員会において審査中の事件について調査検討が必要なため、松前町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（八束 正） 異議がありますので、採決を行います。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（八束 正） 起立多数です。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることは可決しました。

~~~~~

**日程第3 議案第48号 松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）**

○議長（八束 正） 日程第3、議案第48号松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長、岡井馨一郎議員。

○総務産業建設常任委員長（岡井馨一郎議員） 去る9月4日の本会議において、当総務産業建設常任委員会に付託されました議案第48号について、審査の内容とその結果を御報

告いたします。

この条例は、公職選挙法第172条の2の規定により、松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙公報を発行するため、新たに制定するものです。

審査の過程において、愛媛県議会議員選挙の選挙公報導入状況について質疑があり、愛媛県は既に導入しており、愛媛県内では愛媛県、松山市、西条市及び新居浜市の4自治体が条例を制定し選挙公報を発行している。なお、愛媛県下の町では初の実施となるとの答弁がありました。また、選挙公報における掲載文及び写真の大きさは、松前町選挙管理委員会が決定する。さらに、候補者の経歴等については、立候補届の事前審査の原稿を精査するが、基本、申請のあった内容を掲載するとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので御報告いたします。

○議長（八束 正） 委員長の報告を終わります。

議案第48号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第48号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第49号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（八束 正） 日程第4、議案第49号松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、城村トキ子議員。

○文教厚生常任委員長（城村トキ子議員） 去る9月4日の本会議において、当文教厚生

常任委員会に付託されました議案第49号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、町長の附属機関として、松前町認知症初期集中支援チーム検討委員会を新たに設置するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、認知症初期集中支援チームの内容について質疑があり、認知症の重症化を予防するため、認知症又はその疑いのある方を訪問し面接等を行う。専門医のバックアップを受けながら、必要に応じて医療機関につなげたり、適切な介護サービスの提案などを行う。今回設置される検討委員会は、チーム運営や地域での認知症対策について検討するものであると答弁がありました。

チームへの相談は、家庭からの申し出だけを受けるのかとの質疑に対し、家族以外の支援者からの申し出に対応することも想定しているとの答弁がありました。

高齢者の運転免許証更新について連携して活動するのかとの質疑に対し、ある程度の年齢への方へ、生活状況も考慮しながら返納を勧めるようにしているが連携は想定していない。チームではなく、認知症地域支援推進委員で対応することになると答弁がありました。

委員報酬が一般的な行政委員と同額だが、専門職の参加による報酬額の増額はないのかとの質疑に対し、委員に医師も参加されるが、チーム運営に関し意見をいただくもので、医療的助言ではないため報酬は一般的な行政委員と同額になっているとの答弁がありました。

若年性認知症への対応はあるのかとの質疑に対し、介護保険法に基づく制度であるため、対象は40歳以上の方になるとの答弁がありました。

委員からは、適切な初期対応を行うことで認知症の重症化の防止やある程度の機能回復も期待できる。チームの力が発揮できるよう努めてほしいとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので御報告いたします。

○議長（八束 正） 委員長の報告を終わります。

議案第49号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第49号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第50号 松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(上程、委員長報告(文教厚生)、質疑、討論、採決)

○議長(八束 正) 日程第5、議案第50号松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、城村トキ子議員。

○文教厚生常任委員長(城村トキ子議員) 去る9月4日の本会議において、当文教厚生常任委員会に付託されました議案第50号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、町内に今回の条例改正に関わる施設はあるのかとの質疑に対し、現時点ではない。今後施設ができたときに対応できるよう改正を行うとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので御報告いたします。

○議長(八束 正) 委員長の報告を終わります。

議案第50号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第50号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第51号 松前町都市公園条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（八束 正） 日程第6、議案第51号松前町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、城村トキ子議員。

○文教厚生常任委員長（城村トキ子議員） 去る9月4日の本会議において、当文教厚生常任委員会に付託されました議案第51号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、2017年えひめ国体におけるホッケー競技が行われたことを将来に伝えるため、松前町ホッケー公園の名称を「松前町国体記念ホッケー公園」と変更するものです。

審査の過程において、公園への案内看板に関する質疑があり、4か所に設定する予定で、当初予算700万円を計上している。現在は計画段階であるため、名称変更による影響はない。今後は変更後の名称で設計を行い、10月頃に入札を行う予定であるとの答弁がありました。

委員からは、正式名称は長いため通称を付けてはどうかとの意見があり、前向きに検討するとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので御報告いたします。

○議長（八束 正） 委員長の報告を終わります。

議案第51号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第51号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第52号 権利の放棄について（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（八束 正） 日程第7、議案第52号権利の放棄についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長、岡井馨一郎議員。

○総務産業建設常任委員長（岡井馨一郎議員） 去る9月4日の本会議において、当総務産業建設常任委員会に付託されました議案第52号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この議案は、愛媛県漁業信用基金協会の財務内容改善のため、松前町の出資金27口、135万円のうち、出資口数9口、45万円を減じることで発生する払戻請求権を放棄することについて議会の議決を求めるものです。

愛媛県漁業信用基金協会は、漁業者等への円滑な融資のために債務を保証する目的で昭和28年6月に設立されましたが、安定した保証業務の継続、今後予測される南海トラフ大地震による漁家経営の影響等を考慮し、組織強化を図るために全国協会と合併するものがあります。

平成29年4月に一次合併があり、平成31年4月の二次合併で完了となるが、合併前に欠損金を解消する必要があり、出資金の減資により欠損金を補填することが必至です。出資者による払戻請求権の放棄が必要となる。払戻請求権の額は、減資口数9口、45万円掛ける減額率となっている。

委員から合併のメリットについて質疑があり、大災害により想定される代位弁済の増大に対し、安定的な財務基盤と組織体制の強化により、早期復旧・復興に必要な資金の事務処理上の迅速化が図られるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので御報告いたします。

○議長（八束 正） 委員長の報告を終わります。

議案第52号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第52号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。



~~~~~

日程第8 議案第53号 平成29年度松前町歳入歳出決算認定について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第9 議案第54号 平成29年度松前町水道事業会計決算認定について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

○議長（八束 正） 日程第8、議案第53号平成29年度松前町歳入歳出決算認定について及び日程第9、議案第54号平成29年度松前町水道事業会計決算認定についてを一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、加藤博徳議員。

○予算決算常任委員長（加藤博徳議員） 去る9月4日の本会議において、当予算決算常任委員会に付託されました議案第53号及び議案第54号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

まず初めに、議案第53号松前町歳入歳出決算認定について御報告いたします。

内容につきましては、総務課より順に報告いたします。

まず初めに、職員の時間外勤務時間の偏りについて質疑があり、特に平成29年度はえひめ国体に職員全員が従事したため、通常業務に影響があった。総務課としては、選挙や水防の事前対応などがあり、時間外勤務が多くなっている現状であるが、係で協力し合い平準化を図りたい。全庁的には時間外を減らすように毎週水曜日にノー残業デーを実施したり、超過勤務時間が月60時間を超過する職員は所属の所属長が面談を行い、健康状態や仕事の進捗状況を確認しているとの答弁がありました。委員からは、突発的な災害は仕方ないが、ある程度分かっているものは職員間で負担軽減し分散するようにしていただきたいとの意見がありました。

次に、ふるさとづくり総合支援事業費補助金の内容について質疑があり、2つの事業があり、1つは防災マップ、防災用のパネル地図の作成などを行う「防災・減災事業」、もう1つは海外ホッケーチームを招へいし、国際交流を行う「ホッケーのまちづくり推進事業」であるとの答弁がありました。

次に、ふるさと納税寄附金の用途について質疑があり、平成29年度は件数は20件で、この納税実績分は平成30年度の事業に充てるようになるが、その事業については財政課との協議で決定し、ホームページ上でも公表するとの答弁がありました。

次に、財務4表作成業務及び固定資産台帳更新業務委託料は今後も予算が発生するのかなどの質疑に対し、財務4表作成業務は今後三、四年の間には財務課で作成ができると考えており、委託業者との協議を行っている。また、固定資産台帳更新業務は専門的で複雑な計算などがあるため当面は委託するが、時期が来れば切替えを行いたいとの答弁がありま

した。

次に、経常収支比率が高くなっていることに対する対応について質疑があり、人件費や扶助費など経常的に支出される経費が増加している。扶助費は全国的に上昇しており、松前町でもここ4年平均で毎年1億円以上増加している。事業の見直しなどにより経費の削減に努めたいとの答弁がありました。

次に、町税などの徴収率向上の取組について質疑があり、税金に未納のある人に催告書を送付しており、催告しても完納にならない場合は、預貯金、生命保険などの財産調査を滞納金額にかかわらず全件について徹底して実施している。生活保護者などの執行停止であっても財産調査などは常に続け、滞納整理に取り組んでいる。また、課税に対しての不満のある滞納者には、賦課担当者が個別に詳細な説明を行っている。納税は義務であるため、財産を発見した場合には差押えを行うなど継続的な徴収事務に取り組んでいるとの答弁がありました。

次に、はだか麦プロジェクトの成果と補助金について質疑があり、平成29年度はおいしい料理販売店として新たに2店舗を認定した。イベントなどにも出店し、はだかむぎゆの販売を行ったが商品化にはつながっていないため、更に努力をしていきたい。また、補助金をもらうためには事業要望をし、国の審査を経て該当する場合には事業費の2分の1の補助になっている。補助金の期間は平成32年度までであるとの答弁がありました。委員からは、平成29年度事業の金額が妥当か、もう少し金額を上乗せし、今後の事業に取り組んでいただきたいとの意見がありました。

次に、町営住宅の修繕費と家賃収入について質疑があり、長年住んでいた方が退去後に残された設備を再使用することについて検討し、修繕費の削減に努める。あわせて、分割納付を引き続き行うなど、家賃の徴収率を上げることを考えていきたいとの答弁がありました。また、町営住宅と改良住宅の総件数は400戸、町営住宅の入居件数は252戸で入居が少ないが募集などはどのようにしているのかとの質疑に対し、毎年時期を決め定期的に広報などで募集している。高齢者の4階入居希望は少ないとの答弁がありました。委員からは、町営住宅は100戸近く空いている。うまく利用し、年間に要する修理費の埋め合わせができるようにしていただきたいとの意見がありました。

次に、長尾谷川遊水池等樋門及び排水ポンプの保全委託料について、他の地区の施設は大字が管理しているが、ここだけ業者委託をしているのはなぜかとの質疑に対し、長尾谷は夫婦、早船、土川の3か所の樋門管理や湛水防除などを稼働させる業務を行うため、作業が多岐にわたり規模が大きいと考えるため委託しているとの答弁がありました。委員からは、次の契約までに大字に業務を任せられるかどうか協議をし、その結果により今後どうするかを検討していただきたいとの意見がありました。

次に、公共下水道事業特別会計において、国の補助金と一時借入金の状況について質疑

があり、工事が完成すると代金を業者へ支払う。その工事費に対し後から国の補助金の受入れや地方債の借入れを行うという資金の流れになっている。年度末には業者への支払が多額となり、資金の不足分を金融機関から借入れ、国の補助金や地方債で返済している。一時的に資金が不足するため借入れを行ったものであるとの答弁がありました。

次に、学校備品の購入方針について質疑があり、各校から必要な備品を申請してもらい、調整の上、予算を配分している。各学校の使用方針については特に掲載しているものはないが、学校評価項目として検討したいとの答弁がありました。

次に、補助金は交付団体の運営状況によって交付を取りやめる場合があるのかとの質疑に対し、交付団体の状況は決算資料などで確認している。内容に問題があれば取りやめも検討する。現時点では問題のある団体はなく、今後も同様に交付する予定であるとの答弁がありました。

次に、委託料の不用額の原因について質疑があり、平成28年度の実績を踏まえて当初予算を計上するため、入札減少金によって差が生じているとの答弁がありました。

次に、学校生活支援員について質疑があり、各学校の先生や小児科医などで構成される町教育支援委員会で配慮が必要と判断された園児・児童・生徒に対して配置している。保護者からの配置希望は年々増加しており、平成29年度は23人の支援員を配置した。また、年度途中で転出した対象者がいたため、支援員賃金を減額しているとの答弁がありました。

扶助費について質疑があり、要保護・準要保護生徒就学援助費などがあり、給食費や学校で必要な道具などを補助している。生活保護世帯ではないが、援助が必要と判断される準要保護世帯は近年増加傾向にあるとの答弁がありました。

学校の太陽光発電施設の売電費について質疑があり、太陽光発電施設の有無によって差がある。北伊予中学校、松前中学校、岡田小学校の3校に設備があり、太陽光発電により3校合わせて約226万円の収入を得たとの答弁がありました。

非常勤職員報酬の不用額について質疑があり、公民館館長3名に非常勤特別職を配置予定であったが、1名が再任用職員となったため報酬額が下がり不用額が生じたとの答弁がありました。

次に、夜間照明施設の使用料滞納への対応について質疑があり、平成29年度に法的手続きをとり不納欠損を行ったとの答弁がありました。

次に、委託料の繰越しについて質疑があり、障がい福祉計画策定業務が年度内に完了しなかったため、次年度に繰り越したものであるとの答弁がありました。

次に、増額補正した予算に不用額が生じたのはなぜかとの質疑に対し、補正予算の積算時期は実際の補正時期よりも3か月ほど早い。状況の変動が激しい事業が多く、見込みとずれが生じたためであるとの答弁がありました。

次に、愛顔の子育て応援事業について質疑があり、第2子が生まれた家庭に対し、5万円分の紙おむつチケットを交付する。当初は使用率を70%と見込んでいたが、実際の使用率は半分以下であったため、使用状況を調査し来年度の予算の参考にしたいとの答弁がありました。

次に、子育てワンストップサービスについて質疑があり、個人番号カードの普及活用の一環として実施しているが、まだ浸透しておらず申請はなかった。環境づくりをしていくとの答弁がありました。

次に、保育園への防犯カメラ設置について質疑があり、町内私立保育園1園に設置補助を実施した。当初は2園補助予定であったが、1園が園舎建て替えを予定することによって申請がなくなったため1園分が減額された。また、町立保育所への防犯カメラ設置の財源は、当初地方債を予定していたが、予算規模と利子を勘案し、全額を一般財源で実施したとの答弁がありました。

次に、職員の超過勤務について質疑があり、平成29年度から保育幼稚園係が新設され、1人当たりの超過勤務はやや減少している。しかし、もともとの事務量自体が多く、新たに発生した事務もあるため依然超過勤務は多い。交代しながら休みをとるよう指導しているとの答弁がありました。委員からは、事務の内容の見直しや、職員配置の見直しを行い、負担軽減に努力してほしいとの意見がありました。

次に、保育利用者負担金などの滞納への対応について質疑があり、滞納内容を確認し、破産者など回収見込みのないものは不納欠損を行い、債権整理を進めている。児童クラブ利用料については、本人の同意を得て児童手当の振替を行うなどの取組を続けた結果、滞納額を減少させることができた。口座振替への変更手続の交渉なども行っているとの答弁がありました。

次に、旧宗意原保育所解体におけるアスベスト含有調査について質疑があり、解体費用設計後改めて行った調査で発見した。今後同様の設計を行う場合は設計時にアスベスト含有調査を含めるようにするとの答弁がありました。委員からは、効率よく事務を進めるよう工夫してほしいとの意見がありました。

次に、交通指導員について質疑があり、地域の交通指導員は町内3校区で26名おり、1校区当たり10人前後で指導をお願いしている。指導員には非常勤職員として報酬を支払っている。また、交通安全協会に所属する指導員3名の人件費を松前町と伊予市で負担している。負担割合は免許取得人口や学校数などで按分し、松前町が39.9%、伊予市が60.1%であるとの答弁がありました。

次に、低所得者への負担軽減補助制度について質疑があり、国費で介護保険料を軽減する「低所得者保険料軽減」と県費で介護サービス利用者負担分を軽減する「低所得者対策」という補助があるとの答弁がありました。

次に、国民健康保険特別会計の予備費について質疑があり、例年不測の出費に備え確保しているものであるとの答弁がありました。

次に、介護保険料の滞納対策について質疑があり、滞納者への財産調査を行った上で不納欠損などの滞納整理を進めている。滞納者には納入の必要性を十分説明し、理解を得ながら徴収に取り組むとの答弁がありました。

次に、保険給付費の不用額について質疑があり、要因については一概に言えないが、1人当たりの給付額が見込みより減少したことが主な理由であるとの答弁がありました。

次に、老人ホーム入所措置費の不用額について質疑があり、年度内で入所者の移動があり、予算計上時の人数との差が生じたためであるとの答弁がありました。

次に、委員から事業ごとの執行率、不用額を把握し、反省点を来年度予算に反映するよう努めてほしい、また不用額の詳細を表記してほしいとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決を行った結果、全員一致をもって認定と決しましたので御報告いたします。

続きまして、議案第54号松前町水道事業会計決算認定について御報告いたします。

水道の有収率について質疑があり、水道管の漏水対策を実施してきたことで少しずつ改善していたが、平成29年度は複数箇所での漏水があったと思われるため前年度を下回ったと考えられる。今後、有収率が90%を切るようなことがあれば漏水調査を実施し、計画的な修理を行いたいとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致をもって認定と決しましたので御報告します。

以上で議案第53号及び議案第54号の審査とその結果についての報告を終了いたします。

○議長（八束 正） 委員長の報告を終わります。

議案第53号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第53号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第54号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第54号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第55号 平成30年度松前町一般会計補正予算(第3号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第11 議案第56号 平成30年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第12 議案第57号 平成30年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第13 議案第58号 平成30年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第14 議案第59号 平成30年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

○議長(八束 正) 日程第10、議案第55号平成30年度松前町一般会計補正予算(第3号)、日程第11、議案第56号平成30年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、日程第12、議案第57号平成30年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、日程第13、議案第58号平成30年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2号)及び日程第14、議案第59号平成30年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

暫時休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（八束 正） 再開いたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、加藤博徳議員。

○予算決算常任委員長（加藤博徳議員） 去る9月4日の本会議において、当予算決算常任委員会に付託されました議案第55号から議案第59号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

最初に、議案第55号平成30年度松前町一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算それぞれ1億8,188万8,000円を減額し、総額を100億5,053万3,000円とするものです。

歳入予算の主なものは、諸収入を1,578万5,000円増額し、国庫支出金を6,613万6,000円、県支出金を1億241万7,000円、町債を2,259万3,000円減額するものです。

歳出予算の主なものは、農林水産業費を1,505万8,000円、土木費を1,725万円、教育費を2,096万2,000円増額し、民生費を2億5,976万4,000円減額するものです。

審査の過程におきまして、総務部所管については、特に質疑はありませんでした。

産業建設部所管については、薬用作物を活用した地域農業の振興を図るための薬用作物生産流通体制支援事業について質疑があり、薬用作物である甘草を栽培する事業者が殺菌水生成設備及び冷蔵保管庫を購入する予定である。また、この事業者は昨年度の補助事業で乾燥機の購入をしており、5月から8月にかけて乾燥機の使用実績が確認できた。事業としてまだ実績が上がる状態ではないが、現在は設備投資の段階であり、先行投資が必要な状況にあるとの答弁がありました。

次に、米政策改革支援事業について質疑があり、水田農業経営の安定化を図るため、松前町特産のはだか麦（ハルヒメボシ）の作付面積拡大分に対し、種子購入代金の2分の1を生産者に補助するものである。農家の軒数ではなく、計画面積を12ヘクタールとして予算計上している。なお、農家の皆様には、今後のはだか麦の生産拡大に努力していただくように推進したいとの答弁がありました。

次に、認定農業者経営発展支援事業について質疑があり、地域で農業を主体となって支える認定農業者が購入する農業機械の一部を助成するものであり、コンバインとディスクロータリーを購入予定で、事業費は約820万円であるとの答弁がありました。

次に、道路舗装改修工事の工事単価について質疑があり、町道東6号線及び東68号線の面積1,500平方メートルの道路舗装改修工事は、舗装を剥ぎ取って打ち換えのためオーバーレイ工法に比べて工事単価が高くなるとの答弁がありました。

教育委員会所管については、松前幼稚園2階保育室空調設備取替工事について質疑があり、設置から19年経過し修繕が困難なため、現在設置している天井吊り下げ式と同等のエアコンと取り替える。見積設計はまちづくり課が行ったとの答弁がありました。委員から

は、設計金額が高額である。業者見積りをしてもらい、それを参考に金額を出すようにしてはどうかとの意見がありました。また、夏休み前からのエアコン故障で、その間園児への対応は適切であったのかとの質疑に対し、冷房設備の整った代替教室を使用していたため問題はなかったとの答弁がありました。

保健福祉部所管については、保育所・認定こども園等施設整備について、認定こども園の整備に係る補助を予定していた事業が今年度内の完成が困難となったことについて質疑があり、本来このようなことはあってはならないことである。しかし、今回は致し方なく、町としてもこのまま認定こども園ができないとなると待機児童の関係もあり子どもに迷惑がかかることになる。やむを得ず補正で減額をし、計画を1年ずらすことにした。遅くとも年内に開発許可申請ができるとの回答をもらっているとの答弁がありました。また、他の事業者についても1年延期が通用するのかとの質疑に、「やむを得ず」は基本的にない。今後は事前計画で厳しく指導を行うとの答弁がありました。

次に、公共施設温暖化対策推進事業について質疑があり、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助事業の執行団体である一般財団法人環境イノベーション情報機構に平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金によって松前町の公共施設の管理、運転状況調査、省エネ診断などを委託し、新たな第4次地球温暖化対策実行計画の策定を行うものであるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので御報告いたします。

次に、議案第56号松前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、前年度の決算に伴う清算を行い、国及び一般会計に返納するものです。また、国保事業報告システムの法改正及び元号改正に対応するための委託料を補正するものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので御報告いたします。

次に、議案第57号松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、後期高齢者医療事務処理システムの法改正及び元号改正に対応するための改修委託料を補正するものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので御報告いたします。

次に、議案第58号松前町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、審査の内容とその結果を御報告いたします。



今回の補正予算は、前年度の決算に伴う清算を行い、国、支払基金及び一般会計に返納するとともに運営基金に積み立てるものです。また、介護保険システムの元号改正に対応するための改修委託料を補正するものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので御報告いたします。

次に、議案第59号松前町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、平成29年度に借り入れた地方債における平成30年度分の償還金額が確定したところにより補正するものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので御報告します。

以上で議案第55号から議案第59号までの報告を終わります。

○議長（八束 正） 委員長の報告を終わります。

議案第55号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第55号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第56号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第56号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されまし

た。

議案第57号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第57号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第58号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第58号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第59号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第59号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第15 議案第60号 H30幹道第1号-2町道西古泉筒井線道路改築工事請負契約の締結について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（八束 正） 日程第15、議案第60号H30幹道第1号-2町道西古泉筒井線道路改築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第60号について提案理由を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

内容につきましては近藤財政課技監に説明をさせますので御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（八束 正） 近藤財政課技監。

○財政課技監（近藤俊彦） それでは、議案第60号H30幹道第1号-2町道西古泉筒井線道路改築工事請負契約の締結について補足して御説明いたします。

議案書の1ページ、参考資料も1ページを御覧ください。

参考資料で御説明させていただきます。施工場所は伊予郡松前町大字西古泉・東古泉。入札日は平成30年8月8日。工期は議会の承認を得られた日を本契約日、その翌日を着工日とし、完成日は平成31年2月28日の予定です。入札は一般競争で実施しました。入札参加業者は有限会社アールケイ総合開発、出海産業株式会社、株式会社伊藤組松前営業所、有限会社井戸熊建設、有限会社一貴産業、株式会社鈴木建設、松前土建株式会社、株式会社桃建設の8社です。入札の結果、低入札調査基準価格を下回った業者が3社いたことから、平成30年8月31日に低入札調査委員会を開催し審査を行った結果、3社とも失格となったため調査基準価格以上の中で最低金額で応札した出海産業株式会社を落札者とし、5,897万4,480円で仮契約を行っております。

次に、工事の概要について御説明いたします。

参考資料の2ページを御覧ください。

当路線の平面図になります。今回施工する区間は全体計画延長700メートルのうち、黒く色塗りしている区間で、施行延長220メートル、道路総幅員15メートル、車道幅員が6メートルです。

参考資料の3ページを御覧ください。

当施工区間の標準断面図になります。施工する主な構造物等は黒く色塗りしている重力式擁壁工337メートル、L型水路工106メートル、斜線部分の路床盛土工2,190立方メートル

ル、路床安定処理工1,985平方メートルなどになります。

最後に4ページを御覧ください。

入札の執行表になります。ここに記載されている金額は消費税抜きの金額となっております。予定価格6,202万4,000円に対して、落札金額は5,460万6,000円ですので、落札率は88%となります。

以上で説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第60号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（八束 正） 異議がありますので、議案第60号を原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（八束 正） 起立多数です。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第16 議員派遣の件

○議長（八束 正） 日程第16、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第127条の規定により、お手元に配付しましたとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をします。

なお、研修内容等に変更が生じた場合、議長において判断をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をします。

お諮りします。

各常任委員会が、松前町委員会条例に規定する所管事項のため閉会中に調査研究を実施

することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので会議を閉じます。

閉会に当たり、町長から御挨拶があります。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議長の許可をいただきましたので、平成30年第3回定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

議員各位には、終始熱心に御審議をいただきまして誠にありがとうございました。おかげをもちまして、提案させていただきました全ての議案につきまして議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。今議会で賜りました御意見や御提言につきましては、今後の町政運営に当たりまして十分に配慮してまいります。

さて、今月6日に発生した北海道胆振東部地震は多くの死傷者や避難者を出したほか、北海道内の全域で停電が発生するなど、甚大な被害となりました。この度の災害で犠牲になられた皆様の御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

姉妹都市のまつまえ町では、震度2を記録し、町内全域で停電が発生したものの、人的、物的な被害はありませんでした。停電も翌7日の午後9時には、全て解消されたとのことでした。まつまえ町が無事であったことにほっと一安心するとともに、改めていっどこで発生するか分からない自然災害に備えて、今できることを着実に実施し、安全で安心なまちづくりをより一層推進していかなければならないという思いを強くしています。

町内の田園では稲刈りの作業にいそしむ農家の皆さんの姿を目にするようになり、本格的な秋の到来を感じる季節となりました。全国各地で食欲の秋、読書の秋、スポーツの秋にちなんだ楽しいイベントが行われます。本町でも文化と実りの秋をテーマに、来月27日、28日の2日間、松前総合文化センターをメイン会場に第43回まさき文化祭を、11月10日、11日の2日間、エミフルMASAKIの御協力をいただき、まさき村前の駐車場を会場に第6回松前町産業まつりたわわ祭を開催します。町民の皆様には是非とも会場に足を運んでいただき、実も心もたわわに実った松前の秋を満喫していただきますようお願い申し上げます。

終わりに、日ごとに暑さは和らいでまいりましたが、日中はまだまだ残暑が残りそうですので、議員各位におかれましては一層御自愛くださいますとともに、町政の推進に御協力を賜りますようお願い申し上げまして閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（八束 正） これにて、平成30年松前町議会第3回定例会を閉会します。

午前11時54分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松前町議会議長 八 束 正

松前町議会議員 藤 岡 緑

松前町議会議員 加 藤 博 徳